戸塚区防災計画 (震災対策編)

令和4年度版

戸塚区役所



よこはま地震防災市民憲章 ~ 私たちの命は私たちで守る ~

ここ横浜は、かつて関東大震災に見舞われ、多くの方が犠牲者になりました。

大地震は必ずやってきます。その時、行政からの支援はすぐには届きません。

私たち横浜市民はそれぞれが持つ市民力を発揮し、一人ひとりの備えと地域の絆で大地震を乗り越えるため、ここに憲章を定めます。

穏やかな日常。それを一瞬にして破壊する大地震。大地震はいつも突然やって来る。今日かもしれないし、明日かもしれない。

だから、私は自分に問いかける。地震への備えは十分だろうかと。

大地震で生死を分けるのは、運・不運だけではない。また、自分で自分を守れない人がいることも忘れてはならない。私は、私自身と周りの大切な人たちの命を守りたい。

だから、私は考える。今、地震が起きたら、どう行動しようかと。

不安の中の避難生活。けれどみんなが少しずつ我慢し、みんなが力を合わせれば必ず乗り越えられる。

だから、私は自分に言い聞かせる。周りのためにできることが私にも必ずあると。

東日本大震災から、私たちは多くのことを学んだ。頼みの行政も被災する。大地震から 命を守り、困難を乗り越えるのは私たち自身。多くの犠牲者のためにも、このことを風化 させてはならない。

だから、私は次世代に伝える。自助・共助の大切さを。

よこはま地震防災市民憲章・行動指針

(備え)

- 1 自宅の耐震化と、家具の転倒防止をしておきます。
- 2 地域を知り、地域の中の隠れた危険を把握しておきます。
- 3 少なくとも3日分の飲料水、食料、トイレパックを備蓄・消火器を設置しておきます。
- 4 家族や大切な人との連絡方法をあらかじめ決めておきます。
- 5 いっとき避難場所、地域防災拠点や広域避難場所、津波からの避難場所を確認しておきます。
- 6 家族ぐるみ、会社ぐるみ、地域ぐるみで防災訓練に参加します。

(発災直後)

- 1 強い揺れを感じたら、命を守るためにその場に合った身の安全を図ります。
- 2 怖いのは火事、揺れが収まったら速やかに火の始末を行います。
- 3 近所のお年寄りや障害者の安否を確認し、余震に気をつけながら安全な場所へ移動します。
- 4 避難する時は、ガスの元栓と電気のブレーカーを落とし、備蓄食料と常用薬を持って行きます。
- 5 断片的な情報しかない中でも、噂やデマに惑わされないよう常に冷静を保ちます。
- 6 強い揺れや長い揺れを感じたら、最悪の津波を想定し、ためらわず大声で周囲に知らせながら高いところへ避難します。

(避難生活)

- 1 地域防災拠点ではみんなが被災者。自分にできることを見つけて拠点運営に協力します。
- 2 合言葉は「お互いさま」。拠点に集まる一人ひとりの人権に配慮した拠点運営を行います。
- 3 避難者の半数は女性。積極的に拠点運営に参画し、女性の視点を生かします。
- 4 子どもたちの力も借りて、一緒に拠点運営を行います。
- 5 消防団も拠点運営委員も同じ被災者。まずは感謝の言葉を伝えます。
- 6 「助けて」と言える勇気と、「助けて」に耳を傾けるやさしさを持ちます。

(自助・共助の推進)

- 1 あいさつを手始めに、いざという時に隣近所で助け合える関係をつくります。
- 2 地域で、隣近所で、家庭で防災・減災を学び合います。
- 3 子どもたちに、大地震から身を守るための知恵と技術、そして助け合うことの大切さを教えます。
- 4 横浜はオープンな街、訪れている人みんなに分け隔てなく手を差し伸べます。
- 5 私たち横浜市民は、遠方の災害で被災した皆さんにもできる限りの支援をします。

戸塚区防災計画 (震災対策編)

【第1部 総則】

第1章	戸塚区防災	計画の基本	的事項	頁		
第1節	目的・・・				 	1
第2節	計画の策定力	5針 •••			 	1
第3節	計画の性格及	なび構成 ・			 	• • • • • 1
第2章	戸塚区の概念	況				
第1節	自然的条件				 	• • • • 1
第2節	社会的条件				 	2
第3章	地震及び被	害の想定				
第1節	横浜市におけ	ける想定地震			 	2
第2節	地震動・・・				 	3
第3節	地盤被害 •				 	5
第4節	戸塚区の被害	『状況一覧			 	• • • • • 7
第5節	その他の被害	『想定・・	• • •		 	8
第4章	区、区民及	び事業者の	基本的	的責務		
第1節	行政の責務				 	• • • • 10
第2節	区民の責務				 	• • • • 10
第3節	事業者の責務	k			 	10

【第2部 災害予防計画】

第1章	防災力強化の取組	
第1節	防災情報通信 ・・・・・・・・	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
第2節	消防の体制 ・・・・・・・・	
第3節	防災備蓄計画 ・・・・・・・・	
第4節	給水対策 ・・・・・・・・・・	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
第2章	避難場所等の整備	
第1節	指定避難所(地域防災拠点)	1 5
第2節	広域避難場所 ・・・・・・・・	16
第3節	いっとき避難場所 ・・・・・・	16
第4節	その他の避難場所・・・・・・・	
第3章	緊急輸送体制の整備	
第1節	緊急輸送路の指定・・・・・・・	
第2節	建設業協会との連携・・・・・・	
第4章	防災体制の強化推進	
第1節	初動体制の強化 ・・・・・・・	
第2節	配備・動員計画・・・・・・・・・	
第3節	防災関係機関等との連携強化・・・	
第5章	災害に強い人づくり	
第1節	自助、共助、公助による減災・・	
第2節	防災意識の高揚・・・・・・・	
第3節	日頃からの区民の備え・・・・・・	
第4節	区民の防災活動の推進・・・・・・	
第5節	防災訓練の実施・・・・・・・・	
第6節	ボランティアとの協力体制の確立	
第7節	車中泊避難の予防・・・・・・・	
第6章	災害に強い地域づくり	
第1節	自主防災組織の強化 ・・・・・・	
第2節	災害時要援護者支援対策 ・・・・	2 5
第3節	社会福祉施設等における安全確保対策	策 ・・・・・・・・・・・・・・・2 6
第4節	事業者の防災体制の確立 ・・・・	
第5節	外国人支援策・・・・・・・・・	策 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
笙 7 音	学校施設における安全対策の推進	É
おっち	旧帝と往の安全な保体制の確立 .	

【第3部 応急対策】

第1章	応急対策の基	本																						
第1節	人命確保最優:	先 •																				- :	2 8	3
第2節	消火活動の優	先 •																						
第3節	情報受伝達				-				•			•	•		•	•	•	•	•			• :	2 8	3
第4節	区民の相互協力	カ・			•	•		•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	• :	2 8	3
第2章	区災害対策本	部の記	設置	• jį	■用																			
第1節	区災害対策本	部の設	置																	•	•	•	2 8	3
第2節	組織・運営																			•	•	•	2 9	Э
第3節	区本部の組織				•		•	•	•	•		•	٠	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	1
第3章	職員の配置・	動員																						
第1節	職員配置計画				•				•	•		•	•		•	٠	٠	•	•	•	•	•	3	7
第2節	職員の動員		• •		•		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	-	•	•	3 7	7
第4章	情報の収集と	: 伝達																						
第1節	情報受伝達方	針 •			•				•	•		•	٠		•	•	٠	•	•	•	•	•	3 8	3
第2節	通信手段・				•			•	٠	•		٠	٠	•	•	٠	٠	•	•	•	•	•	3 8	3
第3節	情報の収集、	報告及	び記	録	•		•	•	•	•		٠	٠	•	•	•	٠	•	•	•	•	•	3 9	Э
第4節	安否情報の提	-			•		•	•	•	•		٠	٠	•	•	٠	٠	•	•	•	•	•	4 ()
第5節	災害時広報・			٠.	•		•	•	٠	•		٠	٠	•	•	٠	٠	•	•	•	•	•	4 ()
第6節	広聴・相談活	動 •	• •	• •	•		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	1
第5章	消火及び救助	b・救 2	急活	動の	うま	施																		
					_				•	•		•					-				•		4 .	1
第1節	活動方針・			• •	•												•	•	•				-	
第2節	消火活動 •			: :					•	•		٠			•	•		:		-			4 2	
		··· •·· 動 ·		: : : :					:	:		:	:		•	•	•	:	•				-	
第2節 第3節 第6章	消火活動 ・ 救助・救急活 災害医療と係	 生												•	:		:					4 2	
第2節 第3節 第6章 第1節	消火活動 ・ 救助・救急活 災害医療 と 仮 災害医療 ・		・・ ・・ 生 ・・						•			:	:			:							4 2 4 3	3
第2節 第3節 第6章	消火活動 ・ 救助・救急活 災害医療と係		··· ··· 生 ···									:	:										4 2	3
第2節第 第 6章 第12節第 第7章	消火活動・ 救助・救急活 災害医療と傷 災害所傷生・ 生活衛生・ 応援派遣等の	保健衛: · · · · · · · ·	・・ ・・ 生 ・・		:																		4 3 4 3 4 3 4 8	3 3 3
第 2 節 第 6 章 第 第 2 章 第 7 章 第 1 節	消火活動・ 救助・救急活 災害医療とり 災害医療・ 生活衛生・ 応援派遣等の 広域応援活動	健衛 :)対応 拠点	::																				4 3 4 3 4 3 4 8	3 3 3
第 2 節 第 6 章 第 第 2 章 第 7 章 第 1 節	消火活動・ 救助・救急活 災害医療と傷 災害所傷生・ 生活衛生・ 応援派遣等の	健衛 :)対応 拠点	::	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·																			4 3 4 3 4 3 4 8	3 3 3
第 6 第 7 第 第	消火活動・ 救助・救急活 災害医療とり 災害医療・ 生活衛生・ 応援派遣等の 広域応援活動	健備: ・・・対点 が 対点の	··· ··· 受入	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·																			4 3 4 3 4 3 4 8	3 3 3
第 6 第 7 第 第	消火活動・ 救助・救害医療とり 災害医療・生活療・生活 生活が選派に た援派に で表 にはずいに では では では では では では では では では では	健衛 : ・・対応 対点等の 難対 :	··· ·受 策																				4 3 4 3 4 4 5 5 5 5 5 5 5 5 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6	3 3 3 1 1
第第 6 第第 7 第第 8 第第 8	消水 (グ (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大)	健備 : 対点等 対点等 対点等	··· ·受 策																				4 3 4 3 4 4 5 5 5 5 5 5 5 5 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6	3 3 3 1 1
第 第 6 第 7 第 7 第 8 8 8 9 8 9 8 9 8 9 8 9 8 9 8 9 8 9 8	消水が 災害 (別の (別の (別の (別の (別の (別の (別の (別の	健・・) 拠員 難・・ 対 点等 対・受	··· ·受 策																				4 3 4 3 4 4 5 5 5 5 5 5 5 5 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6	3 3 3 1 1
第 6 第 7 第 8 第 9 第 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	消救 (グ (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大)	く は か が が が が が が が が か ら う か が ・ 対 ・ で か が ・ 入 援	··· ·受 策	• • • • 策																			4 3 4 3 4 4 5 5 5 5 5 5 5 5 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6	3 3 3 1 1
第第第第23章12章1212章12章123第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第1123133133143153154163164174184 <td< th=""><td>消救 災災生 応広他 被避被要活動 整字語活 援域都 災難災援減 の等避の者 計者護の等避の者</td><td>く かい 対 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・</td><td>··· ·受 策</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>4 3 4 3 4 4 5 5 5 5 5 5 5 5 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6</td><td>3 3 3 1 1</td></td<>	消救 災災生 応広他 被避被要活動 整字語活 援域都 災難災援減 の等避の者 計者護の等避の者	く かい 対 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	··· ·受 策																				4 3 4 3 4 4 5 5 5 5 5 5 5 5 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6	3 3 3 1 1
第 6 第 7 第 8 第 第 6 第 7 第 9 第 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	消救 災災生 応広他 被避被要福入助 害害活 援域都 災難災援祉	保・・ 対拠員 難・・難開 大く 健・・ 対点等 難・受と設 策衛・・ 応 の 対・入援及	・・ ・受 策 ・れ護び	・・策営																			4 3 4 3 4 4 5 5 5 5 5 5 5 5 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6	3 3 3 1 1 1 2 5 7

第1節 輸送路の確保	_
第3節 土木施設の応急対応 · · · · · · · 6 第11章 行方不明者の捜索及び遺体の取扱い 第1節 行方不明者の捜索 · · · · · · · · · · · · · · · 6 第2節 遺体の取扱い · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	9
第11章 行方不明者の捜索及び遺体の取扱い 第1節 行方不明者の捜索・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第1節 行方不明者の捜索 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	0
第1節 行方不明者の捜索 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第2節 遺体の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第12章 物資等の供給 第1節 飲料水及び生活用水の確保 · · · · · · · 6 第2節 物資の供給 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
第1節 飲料水及び生活用水の確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第1節 飲料水及び生活用水の確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第2節 物資の供給 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	2
第3節 救援物資の受入れ・配分 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第13章 災害廃棄物等の処理 第1節 基本的な考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第1節 基本的な考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	J
第2節 トイレ対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第2節 トイレ対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
第14章 学校活動と保育	
	7
	_
第1節 児童生徒の安全確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第2節 学校教育の再開 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第3節 保育の早期再開 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6	9
第15章 災害ボランティアの活動	
第1節 専門的ボランティアの活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・	0
第2節 一般ボランティアの活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	-
第16章 ライフライン等の応急・復旧対策	
第1節 電気(東京電カパワーグリッド㈱) ・・・・・・・・・・・・・・7	2
第2節 ガス(東京ガス㈱) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・フ	3
第3節 電話(東日本電信電話㈱・㈱NTTドコモ) ・・・・・・・・・・・7	4
第4節 電話(KDDI㈱) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
第5節 電話(ソフトバンク㈱) ・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
第6節 放送機関等(㈱エフエム戸塚・㈱ジェイコム湘南・神奈川南横浜局)・・・・7	7
第7節 鉄道事業者 (横浜市営地下鉄・東日本旅客鉄道㈱) ・・・・・・・・・7	8
第8節 バス輸送機関 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・フ	9
第17章 災害救助法の適用	
	_
第 1 節 災害救助法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 第 2 節 災害救助法の適用 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ч

【第4部 復旧・復興対策】

_
明書」
· · · · · ·
者対策】
宅の抑制) ・・・・・・・・・・・84
â議会 ・・・・・・・・・・・・・・8 5
ᄴᄛᄧᇠᄩᇷᅅᆂᇠᄼᄽᆄᄼ ᆝ
地震臨時情報発表時の対応】
地震臨時情報発表時の対応】
地震臨時情報発表時の対応】 _{報の発表}
_
報の発表
報の発表 震に関する情報 ・・・・・・・・・88
報の発表 震に関する情報 ・・・・・・・・・88
報の発表

【資料編】

第1章 戸塚区防災計画の基本的事項

第1節 目的

本計画は、横浜市防災計画「震災対策編」の区別計画として策定するもので、区域における震災による被害の予防、応急対策及び復旧・復興対策を実施することにより、区民の生命、身体及び財産を保護することを目的とし、市・区、指定地方行政機関、警察、自衛隊等の各防災機関が、その有する全機能を有効に発揮して、人命を守ることを最優先とした「被害を出さない地域・社会の実現」を目標としています。

第2節 計画の策定方針

本計画は、次の事項を考慮し、策定しています。

計画の策定方針

- 1 区民、地域、企業及び行政の防災上の役割を明確にする。
- 2 区民の役割を明らかにし、区民の防災意識向上と区民相互の連帯による地域の防 災力を重視する。
- 3 効果的な職員動員計画の策定や災害対策本部組織の見直しなど「行政の即応力」を 強化する。
- 4 地域防災拠点や情報伝達手段などの震災対策基盤を整備するとともに、ライフラインの防災機能を強化する。
- 5 区内の防災関係機関、団体、事業所等との相互間の連携を強化する。

第3節 計画の性格及び構成

- 1 本計画は、区が進める震災対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものであり、震災に関するすべての対策は、原則として本計画に基づき実施します。
- 2 区の概況及び影響が懸念される地震とその被害想定等に関する事項を規定する「総則」、区及び関係機関・団体等が平素から行う事項を定める「災害予防計画」、地震発生直後から区災害対策本部及び関係機関・団体等が行う体制や対処、措置を定める「応急対策」、被災した区民の生活の支援等について記載した「復旧・復興対策」、「帰宅困難者対策」及び「南海トラフ地震臨時情報発表時の対応」で構成します。
- 3 区災害対策本部が設置された場合を想定し、本部組織の班長に充てられる課長級職員は、担当する 班が実施する事項について、具体的な実施手順等を規定する「班別マニュアル」を作成し、円滑に業 務を処理するものとします。また、必要に応じ時点修正を行います。

第2章 戸塚区の概況

第1節 自然的条件

1 位置及び面積

横浜市(以下、「市」という。)の南西部に位置し、南北に長く、北は旭区・保土ケ谷区の2区に、 東は南区・港南区の2区に、南は栄区・鎌倉市、西は泉区・藤沢市に接しています。

区域の面積は、35.70㎞で、市内で一番広く、市域面積の8.2%を占めています。

2 地形

多摩丘陵の南端に位置し、区の中央部を柏尾川が南北に流れて低地を形成しており、その周囲を比較的起伏に富む台地が取り囲むように広がっています。

区内の極東は平戸一丁目で、極西の俣野町との東西距離は8.4km、極南の影取町と極北の名瀬町との南北距離は10.05kmとなっています。また、区内の最高地は品濃町の海抜99.3mで、最低地は東俣野町の6.5mとなっています。

3 地質

区内の地質は、丘陵地や台地を覆う関東ローム層の下に、「砂礫・粘土層・岩盤」があり、柏尾川などの河川周辺の低地には堆積した粘土や砂が表面を覆う沖積層となります。

第2節 社会的条件

1 人口及び世帯

区内の人口は284,084人で市内第5位、世帯数は123,355世帯となっており、人口密度は1km当たり7,938人で第10位、昼夜間人口比率は87.2%となっています。(令和4年1月1日現在「人口ニュース」より)

2 建物

区内の建物の棟数は、64,878 棟で、このうち木造家屋は、全体の73.4%にあたる47,602 棟です。(令和3年1月1日現在「第100 回横浜市統計書」より)

第3章 地震及び被害の想定

第1節 横浜市における想定地震

地震名	解説
元禄型関東地震	相模トラフ沿いを震源とするマグニチュード8.1の地震
東京湾北部地震	マグニチュード7.3の首都直下地震
南海トラフ巨大地震	東海地震を包括したマグニチュード9クラスの地震
慶長型地震	神奈川県の「平成23年度津波浸水想定検討部会」で設定したマ
	グニチュード8.5の地震。津波被害の検討対象地震

◆ 元禄型関東地震

市内に最大の被害をもたらす地震であり、区内においても、広い範囲で震度 6 弱以上の強い揺れになります。また、柏尾川・境川流域における液状化被害の可能性も高くなります。

市沿岸部では津波の影響も考えられる地震ですが、区内では本想定において津波の被害は想定されていません。

市内だけでなく、神奈川県全域、東京都でも大きな被害になることが予想され、救助・復旧活動は困難を極めることが想定されます。

◆ 東京湾北部地震

市内では、震度 $4\sim6$ 強の揺れになり、特に市内東部では震度 6 弱以上の強い揺れになります。沿岸部の埋立地で液状化の可能性がかなり高くなります。元禄型関東地震に比べると、被害は小さくなるものの、市中心部から東京側では揺れ・火災により相当な被害が見込まれます。揺れによる被害で全壊が4,170棟、火災による被害で全焼が13,000棟と想定されます。死者は460人となります。ライフラインはいずれも広域で機能支障が生じ、緊急輸送路・鉄道も、地盤変状等により大きな支障が生じます。東京都では約30万棟の建物被害、約9,700人の死者が予測されているので、東京都の中枢機能が発揮されない可能性があり、救助・復旧活動が懸念されます。

◆ 南海トラフ巨大地震

市内では広い範囲で震度 5 弱~5 強の揺れになり、一部で震度 6 弱の揺れになります。沿岸部の埋立地で液状化現象の可能性はかなり高くなります。

液状化による建物被害が、揺れによる建物被害を上回ります。長周期地震動による高層建物や石油 タンク等への影響も懸念されます。

津波による建物被害も、半壊が15,500棟に及びます。交通施設の浸水区間も、慶長型地震ほどでは ありませんが多数発生します。

静岡県から九州に至る広域での被害が予測されるため、応急対応等に必要な人材・物資等の不足が 懸念されます。

◆ 慶長型地震(津波被害想定)

津波による全壊建物が412棟、半壊建物が26,600棟と想定されます。道路や鉄道も浸水の影響を何らかの形で受ける区間が多数発生します。南関東から東海地区以西の広い範囲で津波被害が懸念されます。

なお、戸塚区は、本想定において津波の被害は想定されていません。

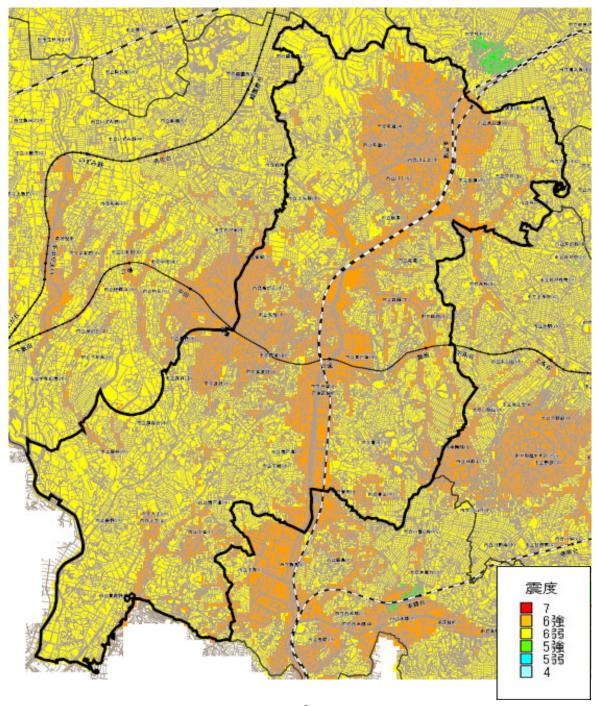
第2節 地震動

1 地震動図

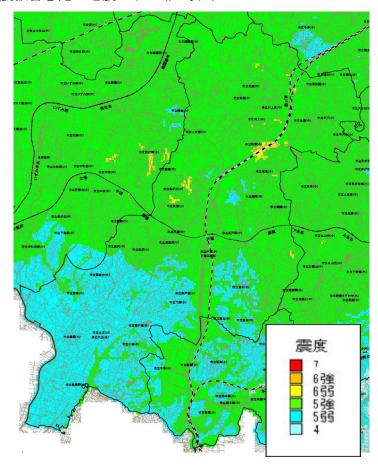
地震動図は、想定地震に対する市域の揺れを予測したものです。

地震によって各地域がどのように揺れるかを推定するには、表層の地盤の構造のほか、地下深くの構造を考慮する必要があります。そこで、平成10年度から平成12年度に行った地下構造調査(地表から深さ約2.5~4.0kmにある地震基盤と呼ばれる硬い岩盤)の調査結果をもとに、市内150箇所の地震記録データを加えて推定しました。さらに、市内約2万点のボーリングデータを用いて深さ30mまでの地盤の状況を反映させ、想定地震ごとの揺れを予測したのが地震動図です。

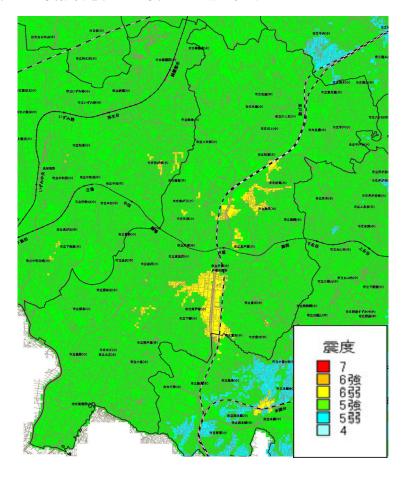
2 元禄型関東地震被害想定 地震マップ (戸塚区)



3 東京湾北部地震被害想定 地震マップ(戸塚区)



4 南海トラフ巨大地震被害想定 地震マップ(戸塚区)



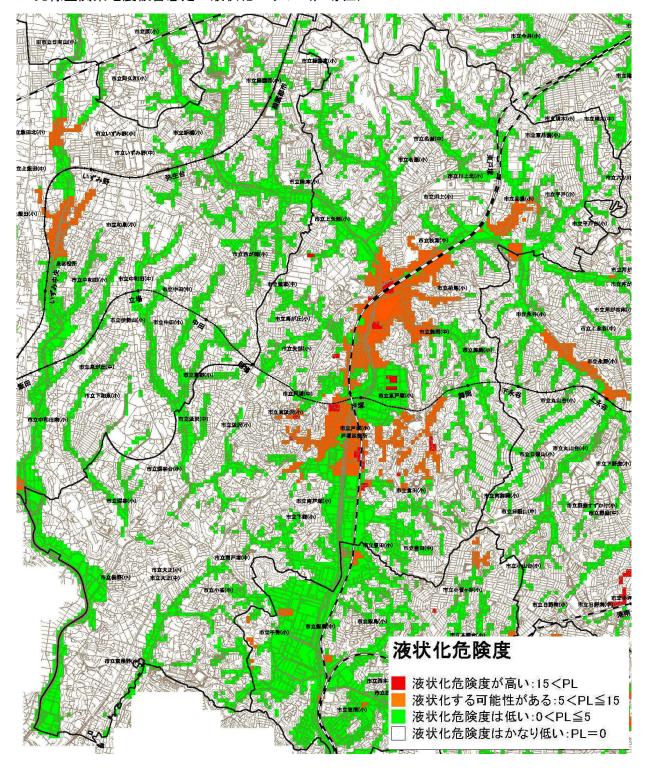
第3節 地盤被害

1 液状化図

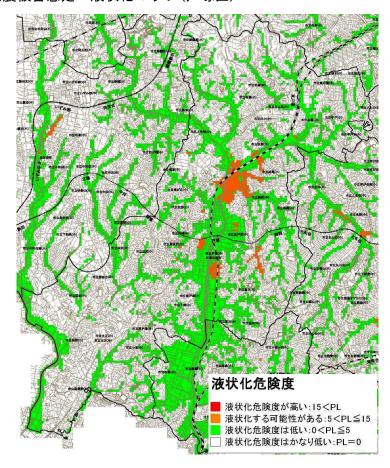
区域における50mメッシュごとの液状化のしやすさを表した液状化図を、想定地震ごとの地震動図に基づき作成しました。

なお、マップの凡例に記載しているPL値とは、その地点での液状化の危険度を表す値です。例: $5 < PL \le 15$ とはPL値が6以上15以下を表します。

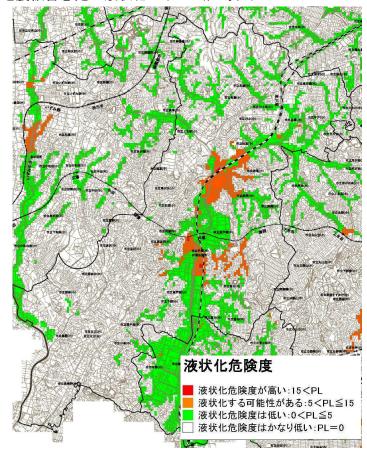
2 元禄型関東地震被害想定 液状化マップ (戸塚区)



3 東京湾北部地震被害想定 液状化マップ(戸塚区)



4 南海トラフ巨大地震被害想定 液状化マップ (戸塚区)



第4節 戸塚区の被害状況一覧

【想定シナリオは平日18時(ライフライン被害を除く。)】

		元禄型関東地震	東京湾北部地震	南海トラフ巨大地震
	震 度	震度5強~7 (市内広い範囲で 震度6強以上の揺れ)	震度4~6強	震度5弱~6弱
	揺れによる建物全半壊棟数(棟)	137, 100	28, 477	2, 407
	火災による焼失棟数(棟)	77, 654	13, 035	5
	建物の倒壊による死者数(人)	1, 695	217	3
	建物の倒壊による負傷者数(人)	19, 913	4, 463	347
横	火災による死者数(人)	1, 548	242	0
浜	火災による負傷者数(人)	1,778	331	0
市	発災1日後の避難者数(人)	577, 307	233, 966	100, 411
	上水道の断水世帯数(世帯)	398, 835	234, 187	92, 930
	下水道の流下機能支障世帯数(世帯)	72, 912	34, 329	19, 856
	電力の停電世帯数(世帯)	266, 246	62, 498	91
	電話の不通世帯数(世帯)	54, 144	13, 055	13
	都市ガスの供給停止件数(件)	1, 157, 296	242, 014	0
	震 度	震度6弱~6強	震度5弱~6弱	震度5弱~6弱
	揺れによる建物全半壊棟数(棟)	11, 447	224	379
	火災による焼失棟数(棟)	2, 395	179	1
	建物の倒壊による死者数(人)	93	0	1
	建物の倒壊による負傷者数(人)	1, 443	31	46
戸	火災による死者数(人)	48	4	0
塚	火災による負傷者数(人)	64	6	0
区	発災1日後の避難者数(人)	41, 112	7, 799	8, 914
	上水道の断水世帯数(世帯)	31, 015	8, 036	9, 513
	下水道の流下機能支障世帯数(世帯)	4, 904	1, 288	1,601
	電力の停電世帯数(世帯)	11, 935	299	82
	電話の不通世帯数(世帯)	1,821	46	12
	都市ガスの供給停止件数(件)	79, 559	25, 981	0

※出展「横浜市地震被害想定調査報告書 区別被害一覧」

第5節 その他の被害想定

1 鉄道施設の被害想定

鉄道施設は、駅舎、線路、信号施設、電気設備、橋りょうなど多くの施設が有機的関連をもって構成する統合施設であり、一部の施設が被害を受けただけでも、輸送機能に支障を生じさせることが想定されます。

(1) J R 各社・私鉄

ア線路

埋立部や盛土部など軟弱な地盤を中心に、路盤陥没、法面崩壊により、屈曲折損します。

イ 高架・橋りょう

国からの通達に基づく補強がされていることから、元禄型地震では致命的な損害はないと考えられます。

ウ 土留、擁壁、高築堤

損壊、崩壊します。

工 信号機、架線

倒壊、断線、垂れ下がり等の被害が多数発生します。

才 変電所、電気系統設備

建物損壊、器具、計器の破損等の被害が多数発生します。

(2) 市営地下鉄

地下鉄の構造物は、国の通達「鉄道構造物の耐震性に係る当面の措置」に基づく補強が施されていることから、元禄型関東地震では致命的な被害はないと考えられており、以下の軽微な被害を想定します。 ア トンネルの中柱や高架橋の柱などに部分的な損傷が生ずるおそれがあります。

- イ 駅構内では、仕上材の一部がはがれ落ちるおそれがあります。
- ウ 電力会社からの給電が停止した場合は、列車の運行が停止します。
- エ 地上の高架部で、サードレールの落下や架線の損傷、断線・垂れ下がり等が発生するおそれがあります。

2 崖崩れ被害

区内には、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)に基づき、神奈川県知事が指定する急傾斜地崩壊危険区域は、令和4年3月末現在、28箇所が指定されています。また、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)に基づき、神奈川県知事が指定する土砂災害警戒区域は、令和4年3月末現在、276箇所が指定されています。

3 津波及び被害の予測

区に唯一影響を及ぼす可能性がある津波は、相模湾の境川河口から入り込み、境川及び柏尾川を遡上してくる津波ですが、神奈川県が発表した津波浸水予測によると、神奈川県に対し最大規模の津波を生じる可能性があるのは、「慶長型地震による津波」と想定しています。この津波は、境川河口付近の片瀬漁港では、最大の高さ9.5mと予測されています。この津波は、藤沢市域内では被害をもたらす可能性があるものの、横浜市域まで影響を及ぼす可能性は極めて少なく、被害の発生はないものとされています。

単位 (人)

	推定滯在者数		帰宅压	帚宅困難者数				
行 政 区	(平日12時)	通勤	通学	私 用 (買い物他)	合 計			
鶴見区	182, 317	24, 918	1, 985	3, 572	30, 475			
神奈川区	175, 071	24, 847	10, 072	2, 712	37, 631			
西区	170, 292	40, 613	2, 599	14, 715	57, 927			
中 区	207, 023	47, 840	4, 934	7, 592	60, 366			
南区	108, 543	4, 673	1, 298	2, 172	8, 143			
港南区	127, 398	5, 490	538	2, 405	8, 433			
保土ケ谷区	129, 974	10, 885	2, 613	928	14, 426			
旭 区	142, 388	6, 515	1, 689	2, 877	11, 081			
磯 子 区	102, 246	11, 403	633	2, 039	14, 075			
金沢区	155, 391	18, 991	5, 978	12, 109	37, 078			
港北区	238, 590	31, 548	9, 507	6, 330	47, 385			
	105, 604	7, 846	3, 995	3, 335	15, 176			
青 葉 区	176, 246	10, 836	5, 172	11, 429	27, 437			
都 筑 区	152, 880	21, 314	2, 793	9, 607	33, 714			
戸 塚 区	179, 461	16, 912	3, 709	4, 580	25, 201			
栄 区	74, 251	6, 279	2, 090	3, 508	11, 877			
泉区	84, 004	2, 857	947	2, 576	6, 380			
瀬谷区	74, 130	4, 640	1, 042	2, 032	7, 714			
合 計	2, 585, 809	298, 407	61, 594	94, 518	454, 519			

※出展 「横浜市地震被害想定調査報告書 区別被害一覧」

市内全体で約45万人の帰宅困難者が発生すると想定しています。戸塚区では、約2万5千人の人が帰宅困難となります。その中でも、通勤者が帰宅困難者となる割合が高くなっています。

さらに帰宅困難時には駅等に人が集まり、二次災害の発生が懸念されます。



第4章 区、区民及び事業者の基本的責務

第1節 行政の責務

区は、区域における人々の生命、身体及び財産を震災から保護するため、その組織及び機能を有効に発揮して震災対策を講ずるとともに、区民の自主防災組織の充実を図るよう努めます。

区民及び事業者の自発的な防災活動の促進を図るため、自助及び共助の理念を推進するための体制整備や、自助及び共助の理念の重要性に関する啓発、防災に関する情報提供等を行います。

第2節 区民の責務

区民一人ひとりが「自らの身は、自ら守る(自助)」観点から、建物の耐震化や不燃化、家具の転倒防止について配慮するとともに、少なくとも3日分の食料、水、トイレパック、医薬品等の備蓄や非常持出品の準備など、日頃から自主的に震災に備え、地域や行政が行う防災訓練や防災に関する行事に積極的に参加し、防災力を高めるとともに、区又は市が実施する防災に関する施策に協力することが区民の責務です。

「皆のまちは、皆で守る(共助)」観点から、地域の助け合いを大切にし、高齢者、障害者等の要援護者を地域ぐるみで災害から守るよう努めることが必要です。

第3節 事業者の責務

事業者はその社会的責任に基づき、自らの負担と責任において、管理する施設や設備の安全性の確保とともに、食料、水、トイレパック等の備蓄、消火や救出救助等のための資機材の整備など震災対策の推進を図り、区の実施する震災対策に対し積極的に協力するよう努めます。

そのため、事業所では、従業員や来場者の安全確保、経済活動の維持、地域への貢献といった役割を認識して、日頃から防災体制の整備や防災訓練の実施に努めます。

帰宅困難者対策として、従業員等が安全に帰宅できるようになるまでの間、施設に待機できるよう、環境整備を図ることが必要です。併せて、従業員等が震災対策に関する知識や技術を習得できるよう、防災訓練等に参加できる機会の提供に努めることが必要です。

第2部 災害予防計画

第1章 防災力強化の取組

第1節 防災情報通信

1 危機管理システム

危機管理システムは、迅速、的確な災害対策の実施を情報面から支援するための、災害情報・本部 設置状況・被害情報・映像情報等の情報収集機能、迅速・的確な緊急対策の判断支援機能、区民の皆 様への情報発信機能を備えたシステムです。

また、大規模災害などにおいて、地域防災拠点等に避難した方の安否情報(情報公開に同意した方のみ)をNTTレゾナント(株)の運営するJ-anpi(安否情報まとめて検索)のWebサイトに掲載し、インターネットで区民等がその情報を確認できるシステムです。

これにより、災害対策基本法第86条の15に基づく安否情報の収集、整理及び照会への回答を円滑に 行うことができます。

2 防災行政用無線網

3 高度安全安心情報ネットワーク (ASIN)

消防司令センターと市役所、各区役所、消防署及び病院等の関係機関を大容量光回線で結び、市 及び関係機関からの情報を集約、可視化した上でこれらの映像を共有します。また、携帯電話網を 利用することで消防車両等の現在位置情報や災害現場の状況を映像で把握することができます。

4 職員安否・参集確認システム

参集事案が発生した際にあらかじめ登録した職員各自のEメールアドレスに情報を配信し、自身の安否情報及び動員見込み時間を職場に報告することで、各職場において現在から今後に至るまでの動員状況を効率的に確認するためのシステムです。

5 防災スピーカー

防災スピーカーは、緊急時における情報伝達手段として区役所や震災時の地域防災拠点をはじめとする市内各所に設置している屋外スピーカーであり、全国瞬時警報システム(JALERT)※の緊急情報や避難指示等の市独自の緊急情報を音声で区民に伝達します。市の緊急警報伝達システムにおいて使用していた屋外スピーカーは、令和2年度から防災スピーカーとして運用しています。

※ 全国瞬時警報システム(J-ALERT):国民保護情報、緊急地震速報、津波情報などの 緊急情報を、国から人口衛星を通じて瞬時に都道府県及び市町村に伝達するシステム

6 緊急地震速報

市役所等に緊急地震速報の受信設備を導入し、受信した際の行動マニュアルを整備しています。

7 複数の手段を活用した情報受伝達体制の整備

(1) 災害時優先電話指定の増強

発災時、一般固定電話や携帯電話の回線が輻そうすることが予測されるため、災害対応を行う 施設等の災害時優先電話の指定増強に向けた取組を進めます。

(2) 防災行政用無線及び衛星携帯電話などの整備・更新

情報受伝達手段の多重化を図るため、停電や電話回線の輻そう等が発生した場合でも活用可能 な防災行政用無線及び衛星携帯電話を配備しています。

なお、防災行政用無線については、関連機器の更新等を定期的に行います。

(3) 特設公衆電話線の整備

避難者の安否確認等に活用するための通信手段として、地域防災拠点に特設公衆電話線を整備しています。また、整備した特設公衆電話は、地域防災拠点において他の通信手段が途絶した場合など、区災害対策本部との情報伝達手段として活用します。

(4) 横浜市アマチュア無線非常通信協力会戸塚区支部との連携強化

アマチュア無線は、区災害対策本部と地域防災拠点間などの連絡手段として有効であることから、横浜市アマチュア無線非常通信協力会戸塚区支部との連携を強化しています。

8 情報受伝達に関する計画等の策定及び訓練等の実施

戸塚区長(以下、「区長」という。)は、災害発生時等に行う情報受伝達に関し、通信機器使用不能時の対策も含めた計画等を事前に定めておくこととします。また、区長は、災害等発生時の的確な情報受伝達体制を確保するため、策定した計画等を訓練において検証し、適宜、必要な修正を行うとともに、区職員への研修を実施します。

第2節 消防の体制

1 戸塚消防署の体制

消防体制を確立するため、早期に消防ポンプ自動車が災害現場に到着できるよう、区内には戸塚 消防署と5箇所の消防出張所が配置されています。また、大規模地震時に予想される同時多発火災 に対応するため、非常用消防車を保有しています。

2 消防団消防力の強化

地域防災力の強化を図るため、戸塚消防団には活動拠点となる33箇所の消防団器具置場に、震災対策用資機材を配備するとともに、基本装備である可搬式小型動力ポンプを43台配備しています。

区分	資機材名
救助活動用資機材	AED・油圧切断機・油圧ジャッキ・可搬式ウインチ・チェーン
(大约)(日勤/川 黄 (城内	ソー・エンジンカッター
安全確保装備品	防塵メガネ・防塵マスク・耐切創性手袋・救命胴衣
情報受伝達機器	車載無線機・携帯用無線機・車載受令機・トランシーバー
	発動発電機・万能破壊器具・両口ハンマー・のこぎり・スコッ
その他	プ・平担架・拡声器・警戒テープ・ビデオカメラ・デジタルカ
	メラ

第3節 防災備蓄計画

1 備蓄庫の整備

市では、発災直後の物資の確保及び道路障害等による物資輸送の困難性を考慮し、食料、水、生活用品、資機材等の備蓄を進めています。発災後3日間は公的備蓄、家庭内備蓄等を合わせて対応します。また、在宅医療資材の特殊品目は自己備蓄を原則とします。

公的備蓄は、区では地域防災拠点防災備蓄庫、区役所災害用備蓄庫、区役所分散保管場所、方面 別備蓄庫、帰宅困難者用備蓄庫に備蓄されています。それぞれの役割等は、次のとおりです。

区分	役割等	区内での整備状況
地域防災拠点防災備蓄庫	1 住民の避難場所となる学校等に設置	区内 35 箇所
	2 防災資機材や生活用品、非常食等を備 蓄	
区役所災害用備蓄庫	地域防災拠点への補給物資基地	戸塚区役所
区役所分散保管場所	1 区役所の分散保管場所として、消防出 張所に備蓄	鳥が丘消防出張所、東戸塚 消防出張所、大正消防出張

	2 地域防災拠点への補給物資基地	所、深谷消防出張所
方面別備蓄庫	1 各区への補給物資の補充基地	戸塚区役所(その他は市計
	2 市域を大きく分割し、方面別に設置	画を確認)
帰宅困難者用備蓄庫	帰宅困難者用備蓄物資の保管場所とし	戸塚公会堂、男女共同参画
	て、主要駅付近に設置	センター横浜(フォーラム)

[◇] 備蓄内容は資料編 資料3「戸塚区災害用備蓄物資一覧」参照

2 帰宅困難者への対策

(1) 備蓄物資

帰宅困難者への支援として、食料、水缶詰、アルミブランケットやトイレパック等を備蓄します。事業者は、従業員等の一斉帰宅抑制を実施するために3日分の備蓄の確保に努めます。

(2) 備蓄場所

帰宅困難者一時滞在施設や戸塚駅周辺の「戸塚公会堂」「男女共同参画センター横浜」に整備した備蓄庫に分散備蓄します。

3 ペット対策資機材等

負傷した犬猫の保護や避難者が地域防災拠点等にペットを連れてきた場合に備え、横浜市全体としてペット飼育用ケージ 1,646 個を健康福祉局、各区生活衛生課及び動物病院に備蓄しています。また、健康福祉局動物愛護センター及び各区生活衛生課では、日頃から災害時のペット対策として、①飼い主の明示(鑑札・マイクロチップの装着等)、②基本的しつけ、③健康管理、④ケージ、ペットフードや水等の避難用具の確保、⑤ペットの預け先の確保等について普及啓発に努めるとともに、「地域防災拠点でのペットとの同行避難対応ガイドライン」に基づき、地域防災拠点等での飼育ルールづくりや飼育場所などの事前準備について積極的に支援・助言をします。

第4節 給水対策

1 飲料水対策

(1) 配水池

配水池では、震度5強以上の地震が発生し、配水池の水位が設定水位以下となった場合、配水 池の2槽のうちの1槽の緊急遮断弁が閉じられ、飲料水が確保されます。

なお、他の1槽については、消火用水などに使用するため開放しておきます。

区内及び付近の配水池は今井配水池、上永谷配水池、小雀浄水場です。

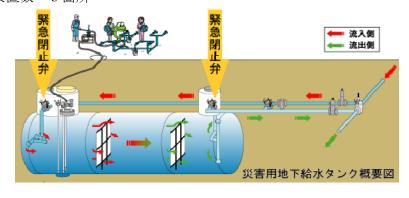
(2) 災害用地下給水タンク

災害用地下給水タンクは、配水管に直結した地下式のタンクで、平常時は配水管の一部として機能し水道水が流れていますが、地震により配水管の水圧が下がると流入・流出の弁が閉まり、飲料水を貯留する構造になっているものです。

原則として区民により応急給水装置を設置しますが、状況に応じて、横浜市管工事協同組合が開設の補助を行います。共助による応急給水体制を支援するため、平常時から地域と災害用地下給水タンクにおける応急給水訓練を実施しています。

◇ 災害用地下給水タンク区内設置数 9箇所

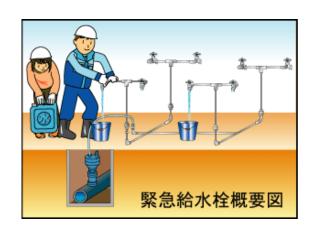
設置場所				
戸塚中学校	倉田小学校			
名瀬中学校	下郷小学校			
舞岡中学校	東俣野小学校			
秋葉小学校	平戸小学校			
市消防訓練センター				



(3) 緊急給水栓

緊急給水栓は、地震に強い配水幹線から耐震 管路を敷設してその先端に応急給水装置を取り 付け給水する施設をいいます。

緊急給水栓は、発災後おおむね4日目以降に 水道局職員が断水状況を踏まえて、順次、仮設 の蛇口を設置していきます。



◇ 緊急給水栓区内設置数 28箇所

設置場所			
大正中学校	南戸塚中学校	倉田小学校	平戸台小学校
汲沢中学校	深谷中学校	小雀小学校	深谷小学校
境木中学校	秋葉小学校	東戸塚小学校	矢部小学校
戸塚中学校	柏尾小学校	東品濃小学校	戸塚小学校
豊田中学校	上矢部小学校	東俣野小学校	旧平戸第三ポンプ場
名瀬中学校	川上小学校	舞岡小学校	戸塚高校
舞岡中学校	川上北小学校	南戸塚小学校	横浜深谷台小学校

(4) 耐震給水栓

耐震給水栓は、配水管から屋外水飲み場までを耐震化するもので、災害用地下給水タンク等の応 急給水施設が設置されていない地域防災拠点を対象に整備を行っています。

発災後、特別な作業をすることなく、普段と同様に屋外水飲み場(耐震給水栓)から飲料水を確保することができます。

◇ 耐震給水栓区内設置数 1箇所

設置場所 汲沢小学校

(5) 水缶詰の備蓄

地域防災拠点、区役所及び帰宅困難者一時滞在施設等に、水缶詰(350ml)を備蓄しています。

(6) その他

ア 受水槽水の活用

設置者等に、受水槽水が震災時に活用できることを啓発し、受水槽からの給水方法を周知します。

なお、地域防災拠点については、災害用地下給水タンク等がなく受水槽が活用可能な拠点を 中心に、簡易給水栓を整備しています。

イ 雨水利用施設の整備

震災時、防災上重要な拠点となり、建築規模の面からも導入が適している小中学校舎、区庁舎、消防庁舎等において、雨水利用施設(貯留槽)の整備を進めます。

2 生活用水対策(災害応急用井戸)

区内の井戸水を洗浄水などの生活用水(飲用はしません。)として、利用が可能な井戸を災害応急 用井戸に指定し、所有者の協力を得て活用します。

第2章 避難場所等の整備

第1節 指定避難所(地域防災拠点)

1 指定避難所

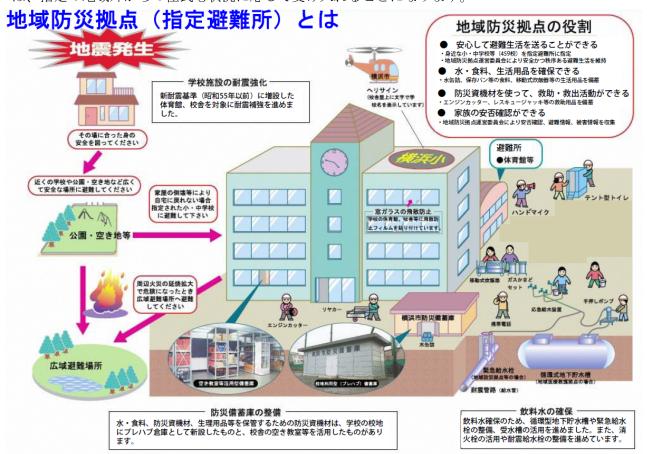
災害対策基本法第49条の7に基づく指定避難所について、本市では、身近な小中学校等を地域防災拠点に指定していることを踏まえ、地域防災拠点である学校を指定避難所として運用します。

- ※ 区内指定数 35箇所
- ◇ 資料編 資料 2 「地域防災拠点一覧」参照
- (1) 地域防災拠点の役割

震災により住家を失い又は破損等により居住することができなくなった地域の住民が避難し、

一定期間生活する指定避難所として、区民に身近な35箇所の市立小中学校を指定しています。 地域防災拠点は、避難所としてだけではなく、情報の受伝達基地、防災資機材等物資の備蓄基 地としての機能を備えています。

なお、地域防災拠点の避難地区は事前に区域を指定していますが、実際に災害が発生したときには、指定の地域外からの住民も状況に応じて受け入れることになります。



(2)「地域防災拠点」開設・運営マニュアルの作成

総務局危機管理室は、地域防災拠点を開設・運営していくための手順をまとめた、「地域防 災拠点」開設・運営マニュアルを作成し、必要に応じて随時更新します。

(3) 情報受伝達手段

被害情報や避難情報など各種情報の受伝達手段として、デジタル移動無線機を地域防災拠点に 1台配置しています。また、災害情報等の入手手段を確保するため、特設公衆電話線を整備して います。

(4) 防災備蓄庫

地域防災拠点には、人命救助や避難生活に必要な防災資機材、食料、飲料水、生活用品等を備蓄しています。

◇ 資料編 資料4 「戸塚区防災備蓄庫備蓄物資標準一覧」参照

(5) 地域防災拠点運営委員会の設置・運営

地域住民の相互協力による防災活動の促進、安全かつ秩序ある避難生活の維持等を目的として、地域防災拠点ごとに、地域・学校・行政等からなる地域防災拠点運営委員会を設置しています。

地域防災拠点は被災住民が一定期間生活し、物資の集配や情報収集の拠点になります。

この運営は、自治会・町内会を中心とした地域防災拠点運営委員会の住民が中心となって実施しますが、震災発生時の混乱と動揺の中で、地域防災拠点を円滑に運営できるように、地域防災拠点運営マニュアルを作成し、日ごろから地域防災拠点運営の研修や防災資機材の取扱訓練等を行い、地域防災力の向上に努めます。

地域防災拠点での訓練等には、横浜市アマチュア無線非常通信協力会戸塚区支部など地域の方の技術や知識を活用しています。

第2節 広域避難場所

地震に伴い大火災が発生して延焼拡大した場合、火災の輻射(ふくしゃ)熱や煙から生命・身体を守るために一時的に避難する場所として、大規模公園や団地などを指定しています。

地域防災拠点に延焼のおそれがある場合についても、原則として広域避難場所に避難します。 広域避難場所での避難時間は、輻射熱や煙が収まるまでで、長くても数時間程度と想定していま す。

広域避難場所には、食料や飲料水などの備蓄はされておりません。避難生活を必要とする場合は、 地域防災拠点が中心となります。

◇ 資料編 資料6「広域避難場所一覧」参照

第3節 いっとき避難場所

いっとき避難場所は、自治会・町内会等が事前に選定する任意の避難場所(地域の組や班の単位 ごとに安否確認や避難行動ができるよう、地域の生活圏と関連した避難者の安全が確保できる場所) で、広域避難場所や地域防災拠点に避難する前の中継点です。一時的に避難して災害状況を確認し、 地域防災拠点や広域避難場所等への避難を判断します(広域避難場所や地域防災拠点に避難する必 要がない場合は、自宅等に戻ります。)。

第4節 その他の避難場所

1 福祉避難所

避難生活に支援等が必要な要援護者のために、施設がバリアフリー化されているなど要援護者の 利用に適している社会福祉施設等とあらかじめ協定を締結し、福祉避難所として選定します。

福祉避難所は地域防災拠点や自宅での生活を維持することが困難で、特別な配慮を必要とする方が対象です。専門職(保健師)などが、本人の状況や要介護認定の有無などを確認し、福祉避難所への避難の必要性を判断します。

- ※ 市立特別支援学校は、在籍児童生徒及びその保護者が避難する場所となっています。
- ◇ 資料編 資料7「福祉避難所一覧」参照

2 帰宅困難者の一時避難場所・一時滞在施設

地震により多くの滞留者の発生が予測される主要駅周辺等を中心に、滞留者の安全を確保し、災害関連情報を提供するための一時避難場所を選定します。

また、来街者等が帰宅困難者となった時に備えて、市施設や国の施設、主要駅や観光地周辺等の民間施設や商業施設を、一時滞在施設に指定します。

◇ 資料編 資料 9 「帰宅困難者一時滞在施設一覧」参照

3 補充的な避難所

区長は、地震により多数の避難者で避難場所のスペースが不足した場合や、被災等により機能しない避難所が発生した場合に備え、公共施設や民間施設を地域防災拠点の補充的な避難場所として使用できるよう、あらかじめ施設管理者と調整します。

第3章 緊急輸送体制の整備

県公安委員会が選定する緊急交通路指定想定路線に加え、市では、市域全体での輸送路網の確保を図るため、あらかじめ緊急輸送路を指定し、発災時には、戸塚土木事務所が、この路線を主体に緊急巡回、点検、緊急措置及び道路啓開を行います。

第1節 緊急輸送路の指定

緊急輸送路とは、震災が発生した場合において、消火、救出、救助及びその他の応急対策(災害情報の受伝達、巡回、物資及び人員輸送等)を行う車両(以下「緊急車両」という。)が通行する道路であり、高速道路や幹線道路を対象としています。

選定は、市や区などの行政機関、海上からの緊急物資を受け入れる耐震強化岸壁、総合病院等の 各拠点の連携を考慮しており、第1次緊急輸送路及び第2次緊急輸送路を指定しています。

緊急輸送路は、道路の整備状況に応じて、順次見直すこととします。

区分	内容	
笠 1	緊急交通路指定想定路と整合を図り、高速道路や幹線道路等の広域的ネットワ	
第1次緊急輸送路	ークを構成する重要路線で、輸送の骨格をなす道路	
第 0 	第1次緊急輸送路を補完し、相互に連絡する路線であり、第1次緊急輸送路の	
第2次緊急輸送路	代替性や多重性を確保する道路	

[◇] 資料編 資料8「緊急輸送路一覧」参照

第2節 建設業協会との連携

「災害時における緊急巡回及び応急措置等に関する横浜市と社団法人横浜建設業協会及び社団法人神奈川県建設業協会横浜支部との協定」(横浜建設業防災作業隊)、「大規模地震時における道路啓開及び応急対策の支援活動に関する横浜市と社団法人神奈川県建設業協会横浜支部との協定」(横浜建設業災害対策支援隊)に基づく災害応急対策を円滑に行うため、具体的な内容について、定期的に連絡・確認を行っています。

第4章 防災体制の強化推進

第1節 初動体制の強化

- 1 夜間・休日等の緊急体制
- (1) 区の初動体制

区では、夜間・休日等における危機発生時に、初動期の情報収集及び防災関係機関との効果的な連携を迅速に行なうため、課長職・係長職による「輪番体制」を実施しています。

※ (輪番職員の主な任務)

- 1 災害発生時の情報収集及び区役所周辺の確認
- 2 区災害対策本部等の設置準備
- 3 市危機管理室との情報伝達
- 4 区長、総務課長等との連絡
- 5 防災関係機関との連絡、情報提供
- 6 その他災害対策上必要な事項

(2) 戸塚土木事務所の初動体制

夜間・休日等は宿日直者が1人待機し、発災時の情報収集や、横浜建設業防災作業隊(民間建設会社)の早期派遣を実施します。

第2節 配備・動員計画

1 区職員の動員

区職員は、次の事由の場合は全員配備となるため、動員命令を待つことなく、自発的にあらかじめ定められた動員先に直ちに参集しなければなりません。

- (1) 市域に震度5強以上の地震が発生した場合(気象庁発表)
- (2) 津波予報区「東京湾内湾」に津波警報又は大津波警報が発表された場合(気象庁発表)

2 動員先

区職員は、事前に定められた動員計画に基づき、指定された所属又は地域防災拠点に参集します。

第3節 防災関係機関等との連携強化

1 協定等の締結の促進

区は、震災時における市民の安全と市民生活の安定を確保するため、所管する業務に関して必要な協定等の締結を推進します。

2 協定等の実践力、即応力の向上

区は、所管する協定について、震災発生時に円滑に機能させるため、協定締結先との連携強化を 図り、実践力及び即応力の向上を図ります。

3 発災時の協定締結先との連絡

原則として、協定等を所管する市災害対策本部各部及び区災害対策本部が行うものとします。

第5章 災害に強い人づくり

震災による被害を軽減するためには、区民の一人ひとりが「自らの身は、自ら守る。皆のまちは、皆で守る。」の認識を持って、地震に関する正しい知識を持ち、地震時に落ち着いて行動できる力を身につけることが重要です。このため、区職員及び区民の防災意識の高揚を図るとともに、防災訓練等を反復・継続することにより「災害に強い人づくり」を推進します。

第1節 自助、共助、公助による減災

災害により生じる被害を完全に防ぐことは困難なため、発災前の備えに加え発災後の迅速・的確な応急対策と地域での共助体制の確立などによる、被害を最小限に抑える「減災」にむけた取組(減災行動)が重要です。市では、「自助」「共助」「公助」の考え方に基づく減災を推進します。

1 「自助」「共助」「公助」の定義

- (1) 「自助」とは、自らが自分・家族を守るための備えや行動のことです。「自らの身は、自ら守る」ことは、防災・減災の基本です。
- (2) 「共助」とは、近隣の皆さんで、互いの安全・安心のために協力しあう地域活動のことです。 「皆のまちは、皆で守る」ことは、地域の皆さんの安全を守るために最も効果的な方法です。
- (3) 「公助」とは、市・区を始め、国・県・警察といった公的機関が、日頃から防災・減災に向けて行う取組や発災時に行う救助活動等の災害対応のことです。

2 時間軸に応じた「自助」「共助」「公助」の主な役割と取組

「自助」「共助」「公助」は、互いに連携することが大きな減災につながります。

そのため、状況に応じて変化する各主体の役割を明らかにするとともに、各主体が連携することは、減災を推進する上で重要となります。「発災前」、「救助・救命期」、「応急復旧期、復旧期」という時間軸で、各主体に求められる役割や取組の主なものは次の表のとおりです。

太枠:人命にかかわる対応

	発災前	救助・救命期(発災~3日)	応急復旧期(4日~10日)、 復旧期(11日目以降)
自助	建築物の耐震性・耐火性の確保、地震保険加入 家具転倒防止、ガラス飛散防止措置等の実施 家族等との連絡方法の確認 災害危険箇所・避難所等の確認 防災訓練への積極的な参加 基本的な防災知識の習得 食料・飲料水等の備蓄 帰宅困難者にならないための事前の備え(個人)	身の安全の確保 家族の安否確認(災害時伝言ダイヤル等) 火災、津波からの避難 住民自身による初期消火 被災者の避難所 災害関連情報の収集 帰宅困難への対策 (施設での待機、一時滞在施設への避難)	自宅の補修、建て替え への避難、在宅避難 疎開
共助	 災害危険箇所・避難所等の確認 いっとき避難場所の選定 近隣住民の安否確認方法の確認 災害時要援護者の見守り ・防災訓練の実施・町の防災組織による住民への普及啓発⇒地域の防災力の向上(自助の取組を支援) 食糧・物資の協定(事業所と地域間等) 災害教訓の継承 町の防止組織による活動計画の作成 帰宅困難者にならないための事前の備え(事業所)・従業員への教育・食糧・飲料水等の備蓄・滞在スペースの準備 	避難誘導 地域 要援護者の安否確認、救出・救護、避難誘導の支援 災害関連情報の収集 町の防災組織、運営委員会への協力	民の安否確認 住民による避難所運営 要援護者の被災生活の支援 在宅被災者に対する個別的な支援活動 コミュニティの充実 ランティア活動への協力
公助	ハードの整備 公共建築物の耐震強化 避難場所の確保・指定 道路、河川、港湾施設、公園、鉄道の防災化促進 急傾斜地対策、地盤の液状化対策 津波対策 ・防潮堤、護岸の整備 ・海抜標示 ・防災スピーカーの整備 ハザードマップの作成 消防力の強化(公設・消防団)、消防水利の整備 (1717代(電気、ガス、水道、電話等)の耐震対策 (備蓄物資の確保、備蓄庫の整備 (新度・仕組みづくり 民間建築物の耐震補強の促進 避難に関する情報等の住民・事業者への速やかな伝達 地域防災拠点の整備 緊急輸送路の指定 応急物資の確保などにおける事業者との協定の締結 津波対策 ・津波がらの避難に関するガイドラインの策定 ・津波避難施設の指定 帰宅支援施設の確保 主要駅等における混乱防止対策の充実 事業所に対する災害時の帰宅抑制の啓発 学校児童・生徒の留め置き計画 知識の普及、人材の育成(自助・共助の取組を支援) 社会教育・学校教育等を通じた防災教育の充実 地域において防災対策を担う人材の育成 ・町の防災組織への育成指導 計画的かつ積極的な防災訓練の実施 防災知識の普及と情報の提供 行政等公共機関の災害対応力の向上	消防隊、応援隊による救助・救急活動 応急給水、食料、 救援物資の要 応急危険度判定・被災宅地危険度判定の実施 避難所 災害関連 災害廃棄物 緊急交通路・緊急輸送路の確保 応急医療の実施	からの応援受入、ボランティアの受入れ、活動 遺体の取扱い・火葬 生活必需品の供給 5/105/12 (電気、ガス、水道、電話等)の復旧対応 請、受入れ・配分 被災者の住宅確保・応急修理 の支援 青報の広報 の処理(し尿・ごみ) 災害廃棄物の処理(解体・有害廃棄物) 災害廃棄物の処理(解体・有害廃棄物) 後男を発動の過過に での負傷者受け入れ が災者の生活援護 ・生活担援金・・見舞金の給付 ・被害認定調査をの実施、罹災証明書の発行・公共料金の減免、融資 等 被災者の心と身体の健康維持 臨時休校措置・授業再開計画 後興支援 震災復興本本計画の策定 ・震災復興基本計画の策定 ・震災復興基本計画の策定 ・震災復興基本計画の第定 ・震災復興基本計画の第定 ・震災復興基本計画の第定 ・震災復興基本計画の第定 ・震災復興基本計画の第定 ・震災復興基本計画の第定 ・震災復興基本計画の第定 ・震災復興基本計画の第定 ・震災復興基本計画の第定 ・震災復興基本計画の第定

第2節 防災意識の高揚

1 区職員に対する防災教育

区域における人々の生命、身体及び財産を災害から守るという区の最も重要な責務を遂行するため、区職員に対して職員研修及び危機対応訓練等を実施し、職員の防災・減災に関する知識を高め、これら知識に基づく適切な判断力及び行動力を身につけます。また、発災時に地域防災拠点が効果的に機能するため、地域防災拠点を担当する職員は積極的に地域防災拠点訓練に参加します。

2 区民への防災意識、減災行動の普及啓発

区及び消防署等の防災関係機関は、区民、地域及び事業者等を対象として、次に掲げる方法により、 防災意識の高揚や減災行動等について普及啓発に努めます。

- (1) 各種メディア機関と協力した情報提供の実施
- (2) 防災・区民マップ、防災パンフレット等の広報媒体の作成及び配布
- (3) 区役所ツイッター、ホームページ、広報よこはま等を活用した広報
- (4) 防災啓発イベント等の実施
- (5) 戸塚区連合町内会自治会連絡会及び地域防災拠点運営委員会に対する情報提供
- (6) 地域の防災に関する取組への支援

3 横浜防災ライセンス

市危機管理室が実施する、地域防災拠点に備えている防災資機材の取扱講習を受講し「横浜防災ライセンス証」を交付された横浜防災ライセンスリーダーには、知識や技術等を生かし地域における災害時の応急活動や平常時の防災訓練等の場でリーダーとなり、地域の中で活躍してもらうことにより、地域防災力の向上を図ります。

防災ライセンスには、次の3種類があります。

- ① 避難生活に必要な資機材を取り扱う「生活資機材取扱リーダー」
- ② 救助活動に必要な資機材を取り扱う「救助資機材取扱リーダー」
- ③ 各リーダーを目指す市民を指導する「資機材取扱指導員」

ライセンス名称	取り扱う防災資機材(講習内容)
①生活資機材取扱リーダー	移動式炊飯器、応急給水栓、組立式仮設トイレの取扱方法(実技)
②救助資機材取扱リーダー	エンジンカッター、レスキュージャッキ、発電機・投光機の取扱 方法(実技)
③資機材取扱指導員 (①、②の指導者)	1 横浜市の防災行政(講義)2 指導者としての心得(講義)3 生活資機材と救助資機材の取扱いの指導方法(実技)

4 学校防災教育の推進

児童生徒の防災に対する知識を深めるとともに、地震発生の仕組みや災害の危険性、安全な行動の仕方等について、教育計画に基づき体系的・継続的な学校防災教育を推進します。また、学校とPTAの協力による訓練等の実施や、地域の防災訓練への子どもの参加を促していきます。

5 家庭防災員

防火・防災に関し必要な知識及び技術を身につける研修制度で、地域における防災の担い手として活躍できることを目指します。

第3節 日頃からの区民の備え

「区民及び事業者が、自己の責任により、災害から自らの安全を自らで守る」という自助の理念 を、基本として、災害対策を実施するものとします。

- 1 日頃から出火防止措置の推進に努めます。
- 2 消火器などの消火用具を準備します。
- 3 建物の耐震化や不燃化に努めます。
- 4 家具、家電製品等について、転倒、落下等をしないよう適切な対策を講じます。
- 5 危険なブロック塀などの改善に努めます。
- 6 感震ブレーカー等を設置し出火防止に努めます。

- 7 少なくとも3日分の食料、飲料水、トイレパック、携帯ラジオ、懐中電灯、医薬品等の生活物資 を備蓄するとともに非常持出品を準備します。
- 8 家族で震災時の役割分担、避難場所、連絡方法を確認します。
- 9 職場に待機できる準備や、徒歩帰宅経路の確認、地図やスニーカー等の徒歩帰宅できる装備を準備します。
- 10 防災に関する研修会、訓練、ボランティア活動等に積極的に参加し、防災に関する知識及び技能の習得に努めます。

第4節 区民の防災活動の推進

1 住宅用火災警報器等及び消火器の設置

助け合いを基本とした共助体制の強化に努めます。

住宅用火災警報器の設置義務化に伴い、すべての住宅への住宅用火災警報器の設置及び初期消火 に有効な消火器の家庭での設置を推進します。

2 消火活動等の共助体制の強化

火災による被害を最小限にするためには、出火の未然防止とともに、特に初期消火が重要です。 火災の状況によっては、大きな声で隣近所に声をかけ、協力して消火活動にあたることが必要です。 また、倒壊した家屋からの被災者の救出なども地域の助け合いが大きな力を発揮します。 区民の一人ひとりが「自らの身は、自らで守る。皆のまちは、皆で守る。」との認識を持ち、地域の

第5節 防災訓練の実施

1 訓練の目的

区民、事業所、防災ボランティア、防災関係機関の連携の強化と、災害対応力の強化を目的として、図上訓練・実動訓練等の様々な防災訓練の実施に努めます。

2 職員に対する訓練

職員の災害対応能力の向上を図るため、すべての職員を対象として、災害時の役割を認識するための実践的な訓練を繰り返し実施します。また、地域防災拠点運営委員会が実施する訓練に、当該拠点の拠点動員者が参加し、地域防災拠点の開設・運営支援について理解するとともに、地域との連携強化や実践力の向上に努めます。

第6節 ボランティアとの協力体制の確立

1 ボランティアの活動分野

災害時のボランティアは、医師、歯科医師、看護師、栄養士、歯科衛生士などそれぞれ専門的な知識、技能や特定の資格などを要する「専門的ボランティア」と、避難所支援、清掃、物資の仕分けなど特別の資格や技術、知識を必要としない「一般ボランティア」に区分されます。それぞれの活動分野は、おおむね次のとおりです。

専門的ボランティア

- 1 応急医療・保健・福祉・衛生等に関する業務(介護や看護に関すること、食生活に関わること、こころのケア、口腔ケア含む)
- 2 手話、要約筆記、通訳
- 3 理容師・美容師
- 4 獣医師等(ペットの保護・収容・移送等)
- 5 児童福祉施設等の支援
- 6 アマチュア無線技士等
- 7 外国語支援(通訳・翻訳)
- 8 その他専門的知識・技能を要する活動等

一般ボランティア

- 1 避難所支援
- 2 清掃(泥だし・片付け・美化活動)
- 3 物資支援
- 4 食事支援(炊き出し等)
- 5 傾聴活動
- 6 災害ボランティアセンター運営支援
- 7 ボランティア支援
- 8 広域避難者支援(県外等で生活する避難者 支援)
- 9 中間支援(団体のネットワーク支援)・情報 発信
- 10 その他の支援

2 アマチュア無線非常通信協力会との連携

発災時は、区内の被災情報等を収集するため「災害非常無線通信の協力に関する協定」に基づき、 区本部から「アマチュア無線非常通信協力会戸塚支部」に協力要請を行います。

このため、日頃から地域防災拠点訓練等においてアマチュア無線を活用した通信訓練等を通して、地域防災拠点と「アマチュア無線非常通信協力会戸塚支部」及び区本部との連携・協力の体制づくりを推進します。

3 一般ボランティアとの協力体制の確立

一般ボランティアは、自発的で自由な意志による公益的な活動であり、行政とは、お互いの立場を尊重し、お互いの良さを生かしつつ、被災区民の救援・救護・自立の援助にあたることを基本とします。

(1) 区災害ボランティアセンター等との連携体制の強化

区本部ボランティア班は「区社会福祉協議会」及び「とつか災害救援活動ネットワーク(以下、「とつか災害ネット」という。)」等との間で役割等について協議し、日頃から顔の見える関係づくりを推進します。

「区社会福祉協議会」と「とつか災害ネット」等のボランティア団体の役割

【災害発生時】

- 1 震災発生時に区本部と連携し区災害ボランティアセンターの設置
- 2 区災害ボランティアセンターの運営等
- 3 横浜市災害ボランティアセンターと連携したボランティアの受入及び派遣並びにボランティアのコーディネート

【平常時】

- 1 災害時のボランティア活動を支援するコーディネーターの育成
- 2 災害ボランティアセンターの設立・運営を想定した災害ボランティアシミュレーション の実施
- 3 災害ボランティアセンターの普及・啓発活動

(2) 運用体制の整備

震災発生時に、ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるためには、日頃から区役所、区 民、ボランティア団体、地域防災拠点等の関係者間で顔の見える関係をつくり、連絡調整や協力・ 連携が図りやすい体制となっていることが大切です。

区長は平常時から、「区社会福祉協議会」や「とつか災害ネット」等のボランティア団体と協力 し、マニュアル等の整備や防災訓練、災害ボランティアセンター運営シミュレーション等を通し て体制づくりを推進します。

(3) 区における体制づくり

区長は、震災発生時にボランティアニーズの把握、情報提供、活動場所の提供などが円滑に行われるよう戸塚区ボランティア活動拠点を整備し、コーディネートをする「区社会福祉協議会」や「とつか災害ネット」等のボランティア団体の活動を支援します。

(4) 明治学院大学横浜校舎との連携

震災発生時にボランティアニーズの把握、情報提供及び活動場所の提供などが円滑に行われるよう、学生によるボランティア活動で実績のある明治学院大学と、災害時における協力を推進します。また、協定に基づく、学内施設を活用した区災害ボランティアセンターの設置及び学生のボランティア活動の参加等について大学との連携に努めます。

第7節 車中泊避難の予防

災害時に自動車内に避難(以下、「車中泊避難」という。)した被災者に関しては、その避難場所や規模の事前予測が困難なうえ、エコノミークラス症候群等による健康面への影響が懸念されます。

また、地域防災拠点が開設される市立学校等の校庭において車中泊避難者が発生した場合、地域防災拠点の避難者の生活支援に支障が生じるおそれもあります。

そのため、平常時から発生予防や、発生した場合の早期解消に向けた周知・啓発を行います。

1 地域防災拠点の役割及び運営についての周知・啓発

車中泊避難が発生した場合の、避難者の把握及び早期解消を目的とし、地域防災拠点の役割(指定避難所、情報受伝達及び物資供給拠点)と、その運営の基本(地域住民の相互扶助による運営)について、周知・啓発していきます。

2 健康被害に関する周知啓発

車中泊避難による健康被害(エコノミークラス症候群の予防対策等)について周知・啓発します。

第6章 災害に強い地域づくり

震災の体験者の多くの方が、地域の助け合いの重要性を痛感したと述べています。倒壊家屋からの被災者の救出、バケツリレーによる初期消火、地域ぐるみの炊き出しなど、隣近所の助け合いや地域住民の相互協力による応急活動が被害の拡大防止及び軽減に大きな力を発揮しました。

岩手県釜石市では、日頃から学校と地域が連携して津波避難訓練に取り組み、地域全体の避難意識が醸成されていたため、東日本大震災時に小・中学校の児童・生徒が迅速・適切な避難行動をとり、また、その避難行動がきっかけとなって周囲の住民が避難し、被害を最小限に抑えた事例がありました。

区では、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織の結成を促進し、その育成に努めるとともに、地域全体が相互に協力できる共助体制を確立することにより、「災害に強い地域づくり」を推進します。

第1節 自主防災組織の強化

1 戸塚区災害対策連絡会議

区では、「戸塚区災害対策連絡会議」を設置し、地震災害、風水害及びその他の災害に対し住民、 地元組織、企業、行政その他関係機関が一致協力して災害対策を実施するため、相互の意見交換、 連絡調整を図りながら区域の総合的な防災対策を推進しています。

主な構成メンバー 区役所、消防署、土木事務所、資源循環局事務 所、水道事務所、水再生センター、県治水事務 所、小中学校、警察署、交通安全協会、医師会、 歯科医師会、薬剤師会、獣医師会、病院連絡会、 消防団、東京電力パワーグリッド㈱、東京ガス ネットワーク㈱、(公社)神奈川県LPガス協会、 東日本電信電話㈱、鉄道事業者、自治会・町内 会、社会福祉協議会、工業会、商店街連合会、 郵便局、火災予防協会、建設作業隊、民児協、 食品衛生協会、幼稚園協会、明治学院大学、メ ディア事業者 等

主な事業

- 1 区内の防災対策の推進
- 2 防災知識の普及
- 3 防災訓練の実施
- 4 応急対策の推進

(人命救助救出、被害情報の収集、地域住民への情報伝達、被災者の収容及び避難所の運営、応急救護所設置及び応急救護活動、食料・緊急救援物資等の輸送など)

- 5 区内主要駅における混乱防止対策
- 6 その他必要な事業
- ◇ 資料編 資料1「戸塚区災害対策連絡会議要綱」参照

2 町の防災組織

区民は、町の防災組織が互いに助け合って自らの地域を守る共助の中核をなす組織であることを 認識し、その活動に積極的に参加するよう努めます。※「災害時自助共助条例 第14条」

地域が行う自主防災活動を支援するため、区役所、消防署が中心となり自治会・町内会への「町の防災組織」づくりの促進とその育成強化を進め、地域防災力の向上を図っています。

- (1) 町の防災組織の定める活動計画
 - ア 防災組織の編成及び任務分担に関すること。
 - イ 防災知識の普及に関すること。
 - ウ 防災訓練の実施に関すること。
 - エ 情報の収集及び伝達に関すること。

- オ 出火の防止及び初期消火に関すること。
- カ 救出救護に関すること。
- キ 避難誘導に関すること。
- ク 給食給水に関すること。
- ケ 区民が任意に設置した避難場所の支援に関すること。
- コ 地域防災拠点との連携に関すること。

< (例) 町の防災組織構成> (○○町内会 1班) 庶務班 避難場所の確認・その他 総務部・福利厚生部 地域と避難所の情報収集 広報部·女性部 情報班 消火班 初期消火の実施 防犯防火部・体育部 救出救護班 救出とけが人の救護 青少年部,保健衛生部 ○○町内会(防災本部) 避難誘導班 住民の避難誘導 涉外部·交通部 本部長:○○町内会長 炊き出しの実施など 給食給水班 文化部 副本部長:××副会長 (○○町内会 2班) (○○町内会 3班)

(2) 町の防災組織における訓練

地震発生直後は、自らの安全の確保などの自助から始まり、いっとき避難場所や地域防災拠点での共助につながっていきます。そこで、平常時から自治会・町内会を中心とする町の防災組織での啓発や防災訓練を行い、住民個々の減災行動を促進します。また、町の防災組織と地域防災拠点運営委員会が連携して、要援護者等に対する普段からの見守り活動を実施し、地域ぐるみで防災力の向上に努めます。

3 いっとき避難場所

いっとき避難場所は、自宅建物が火災による延焼や倒壊の危険がある場合に、広域避難場所や地域防災拠点に避難する前の中継点で、一時的に避難して災害状況を確認し、地域防災拠点等へ避難するために地域住民が集結する場所です。町の防災組織等によりあらかじめ選定しておきます。

項目	選定基準の内容	
	1 避難行動は、地域単位ごとに集団で行動できるよう、地域の生活圏	
いっとき避難場所	と関連した場所とすること。	
の選定基準	2 小公園等で、地域単位で集団を形成するため、避難者の安全がある	
	程度確保できるスペースを有すること。	

※地域住民がいっとき避難場所に集まる基準は町の防災組織等において設定します。

4 地域防災拠点運営委員会

震災発生時に、地域住民の相互協力による防災活動、安全かつ秩序ある避難生活の維持等が円滑に行えるよう、地域防災拠点ごとに、地域・学校・行政等からなる地域防災拠点運営委員会を設置しています。

(1) 地域防災拠点運営委員会の主な活動

項目	地域防災拠点運営委員会の主な活動		
	1 平常時の主な活動		
	(1) 災害時に利用する教室の事前選定など避難場所運営方法等の打ち合わせ		
	及び運営マニュアルの作成		
	(2) 防災資機材等の使用方法の習得などの研修会・講習会の開催		
	(3) 防災訓練の実施及び参加		
	(4) 地域防災拠点周辺の危険箇所の確認、防災マップの作成など防災意識の高揚		
	(5) 訓練等を通じた地域での防災リーダーの養成		
	(6) 地域のボランティア団体との連携		
	(7) その他地域防災力の向上に必要な事項		
	2 震災発生時の主な活動		
運営委員会の	(1) 避難者の誘導及び運営マニュアルに基づく作業分担の割り当て		
組織・運営	(2) 負傷者の応急手当又は医療機関への誘導		
	(3) 防災資機材等を活用した救出・救助		
	(4) 避難者の中で、負傷者や高齢者、障害者、乳幼児、児童、妊産婦等で援		
	護を必要とする人の把握・援護		
	(5) 仮設トイレの設置、清掃、防疫対策などの環境衛生の維持		
	(6) 備蓄食料、救援物資等の配布、炊き出し		
	(7) 地域の被災情報及び生活情報の収集		
	(8) 公的避難場所以外での避難者等への情報提供、救援物資の要請受付		
	(9) 区災害ボランティアセンターとのボランティアの受入調整及び避難地区		
	内のボランティアニーズの把握・情報提供		
	(10) 防犯パトロールの実施		
	(11) その他必要な事項		

(2) 地域防災拠点の訓練

地域防災拠点が災害時に「住民の避難生活場所」、「物資の集配拠点」、「住民による救出・救護活動拠点」、「情報収集・提供拠点」の各機能を円滑に行うために、図上訓練(Dig 訓練等)や実動訓練を行います。実動訓練に際しては地域防災拠点訓練マニュアルを参考にするとともに、各地域防災拠点を担当する区役所職員が訓練を支援して実施します。

(3) 地域防災拠点運営委員会連絡協議会

地域防災拠点運営委員会相互の緊密な連携を図るため、戸塚区地域防災拠点運営委員会連絡協議会を設置しています。

◇ 資料編 資料 5 「戸塚区地域防災拠点運営委員会連絡協議会会則」参照

5 町の防災組織と地域防災拠点の連携

東日本大震災の教訓からも、多くの家屋の倒壊時には、地域防災拠点の他にも、集会所など、比較的小規模な場所での任意避難場所が開設されることが想定されます。このような被災地域の中では、町の防災組織と地域防災拠点が連携し、任意避難場所や在宅被災者への情報伝達・物資の集配など、地域コミュニティを生かした地域の共助で対応していくことが最も重要です。そこで、平常時からの自治会・町内会の各種委員の活動や、地域防災拠点運営委員会などの地域コミュニティを災害時に連動できるよう、それぞれの横の繋がりを確認し、効率的な共助の体制や自主防災力の強化を図っていくこととします。

第2節 災害時要援護者支援対策

1 基本的な方針

地域の中には、震災発生時の避難行動など臨機に対応することが難しく、また、その後の生活に 様々な困難が予想される、高齢者や障害者等の災害時要援護者(以下、「要援護者」という。)が暮ら しています。

区では災害発生時における安否確認、避難支援等の取組を行うため、日頃からの地域と要援護者 との関係づくりを通じて、災害時要援護者対策を推進します。

2 要援護者の事前対策

(1) 地域の中で「震災から要援護者を守る」ための取組の推進

要援護者やその家族に対し、家庭内での要援護者の安全対策について周知するとともに、地域住民に対して、地域ぐるみで「災害から要援護者を守る」ことについて普及啓発します。

日頃から、自治会・町内会、民生委員・児童委員及び近隣住民等が相互に連携し、要援護者に対する「声かけ、見守り」のネットワーク等の支援体制づくりに努めます。

(2) 地域の「震災から要援護者を守る」取組を支援するための区の取組

区長は、日頃からの地域の自主的な支え合いの取組を支援するため、自主防災組織等に同意方式又は情報共有方式により災害時要援護者名簿を提供します。

なお、災害発生時等においては、災害対策基本法第 49 条の 11 及び横浜市個人情報保護条例第 10 条に規定されているとおり、人の生命、身体を保護するために特に必要と認められる場合には、要援護者名簿を安否確認・避難誘導・救出救助等を利用目的として自主防災組織等に提供します。この名簿には、地域に個人情報を提供することについて拒否した方、不同意の方の情報を含みます。

第3節 社会福祉施設等における安全確保対策

1 社会福祉施設等内の安全対策の推進

利用者の安全を確保するため、備品等の転倒防止、飛散・落下防止等の安全措置を講じ、施設管理者による定期的な点検を行います。

2 迅速な応急活動体制の確立

施設管理者は、定期的に職員に対する防災教育を行い、夜間、休日など職員が少ない状態における災害対応についても配慮した訓練を実施します。

なお、訓練にあたっては、近隣の自治会・町内会等に協力を要請し、地域住民やボランティアと連携した訓練の実施に努めます。また、地震への備えとして、職員や施設利用者用に少なくとも3日分の飲料水の確保策を講じるとともに、食料・トイレパック、生活必需物品、救助用の防災資機材等を備蓄します。

3 地域との連携強化

災害発生時に迅速かつ安全に避難するためには、施設関係者だけでなく地域住民の協力が不可欠であるため、近隣の自治会町内会、事業者等との災害時における避難の協力等の連携を強化します。

第4節 事業者の防災体制の確立

事業者は、その社会的責任に基づき、自らの負担と責任において、管理する施設や設備の安全性の確保とともに、食料、水等の備蓄、消火や救出救助等のための資機材の整備など震災対策の推進を図らなければならず、また、区の実施する防災対策について積極的に協力するよう努めます。

さらに事業者は、地域社会の一構成員として、その社会的責任を果たすため、事業所防災体制の 充実強化に努めるとともに、地域の防災組織と相互に協力、連携できる体制を整備するため、物資 の備蓄や地域との連携体制の確立などの対策を講じます。

第5節 外国人支援策

地域の中には、日本語の理解が十分でない外国人や日本の生活習慣に不慣れで震災発生時の対応やその後の生活に様々な不安を持つ外国人が暮らしています。区では、こうした外国人の不安を解消し、安心して暮らすことができるよう、外国人の安全確保及び早期に生活の安定を図るための外国人支援策を推進します。

1 外国人への防災意識の普及啓発

外国語による防災ツールの作成・配布を行うとともに、外国人支援ボランティアと連携するなど、 防災意識の高揚を図ります。

2 迅速な広報相談の実施

(1) 災害時広報

震災時には、外国人支援ボランティアの協力により、災害時の効果的な広報を行います。

放送機関	放送する外国語	
(株)InterFM897	英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語	

(2) 外国人相談の実施

震災発生後、区本部ボランティア班に外国語の通訳・翻訳ができるボランティアの派遣を要請し、派遣を受けたボランティアを臨時区民相談室に配置し、外国人への生活情報の提供等を実施します。

第7章 学校施設における安全対策の推進

第1節 迅速な応急活動体制の確立

1 学校防災計画の策定

学校長は、地震発生時に円滑に児童生徒の安全を確保するため、避難方法、安全指導体制、教職員の役割分担、情報連絡体制その他必要事項を定めた学校防災計画を作成し、教職員等へ周知徹底を図ります。あわせて、該当校の地域防災拠点運営委員会と、その計画の内容について共有することとします。

2 教職員の動員体制

学校教職員は、「原則として、所属校(ただし、教育委員会が指名した者は、直近校)へ動員する体制を確立しています。

3 地域防災拠点運営委員会との連携

地域防災拠点に指定されている学校長は、避難所運営の方法、役割分担、負傷者の応急救護体制、 学校再開準備などについて、当該地域防災拠点運営委員会に協力するとともに、平常時から震災発 生時には避難場所となる事態に備えます。

教職員は地域防災拠点訓練マニュアルを活用した拠点開設・運営訓練等に参加するなど、災害時 に、迅速かつ具体的に行動できるように準備します。

4 学校再開準備班の確立

学校長は、震災発生時、円滑に児童生徒の学習の場を確保するため、学校再開準備班の体制整備を推進します。

5 応急医療

地域防災拠点での軽傷者への対応のため、一般家庭で行えるような応急手当程度の用品を保健室等へ配備します。地域防災拠点運営委員会と学校で協議し、発災時の応急手当場所や医療救護隊用の診療スペース(※体育館の一画や教室など、状況によっては保健室)をあらかじめ確保するとともに、保健室等に配備された応急手当用品を応急手当場所等に持ち出せるよう整備します。

第2節 児童生徒の安全確保体制の確立

1 防災教育・訓練の実施

児童生徒に対して、防災教育・訓練を行い、それぞれが震災時にとるべき措置・行動について周知します。また、教職員の研修会等を開催し、防災教育・訓練に関する指導力や震災時の防災対応能力を高めます。

2 保護者等の連絡体制の確保

学校長は、学区内の地域及び町内別に児童生徒数を把握しておくとともに、あらかじめ PTA と協議し、地域の自治会・町内会等の協力を得て緊急時に保護者と連絡する方法、登下校の安全経路、児童生徒の保護措置などの安全対策を確立します。

第3部 応急対策

第1章 応急対策の基本

第1節 人命確保最優先

災害応急対策の最も重要な目標は、人命を守ることであり、発災後72時間は、極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこれに関係する活動を、様々な応急活動の中で最優先にして、人的・物的 資源を配分します。

第2節 消火活動の優先

過去の地震災害の教訓から、火災の早期鎮圧と、街区への延焼拡大防止を優先します。

第3節 情報受伝達

区本部長は、市本部及び防災関係機関等と連携して、迅速かつ的確な情報収集・伝達体制を確保・実施 します。

第4節 区民の相互協力

区民の一人ひとりが「自らの身は自ら守る。皆の町は皆で守る。」との自助・共助の認識を持って、自らの身の安全を確保した後は、人命優先の観点から地域住民がお互いに助け合い、初期消火、救助・救出、避難誘導などを協力して実施します。

第2章 区災害対策本部の設置・運用

第1節 区災害対策本部の設置

1 区災害対策本部(以下、「区本部」という。)設置基準

区長(区長が登庁できないときは、「区災害対策本部の設置、構成及び運営に関する要綱」の規定等による代理者)は、次の場合に、速やかに区役所に区本部を設置し、被災区民等の救助やその他災害対策を実施します。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき。
- (2) 市域において震度5強以上の地震(気象庁発表)が発生したとき。
- (3) 津波予報区「東京湾内湾」に津波警報又は大津波警報が発表されたとき。
- (4) 市域において地震による大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあると市長が認めたとき。

2 設置通知

区災害対策本部長(以下「区本部長」という。)は、区本部を設置したときは、直ちにその旨を市本部 長に報告するとともに、戸塚警察署、戸塚消防署、戸塚土木事務所などの戸塚区災害対策連絡会議(以下、 「連絡会議」という。)の構成機関の一部又は全部に連絡します。

3 設置場所

区本部は、戸塚区役所に設置します。ただし、区役所が使用困難な場合は、戸塚地区センター内に設置することとします。

4 区本部の縮小

区本部長は、応急対策がおおむね完了したときは、市本部長に承認を得て、区本部を縮小することができます。

なお、区本部長は、区本部を縮小したときは、戸塚警察署、戸塚消防署、戸塚土木事務所などの連絡会議の構成機関の一部又は全部に通知します。

5 区本部の廃止

区本部長は、次の場合に区本部を廃止することができます。ただし、市災害対策本部(以下、「市本部」という。)が設置されている間にあっては、区本部長は、あらかじめ、市本部長の承認を得なければなりません。

- (1) 区域において被害が限定的で応急対策が小規模であると認めたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたとき。
- (2) 津波予報区「東京湾内湾」に発表された津波警報及び大津波警報が解除され、区域において被害が限定的で応急対策が小規模であると認めたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたとき(市域において震度5強以上の地震発生していないが津波警報又は大津波警報が発表され区災害対策本部が設置されていた場合に限る。)。

6 廃止通知

区本部長は、区本部を廃止したときは、速やかに、その旨を市本部長に報告するとともに、戸塚警察署、 戸塚消防署、戸塚十木事務所などの連絡会議の構成機関の一部又は全部に連絡します。

第2節 組織・運営

1 区本部の組織

(1) 区本部長

区本部長は区長をもって充てます。

(2) 区副本部長

副区長、福祉保健センター長、福祉保健センター担当部長、戸塚区土木事務所長、資源循環局戸塚事務所長、戸塚消防署長及び水道局戸塚水道事務所長をもって充てます。

(3) 地区隊長及び消防地区本部長

ア 各地区隊長は、次の表の左欄に掲げる地区隊に、同表右欄に定める者をもって充てます。

地区隊	隊長
土木事務所地区隊	戸塚土木事務所長
資源循環局事務所地区隊	資源循環局戸塚事務所長
水道局水道事務所地区隊	水道局戸塚水道事務所長

イ 消防地区本部長は、戸塚消防署長をもって充てます。

2 職務権限

- (1) 区本部長
 - ア 市本部長の指揮命令により区本部の事務を統括
 - イ 区副本部長(副区長、福祉保健センター長及び福祉保健センター担当部長)及び区本部各班長に対する指揮命令
 - ウ 各地区隊長及び消防地区本部長への指示又は要請
 - エ 協定締結機関、防災関係機関等に対する応援要請
- (2) 区副本部長(副区長、福祉保健センター長及び福祉保健センター担当部長)
 - ア 区本部長の補佐
 - イ 区本部長に事故があるとき、又は区本部長が欠けたときの職務代理
- (3) 各地区隊長及び消防地区本部長(資源循環局戸塚事務所長、戸塚土木事務所長、水道局戸塚水道事務 所長、戸塚消防署長)
 - ア 所管する災害応急対策を実施
 - イ 区本部長からの災害応急対策の指示又は要請への対応

ただし、消防地区本部長は、消防局長の命を受け消火、救助等の応急活動を実施するため、区本部長の指示又は要請に応じられないときは、区本部長に対しその旨を通報します。

(4) 区本部各班長(課長)

各班長は、区本部長の指揮命令を受け各班の事務分掌に基づく応急対策を実施するとともに、副班長 及び班員に対し、災害応急対策が円滑に進むよう的確な指示を行います。

(5) 副班長(係長)

副班長は、班長を補佐し災害応急対策の実施にあたることとし、班長に事故があるとき、又は班長が 欠けたときは職務を代行します。

(6) 班員(職員)

班員は、班長の指示に基づき災害応急対策を実施します。

3 区本部の運営

- (1) 区本部長は、区本部各班長、各地区隊長、消防地区本部長及び防災関係機関等からの被害情報に基づき、区域における総合的かつ適切な災害応急対策を実施します。
- (2) 各地区隊長等は、区域における被害状況から判断し、必要に応じて、区本部に連絡員を派遣します。
- (3) 区本部長は、区域における被害状況等について市本部に報告するとともに、必要に応じて、戸塚区災害対策本部会議(以下、「区本部会議」という。)を開催します。
- (4) 区本部会議の構成員(各班長、各地区隊長、消防地区本部長)は、区本部会議が開催されるときは直ちに参集し、各班・地区隊の配備体制と緊急措置事項等、対応概要等を区本部長に報告します。
- (5) 区本部会議には、必要に応じて、連絡会議の構成機関等の出席を求めることができます。
- (6) 区本部長、区副本部長、班長(隊長)等が不在等の場合の代理、代行については、あらかじめ別に定めた順位等により行います。

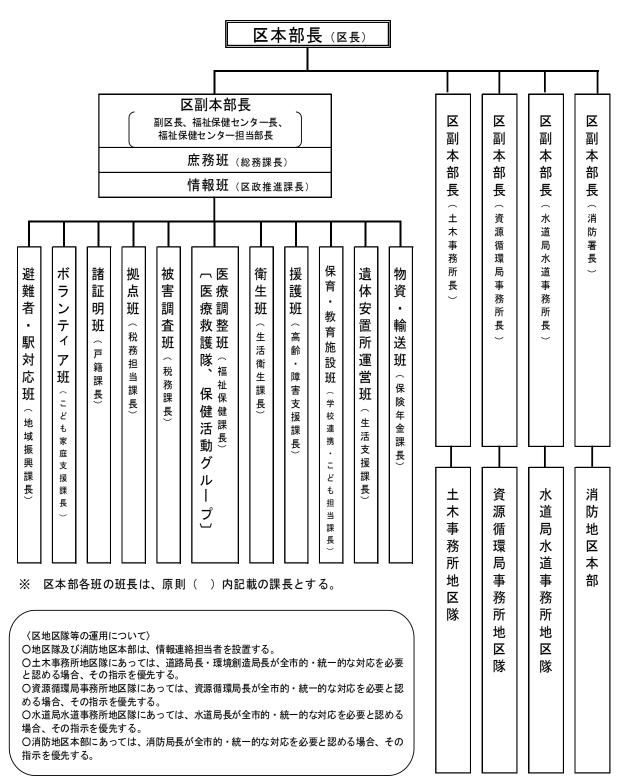
4 各班の業務

- (1) 区本部各班は震災発生時に迅速に対応できるよう、事前に各班の業務に対応した班マニュアルを整備し、マニュアルに基づき対応を図ります。
- (2) 勤務時間内の初動体制では、事前に指定されている各班業務だけを実施するのではなく、被害状況に応じて、優先して初動対応が必要な業務を実施します。
- (3) 勤務時間外の初動体制では、動員した職員により区本部運営体制を早期に確立し、被害状況に応じて、優先して初動対応が必要な業務を実施します。

第3節 区本部の組織

1 区本部組織図





2 区本部の組織及び事務分掌

	事務分掌			
班	救助救命期	応急復旧期	復旧期	備考
	(発災~3 日)	(4 日~10 日)	(11 日目以降)	
	【班長 総務課長】 1 区本部の設置及び運営に関すること 2 区本部長命令の伝達に関すること 3 区本部の庶務及び記録に関すること 4 部内各班の連絡調整に関すること 5 市本部等との連絡調整に関すること 6 報道及び広報対応に関すること 7 災害関連情報の集約に関すること 8 区災害対策計画の立案及び実施に関すること 9 警戒区域の設定に関すること 10 避難指示に関すること 11 職員応援要請に関すること 12 支援職員の受入れに関すること 13 他都市応援職員の受入れ等に関すること 14 区本部職員の動員や勤務に関すること 15 区本部職員の厚生に関すること 16 職員等の安否確認及び罹災状況の把握に関すること 17 食料、飲料、燃料等の確保に関すること 18 庁舎、通信機器等の管理保全に関すること 19 所管車両の確保及び保全に関すること 20 災害救助法適用時における救助経費求償関連事務の実施に関すること 21 他の班の所管に属さないこと 22 その他特命事項に関すること	1~22 同左	1~24 同左 25 区災害復旧	区職員(総務課)
情報班	【班長 区政推進課長】 1 災害関連情報の収集分析及び伝達に関すること 2 被害状況(人的・物的)の集約に関すること 3 応急対策活動の集約に関すること 4 災害関連情報の区民への広報活動に関すること 5 広聴相談及び臨時区民相談室の開設に関すること 6 通信機器等の保全に関すること 7 地区隊、警察、ライフライン機関、その他関係機関との連絡調整に関すること 8 市立以外の学校等の公的施設の被害状況の把握に関すること 9 指定管理施設の被害状況に関すること	同左	同左	区職員(区政推進課)

	事務分掌			
班	救助救命期	応急復旧期	復旧期	備考
	(発災~3 日)	(4日~10日)	(11 日目以降)	
	【班長 税務課長】	1~2 同左	1~5 同左	区職員
	1 区内の被害状況の調査出向に関すること	3 倒壊建物等	6 解体廃棄物	(税務課)
	2 応急危険度判定調査の支援に関すること	の被害認定調	の解体・撤去	
		査の準備及び	申請の受付に	
被		広報に関する	関すること	
害		<u>ک</u> ک		
調		4 倒壊建物等		
査班		の被害認定調		
<u>班</u>		査の実施に関 すること		
		9 ること 5 被害認定調		
		査表の作成に		
		関すること		
	【班長 保険年金課長】	1~4 同左	同左	区職員
物	1 区物資集配拠点の設置及び運営に関すること	5 不足救援物		(保険年金課)
資	2 食料、救援物資等の受入れ及び配分に関するこ	資等の把握に		
• 本会	ح	関すること		
輸送	3 食料、救援物資等の調達、輸送に関すること			
班	4 自動車、その他輸送手段の確保に関すること			
92				
	【班長 税務課担当課長】	1~6 同左	同左	区職員
	1 地域防災拠点の開設及び運営に関すること	7 避難者の生		(税務課
拠	2 地域防災拠点及び周辺地域の被災状況(死者、	活相談に関す		(収納担当))
1/2	負傷者等)、運営支援、情報収集、避難者ニーズ 対応に関すること	ること		※地域防災拠
点	3 地域防災拠点運営委員会との連絡調整に関する			点にあっては
	こと			他の区局職員
班	4 避難者の対応に関すること			を含む
	5 地域住民への情報提供・広聴に関すること			
	6 任意に開設された避難所の把握に関すること			
	【班長 地域振興課長】	同左	同左	区職員
	1 広域避難場所、帰宅困難者一時滞在施設の避難	1/ 4/	1, 4/	(地域振興課)
	者の把握に関すること			, , , , , , , , , , , , , , , , , ,
避	2 補完施設の被災状況の把握に関すること			発災時の初期
難	3 避難者の安全確保に関すること			活動時は、諸
者	4 二次災害防止に係る避難誘導に関すること			証明班が支援
•	5 主要駅等での情報収集・広報に関すること			
駅	6 被害情報等の収集・伝達に関すること			
対	7 帰宅困難者対応に関すること			
応班	8 鉄道事業者、駅周辺事業所、警察等の関係機関			
功工	との連携した避難誘導に関すること 9 帰宅困難者滞在施設の運営又は支援に関するこ			
	9 帰宅凶無有滞住施設の連呂又は又後に関すること			
	C C C C C C C C C C			
L				

	事 務 分 掌					
班	救助救命期	応急復旧期	復旧期	備考		
	(発災~3 日)	(4 日~10 日)	(11 日目以降)			
接護班	【班長 高齢・障害支援課長】 1 要援護者の安否確認、避難支援、安全確保に関すること 2 地域防災拠点等の要援護者の状況把握に関すること 3 要援護者のための福祉避難所の設置及び運営に関すること 4 要援護者の福祉避難所の受入れに関すること 5 その他要援護者の支援に関すること	1~5 同左、 6 要援護者の 生活相談に関 すること	11日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	区職員(高齢・障害支援課)		
医療調整班	【班長 福祉保健課長】 1 医師会、医療機関、歯科医師会、薬剤師会等との連絡調整に関すること(区災害医療連絡会議の開催を含む。) 2 医療機関の被害状況の把握並びに診療可能医療機関の情報提供に関すること 3 地域防災拠点等における負傷者数等の把握に関すること 4 医療救護隊の編成及び診療に関すること 5 他都市医療救護隊、多職種による医療支援チーム、他自治体応援保健職員等の受入れ調整に関すること 6 医薬品、医療資器材等の調達に関すること 7 患者搬送に係る連絡調整に関すること 8 地域防災拠点等における保健衛生指導等に関すること 9 被災者の保健活動及び保健活動グループに関すること	1~9同左 10 精神保健 医療相談窓口 の開設に関す ること	すること同左	区職員 (福祉保健課・ 各課保健師、 助産師等の 専門職)		
衛 生 班	【班長 生活衛生課長】 1 消毒及び衛生に関すること 2 飲料水及び食品の衛生確保に関すること 3 生活衛生に関すること 4 動物の保護収容に関すること (発災直後から、衛生確保・感染症予防に関する対応が必要となるまでの間は、他班の応援にあたる。)	1~4同左 5 感染症の発 生予防及び拡 大防止に関す ること	同左	区職員(生活衛生課)		

	事務分掌					
班	救助救命期	応急復旧期	復旧期	備考		
	(発災~3 日)	(4日~10日)	(11 日目以降)	VIII 0		
ボランティア班	【班長 こども家庭支援課長】 1 ボランティアへの情報提供及び連絡調整に関すること 2 ボランティア、自主防災組織等の活動状況の把握に関すること 3 必要なニーズ等の広報に関すること 4 区の災害ボランティアセンターとの連絡調整に関すること	同左	同左	区職員 (こども家庭 支援課)		
諸証明班	【班長 戸籍課長】 死亡届の受理及び火埋葬許可に関すること (発災時の初期活動時は、状況により避難者・駅対 応班を支援する。)	1同左 2 倒壊建物等の被災者台関のではと 3 倒罹災難期のでは、3 倒罹災難間を発行を対した。 3 の発行を関する。 2 と	1~3 同左 4 倒壊建物等 の罹災証明の 発行に関する こと	区職員 (戸籍課)		
遺体安置所運営班	【班長 生活支援課長】 1 遺体安置所の設置及び運営に関すること 2 行方不明者の把握に関すること 3 関係機関(県警、医師会、歯科医師会)との調整に関すること	1~3 同左 4 引取人のい ない焼骨の取 扱いに関する こと	同左	職員(生活支援課)		
保育・教育施設班	【班長 学校連携・こども担当課長】 1 保育・教育施設等からの情報収集・情報提供に関すること 2 保育・教育施設等との連絡調整に関すること 3 区本部庶務班との連絡調整に関すること 4 市立保育所の児童の安全確保に関すること 5 市立保育所の施設、園庭の管理保全に関すること 6 市立保育所の保育の早期再開に関すること 7 市立保育所の児童の引渡しに関すること 8 緊急保育に関すること	同左	同左	区職員 (こども家庭 支援課)		

	事 務 分 掌				
班	救助救命期	応急復旧期	復旧期	備考	
	(発災~3 日)	(4日~10日)	(11 日目以降)		
戸塚土木事務所地区隊	【地区隊長 土木事務所長】 1 道路の被害状況の把握に関すること 2 道路に係る応急対策の立案及び実施に関すること 3 緊急輸送路等の確保に関すること 4 路上障害物、放置車両の除去等に関すること 5 河川、下水道管きょ、公園緑地の被害状況の把握に関すること 6 河川、下水道管きょ、公園緑地に係る応急対策の立案、実施に関すること 7 工事箇所の保全に関すること 8 区本部、作業隊、その他関係機関との連絡調整に関すること	同左	同左	戸塚土木事務所職員	
資源循環局戸塚事務	1 ふれあい収集の利用者の安否確認に関すること 2 巡回による被害状況、避難場所、道路等の情報 収集・提供に関すること 3 収集車を利用した広報、物資運搬等に関すること 4 トイレ対策班への応援に関すること	同左	同左	資源循環局戸 塚事務所職員	
水道局戸塚水道事務所	1 応急給水活動及びその際に得られた被災情報の 提供に関すること 2 断水や水道の復旧情報の提供に関すること	同左	同左	水道局戸塚水道事務所職員	

- ※ 地区隊及び消防地区本部は、情報連絡担当者を設置するものとします。
- ※ 土木事務所地区隊は、道路局長・環境創造局長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示 を優先します。
- ※ 資源循環局事務所地区隊は、資源循環局長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先します。
- ※ 水道局戸塚水道事務所地区隊にあっては、水道局長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その 指示を優先します。

第3章 職員の配置・動員

第1節 職員配置計画

1 地震発生時の配備体制

職員は、市域に震度5強以上の地震(気象庁発表)が発生したときは全員配備とする。

なお、区域に震度4又は震度5弱の地震(気象庁発表)が発生したときは、区警戒体制を確立し被害情報等の収集活動を実施するとともに必要な体制を確保します。

2 勤務時間内の配備体制

- (1) 区本部長は、戸塚区職員動員計画に基づき、職員を各班に配備し、任務を命じます。
- (2) 区本部長は、災害の状況や円滑な活動を実施するため必要がある場合は、あらかじめ定めている職員の任務を変更して、別の業務を指示及び命令することができます。

3 勤務時間外の職員配置

区本部長は、早期動員者を、あらかじめ定められた任務以外の、早期対応を必要とする班又は業務に配置することができます。

<発災初動期に最も優先する業務>

- ① 区本部の所管施設、所管区域内の被害情報の収集
- ② 被害情報の集約
- ③ 区本部としての活動の意思決定
- ④ 市災害対策本部との連絡調整

4 初動期における区本部体制

(1) 市内で震度5強以上の地震が発生した場合、原則として発災から72時間までは、市職員全員で人命に係る応急対策、被災者支援及び被害情報の収集などの災害応急対策を行います。

なお、災害応急対策を実施する期間については、被害等の状況に応じ、区本部長が市本部長と協議の上、短縮又は延長します。

- (2) 区本部は、災害応急対策を行うとともに被災者支援上必要な業務を継続します。
- (3) 区本部等と消防地区本部の連携

夜間・休日等に大規模な災害等が発生した場合、区本部等の体制が整うまでの間は、消防地区本 部が区本部等に代わって、次の事項を実施します。

ア 初期情報の提供

消防地区本部から区本部庶務班長又は防災輪番担当者等の初動対応者に発災初期の情報を連絡します。

イ 情報の収集・集約

消防隊等からの情報のほか、区民、関係機関(警察署等)、庁内関連部署(戸塚土木事務所地 区隊等)から収集した情報を消防地区本部で取りまとめます。

ウ 区民への情報提供

広報隊等により緊急情報(迅速な避難を事前に促すために必要な情報)を区民に提供します。

5 区等への応援体制

- (1) 区本部長は、区本部の要員が不足し、災害応急対策に支障が生じるおそれがあるときは、市本部長に、他の区本部又は各局からの職員派遣を要請します。
- (2) 区内の被害が少ない場合は、区内の災害対応を行うとともに、派遣可能な最大限の職員を被害の 多い区に一定期間派遣します。

6 配備状況の報告

区本部長は、職員の配備状況を市本部長に報告します。

第2節 職員の動員

1 職員の動員

職員は、市域に震度5強以上の地震(気象庁発表)が発生したときは、動員命令を待つことなく、

自発的にあらかじめ定められた動員先に、バイク、自転車等できる限り早期に参集できる有効な手段 (自家用車を除く。)により、直ちに参集しなければなりません。また、参集時に自身の安否情報及 び参集情報を職員安否・参集確認システム等を用いて報告します。

なお、保育及び介護等を要する同居家族がいる職員で、自ら保育及び介護等を実施する以外に手段がなく、直ちに参集することが困難になった場合は、所属長にその旨を報告することとします。その後、自ら保育及び介護等を実施する以外に手段を確保した場合は、速やかに参集します。

2 参集時の留意事項

職員は、勤務時間外における参集について、次の要領により速やかに行動を開始します。

(1) 安全確保

自らの安全を確保し、家族、自宅及び近隣の安全を確認します。

(2) 参集者の服装及び携行品

応急活動に適した服装とし、手袋、タオル、着替え、飲料水、食料、トイレパック、懐中電灯、 携帯ラジオ等の必要な用具を携行します。

(3) 参集途上の緊急措置

参集途上において、火災、人身事故等に遭遇したときは、最寄りの消防機関又は警察機関へ通報 連絡するとともに、直ちに人命救助、消火活動への協力など適切な措置をとります。

(4) 被害状況等の報告

参集途上において、被害状況、災害情報の収集に努め、その情報を動員先の上司に報告します。 特に、病院、道路、橋りょう等の重要施設の被害状況は、詳しく報告します。参集職員から報告 を受けた被害情報等は、速やかに区本部情報班に伝達することとします。

第4章 情報の収集と伝達

第1節 情報受伝達方針

- 1 発災直後は、区本部は、正確かつ迅速な情報の収集・伝達を実施し、対処方針の迅速な決定や応援 要請等の判断をします。
- 2 防災関係機関や区民等からの様々な情報についても整理・活用します。
- 3 社会的混乱の防止、区民の生活の安定化、被災者の生活再建の促進を目的として、様々な媒体により広報等を行います。

第2節 通信手段

1 防災電話・無線通信

市内及び防災機関相互における業務通信は、一般加入電話が輻輳することによって、利用できないことが予想されるため、防災電話(ホットライン)、防災行政無線、デジタル移動無線機を利用した情報伝達体制とします。

◇ 資料編 資料11 「防災電話機 (デジタル移動無線機) 電話番号一覧」参照

2 危機管理システム

区役所9階総務課に設置されている危機管理システム端末を使用して、区本部の設置・廃止、災害 及び被害状況の入力等、市本部との情報受伝達を行います。

3 衛星電話

国内の通信回線が使用できない場合又は輻輳している場合の緊急連絡手段として、衛星電話を使用します。

4 アマチュア無線網の利用

「災害非常無線通信の協力に関する協定」に基づき、アマチュア無線非常通信協力会戸塚支部に協力を要請し、地域防災拠点と区本部間等との情報受伝達体制を確保します。

5 災害時優先電話の活用

災害時優先電話に登録されている、区本部の固定電話及び防災公用携帯電話を災害時の連絡ツールとして有効活用します。

6 情報収集員

各地区隊長、消防地区本部長は、必要に応じて、情報収集員を区本部に派遣し、各地区隊及び消防 地区本部との情報連絡にあたらせます。

7 メディア機関との連携

協定を締結しているエフエム戸塚やジェイコム湘南・神奈川南横浜局と連携し、必要に応じて災害 時広報を行います。

第3節 情報の収集、報告及び記録

1 発災初動期の情報収集

区本部は、次の情報を収集し、市本部の本部運営チーム統括・情報班に速やかに報告します。

(1) 発災直後の情報事項

区分	通報の内容	収集手段 (例示)
人的被害	 死者、負傷者 要救助者、行方不明者 被災者の状況 避難の状況 避難勧告等の必要性 	・庁舎周辺の目視・参集した職員からの状況報告・消防地区本部及び各地区隊からの連絡・警察等関係機関からの情報・住民及び地域防災拠点からの情報
火災	火災の発生及び延焼の状況	・郵便局、その他防災関係機関からの通
物的損害	1 庁舎等所管施設、設備の損壊状況 2 道路、橋りょうの被害状況及び交通状況 3 建物の倒壊状況 4 崖崩れ等の状況 5 ライフラインの状況	報 ・エフエム戸塚及びジェイコム湘南・神奈川南横浜局からの連絡 ・アマチュア無線非常通信協力会からの情報 ・テレビ・ラジオ等からの情報
その他	災害対策上必要な事項	7 - 1 4 N 3 2 N N N

(2) 中間報告

被災状況全般を集約し、市本部に報告します。

(3) 最終報告

被害の発生がおおむね終息し、さらなる被害拡大のおそれがなくなった時点で、市本部に被害の 最終報告をします。

2 地域防災拠点からの情報の収集

- (1) 地域防災拠点の直近動員者及び学校連絡調整者は、参集後、直ちにその旨を区本部に連絡します。
- (2) 直近動員者及び学校連絡調整者は、地域防災拠点情報班と連携し、避難者の発生状況等について、 把握します。
- (3) 直近動員者及び学校連絡調整者は、地域防災拠点情報班と連携し、把握した避難者に係る情報について、デジタル移動無線等を活用して、随時区本部に報告します。
- (4) 直近動員者及び区本部拠点班員は、避難者及び周辺住民に対して災害状況、応急活動の概要、避難者の対応などの情報提供を実施します。
- (5) 直近動員者及び学校連絡調整者は、地域防災拠点情報班と連携し、災害時安否情報システムを活用して、本人の承諾が得られた区民の安否情報を入力します。入力された情報は、市ホームページに掲載し、公開します。

3 消防地区本部及び各地区隊、関係機関との連携

区本部長は、状況に応じて、各地区隊、消防地区本部、警察署及び災害時の情報提供等に関する協定を締結している戸塚郵便局・横浜泉郵便局に情報収集員を派遣し、情報の収集に努めます。また、各地区隊長は、区本部が設置されたときは、原則として情報収集員を区本部に派遣し、地区隊との情

報連絡に従事させることとします。

4 災害情報の記録

情報班は、収集した情報を緊急度・重要度に区分して速やかに市本部に伝達するとともに、災害及び被害情報を時系列に整理し記録します。

各班長は、復興及び復旧に活用及び事後の振り返り・検証等のため、活動内容を記録及び整理し、 保存しておくとともに、必要に応じて、写真・ビデオ等による撮影を行います。

第4節 安否情報の提供等

1 安否情報の収集

安否情報の収集は、避難所において被災者から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、在留カード等、区が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用します。

2 安否情報の照会の受付

市民等からの安否情報の照会については、対応する窓口への書面提出により受け付けます。 受付にあたっては、照会者の氏名・住所、被災者の氏名・住所・生年月日・性別、照会をする理由 等を明らかにし、照会者が本人であることを証明する書類を提示することとします。

3 安否情報の回答

安否情報の照会に対する回答については、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、次の表の区分に応じて必要な情報を提供することができます。

	照会者の区分	提供できる情報
1	当該被災者の同居の親族(婚姻の届出をしないが事	照会に係る被災者の居所、負傷若しくは
	実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の	疾病の状況又は連絡先その他安否の確認
	予約者を含む。)である場合	に必要と認められる情報
2	当該被災者の親族(前項に掲げる者を除く。) 又は	照会に係る被災者の負傷又は疾病の状況
	職場の関係者その他の関係者である場合	
3	当該被災者の知人その他安否情報を必要とするこ	照会に係る被災者について保有している
	とが相当であると認められる者である場合	安否情報の有無

ただし、照会に係る被災者が安否情報の提供について同意をしている安否情報については、その同意の範囲内で、又は公益上特に必要があると認めるときは、必要と認める限度において当該被災者の安否情報を回答することができます。

第5節 災害時広報·報道

区本部長は、住民の不安の解消やデマ情報による混乱を防止し、区民生活の安定化を図るほか、被 災者の生活再建を促進することをねらいとし、保有するさまざまな機能を活用して、被害情報、応急 対策活動等の状況及び生活関連情報等を広報します。

上空からの広報が必要と判断したときは、区本部長は消防局長に対し、消防局航空機(ヘリコプター)による広報を要請します。

1 災害時広報

時間の推移による緊急性、重要性及び必要性の変化に応じ、避難勧告・指示情報、応急対策活動等の状況、医療情報、ライフライン等の状況及び生活支援情報等について、広報を行います。

2 地域防災拠点における広報

- (1) 地域防災拠点を、避難者及び住民に対する広報活動の拠点とし、区本部からの情報を提供します。
- (2) 避難生活に欠かせない身近な生活情報については、地域防災拠点を通して広報します。
- (3) 校内放送、ハンドマイク、学校掲示板、情報紙等を活用し、避難者、住民に対して必要な情報を提供します。
- (4) 電話等通信網が途絶状態の場合、情報紙等の地域防災拠点等への情報を、戸塚郵便局・横浜泉郵

便局へ協力要請し、可能な限り提供します。

(5) 警察、消防、郵便局等との連携を図り、相互の情報を共有して提供します。

3 その他広報等

(1) 広報車の利用

区本部長は、広報車を必要な地域へ出動させ広報を実施します。

(2) 職員による広報

区本部長は、広報車の活動が不能な地域又は特別に必要と認められる地域に対して、職員を派遣 して広報を実施します。

(3) インターネット、ファクシミリ、文字放送等による広報

区ホームページのほか、ツイッターや防災情報Eメールなどを活用した情報提供を実施します。 区本部情報班は、報道機関への提供資料、身近な生活情報等を入力し、発信します。

(4) エフエム戸塚、ジェイコム湘南・神奈川南横浜局等を利用した広報

区内を主な放送領域とするローカルメディアに情報提供し、生活情報等の周知を図ります。また、 区本部からの放送や派遣されたリポーター等への情報提供を行うなど、一層の連携強化を図ります。

(5) 防災スピーカーによる緊急情報の伝達

区内 15 筒所に設置された防災スピーカーを用いて、緊急時に情報伝達します。

4 災害時報道

区内の被害状況等の報道機関への発表は、情報の重要度に応じ市本部が行います。

第6節 広聴・相談活動

1 臨時区民相談室の開設

被災者の生活相談や援助業務の一環として、区役所及び地域防災拠点において臨時区民相談室を開設し、要望、苦情等を聴取し、災害活動に反映させます。

2 要望等の処理

区本部において聴取した要望等のうち、区で対応不可能な広聴情報については、必要に応じて市民 局広聴相談班にFAX等で連絡します(広聴相談班FAX 045-663-3433)。

3 災害時コールセンターへの情報提供

市本部が設置された場合、横浜市コールセンター内に災害時コールセンターが立ち上がるので、必要な情報を提供し市民からの問合せに対応します。

4 警察による被災者等への情報伝達・相談活動

警察は、被災者等のニーズを十分把握し、災害関連情報、避難の措置に関する情報、交通規制等警察措置に関する情報等を、交番、駐在所、パトカー等の勤務員を活用するなどして、適切な伝達に努めます。

また、被災者の安否を気遣う肉親等の相談に応じるため、行方不明者相談所等を設置し、親身な相談活動の実施に努めます。

第5章 消火及び救助・救急活動の実施

第1節 活動方針

消防が行う災害応急活動は、人命の安全確保を最優先とし、その基本方針は次のとおりとします。

1 消火活動の優先

大規模な地震時は、人命に対する多種多様な危険現象が複合的に発生しますが、最も被害を増幅するものは、二次的に発生する火災です。したがって、震災時における警防活動は、非常用消防車を含めて運用可能なポンプ車及び人員を活用し、炎上火災の早期鎮圧及び拡大防止に総力を挙げます。

2 人命の救助、救急活動

大規模な地震時には、家屋の倒壊、障害物の落下、がけ崩れ、鉄道、自動車等車両の衝突、危険物・

毒物・劇物の漏えいなどが複合して発生し、大規模人身災害に発展することが予測されることから、 特別救助隊、救急隊をはじめとした人員、資機材を活用し、人命救助・救急活動を実施し、人命の安 全確保に努めます。

3 安全避難の確保

住民の安全避難を確保するため、地域住民の避難が完了するまで火災の鎮圧と拡大防止を図ることとします。

第2節 消火活動

1 消防隊等の消火活動

- (1) 消火活動の原則(震災消火活動の基本)
 - ア 指揮者は、災害状況を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大防止 を総合的に判断し、行動を決定します。
 - イ 地震発生後の火災状況が消防力を下回るときは、早期に消防隊等を集中させ一挙鎮圧を図り、 また、火災状況が消防力を上回るときは、次の原則に基づき消火活動を実施します。

項目	震災消火活動の基本
1 重要防御地区優先の原則	同時に複数の火災を覚知した場合は、住民の安全避難や社会的 影響を踏まえ、木造建物密集地域、主要駅地下街などの対象を 優先します。
2 消火有効地域優先の原則	同時に複数の火災を覚知した場合は、「消火有効区域」を優先します。
3 市街地火災優先の原則	大量危険物貯蔵施設等、多数の消防隊を必要とする火災の場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先し、ただし、不特定多数の者が出入りする防火対象物及び地下街等から出火した場合は、人命救助を優先とした活動を行うこととします。
4 重要対象物優先の原則	地域防災拠点などの避難者の収容施設、病院などの救護施設、 行政機関など市民に直接影響を及ぼす対象物の消火活動を優 先します。
5 住民の安全確保優先の原則	道路、河川、耐火建物、空地等を活用した現場活動により、住 民の安全確保を最優先とした延焼防止活動を実施します。

(2) 消防隊の運用原則

地震発生直後の警防活動は、炎上火災の早期鎮圧及び拡大防止に総力をあげることを基本とし、 火災に対するポンプ隊の出場は、1号運用時はポンプ隊4隊とし、2号運用時は1火災1隊とし、 延焼火災については、1延焼火災2隊とします。

(3) 消防地区本部長の基本運用方針

消防地区本部長(消防署長)は、消防機動二輪隊(バイク)、航空隊、災害情報(災害監視カメラ情報等)などあらゆる手段により火災及びその他の災害の情報を収集し、区内の災害状況を総合的に判断して、消防隊等を運用するものとします。

2 消防団の消火活動

- (1) 火災発生時には、防火水槽やプール等を原則とした消火栓以外の水利を活用し、初期消火及び炎上火災の消火活動を実施するとともに消防隊と協力して活動を実施します。
- (2) 火災の進展状況に応じて、飛火警戒を実施するとともに避難路及び住民の安全確保を重点に消火活動を実施します。
- (3) その他の消火活動は、団本部長又は地区本部長(戸塚消防署長)の指示により実施します。

3 自主防災組織の消火活動

- (1) 自宅の出火防止措置を実施し、家族の安全確保を図ります。
- (2) 消火器等を活用し地域の初期消火活動を実施しますが、火災が拡大して危険となったときは、活動を中止して速やかに避難します。
- (3) 消防機関が到着したら火災状況等の情報を提供し、消防機関の指示のもと消火活動に協力します。

第3節 救助・救急活動

1 消防隊等の救助・救急活動

火災が多発している場合は、消防隊、特別救助隊は消火活動に従事し、救助・救急活動は、特装隊、 救急隊等及び徒歩隊が次の原則に基づき実施します。

項目	内容
1 救命活動優先の原則	人命の救助及び救命活動を優先して実施します。
2 緊急度・重症者優先の原則	救助及び救急処置は、救命措置を必要とする傷病者を優先し ます。
3 幼児・高齢者優先の原則	傷病者多数の場合は、幼児、障害者、高齢者等の要援護者を 優先して実施します。
4 火災現場付近優先の原則	延焼火災が多発し、多数の救助及び救急事象が併発している 場合は、火災現場付近を優先に実施します。
5 救助・救急の効率重視の原則	同時に小規模救助、救急事象が併発している場合は、救命効果の高い事象を優先に実施する。
6 大量人命危険対象物優先の原則	延焼火災が少なく、多数の救助、救急事象が併発している場合は、多数の人命を救助できる事象を優先に実施する。

2 消防団の救助・救急活動

(1) 車両隊

消火活動を行うことを原則としますが、受持区域に火災が発生していない場合は、救助・救急活動を実施するほか、消防隊等が行う救助・救急活動にも積極的に協力します。

(2) 地域活動隊

速やかに地域内の住民に対し、出火防止の呼びかけ、初期消火の実施、人命救出活動の実施、応 急救護活動の実施等を指導するほか、住民の避難誘導や救出・救助活動の協力に努めます。

- 3 自主防災組織の救助・救急活動
- (1) 周囲の人の協力を得ながら、救出・救助活動を実施するとともに、二次災害発生の防止に努めます。
- (2) 日頃の地域コミュニティの活動等を通して把握している要援護者等の情報をもとに、効率的な救助・救出活動を実施します。
- (3) 必要と認められる場合は消防機関等の出動を要請し、必要な情報を提供するとともに、消防機関等の指示のもと救助・救急活動に協力します。

第6章 災害医療と保健衛生

第1節 災害医療

- 1 活動体制
- (1) 指揮体制

区本部医療調整班は、市本部医療調整チームと連携しながら、災害医療にあたります。

- (2) 区役所の体制
 - ア 福祉保健センター長は、区本部医療調整班を統括し、区医師会等と連携して災害時の医療調整 活動を実施します。
 - イ 区本部医療調整班は区本部庶務班を介することなく、直接、市本部医療調整チームに指示、要 望等を行うことができます。ただし、それらの事項については、速やかに区本部庶務班に報告するものとします。
 - ウ 区本部医療調整班は必要に応じて、区災害医療アドバイザー(※)から助言等の支援を受ける ものとします。
 - ※区医師会の推薦に基づき、区災害医療アドバイザー(医師)を指名します。区災害医療アドバイザーは、区医療調整班と連携しながら、区医療調整班の担当業務に関する助言、医師会との調整等を行います。
 - エ 平常時から区内の医療関係団体や災害拠点病院などが参画する「戸塚区災害医療連絡会議」を 設置し、災害医療に関する意見交換や情報共有を行います。
 - オ 区役所に配属されている保健師等は、配属先の災害対応業務とは別に区本部医療調整班に集約

し「保健活動グループ」として、被災者に対する保健活動を行うとともに、緊急を要する場合に ついては医療活動にも従事します。同グループにはリーダーとなる保健師を置き、保健活動の全 体調整を行います。

(3) 災害情報・医療情報の把握

情報収集は、各種通信機器のほか、医療関係団体等からの情報収集や、職員自らが自転車や徒歩で情報収集にあたるなど、あらゆる手段を用いることとします。

ア 医療機関の被災状況、稼働情報等

固定電話が使用できない場合、病院の情報は、広域災害救急医療情報システム(EMIS)や 各種非常用通信機器により確認するほか、救急隊からの情報を得るなどして把握に努めます。

診療所や薬局の情報は、区医師会や区薬剤師会の協力を得て確認するほか、その他の医療関連施設についても関連情報の収集に努めます。

イ 負傷者等の発生状況

市本部及び区本部に集まる被害情報等を入手するほか、医師会等からの情報提供や医療救護隊等からの状況報告を受け、負傷者等の発生状況、負傷や疾病の発生傾向、健康被害の発生状況等を把握します。

ウ ライフライン等

医療救護隊の安全確保及び活動調整のため、電気・ガス・水道等の公共公益設備、電話やインターネット等の通信設備、道路事情や移動可能手段を把握します。

工 不足医療資源等

医療救護隊の業務調整員等を通じ、医療救護隊が用いる医薬品や医療資器材の不足を把握する ほか、医療機関の医療スタッフや、医療ニーズに応じた不足医療資源について把握します。

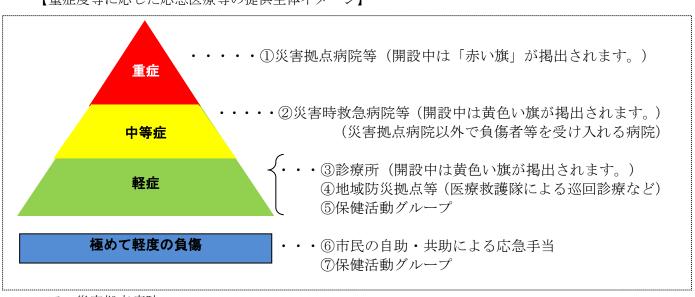
2 発災後の段階に応じた医療・保健提供体制

区本部医療調整班は、医療ニーズの進展状況を見極め、それに応じた医療提供体制を構築します。 また、災害発生直後から健康相談等の保健活動を開始し、健康被害の増大を防ぎ、医療ニーズの高い人が適切な医療につながるようにします。

(1) 救助・救命期(発災直後〜超急性期)の医療・保健提供体制

負傷者等の緊急度や重症度に応じた医療体制とし、特に、災害拠点病院が重症者を優先的に対応できるよう、被災を免れた医療機関は速やかに受入体制を整えます。重症者以外の負傷者はその程度に応じて、災害拠点病院以外の病院(災害時救急病院等)、診療所、医療救護隊、市民による自助・共助等により分担して応急医療を実施します。

【重症度等に応じた応急医療等の提供主体イメージ】



ア 災害拠点病院

(ア) 災害拠点病院は、災害時救急病院や診療所、医療救護隊による医療提供では対応が困難な重症者を中心に負傷者等の受入れを行います。

- (イ) 被災状況を確認し、診療の可否・入院患者の受入れの可否及び受入可能人数等の状況を直ち にEMISに入力します。入力が困難な場合は、その旨を市本部医療調整チームに報告します。
- (ウ) 入院患者の安全の確保を行った後、いち早く負傷者等の受入れ態勢を整え、診療を開始(再開)します。その際には「診療中」である旨を地域に伝達するために横浜市共通の目印(旗)を掲出します。
- (エ) 重症者の搬送は、区内に限らず、最も近い災害拠点病院への搬送を原則とします。
- (オ) 災害拠点病院は、被災地外へ転送する負傷者等及び長期的入院が必要な患者等の判別を行うとともに、広域搬送を行うにあたり県保健医療調整本部と連携します。また、被災状況に応じて、県DMAT調整本部から派遣指示されたDMATの支援を受けることがあります。

市内の災害拠点病院とヘリコプター搬送拠点の状況

		ヘリコプター搬送拠点の状況		
区分	病院	名称	病院からの直線 距離	
	昭和大学藤が丘病院	県立市ヶ尾高校	1.3 k m	
	横浜労災病院	日産フィールド小机	0.8 k m	
	昭和大学横浜市北部病院	横浜市浄水場港北4号配水池上部	2. 1 k m	
横浜北	 済生会横浜市東部病院	東芝総合グランド	2.0Km	
	V1	下末吉公園	隣接	
	市民病院	三ツ沢公園陸上競技場	0.5 k m	
	111 TOMPL	三ツ沢公園補助競技場(病院併設 SCU)	0.5 k m	
	聖マリアンナ医科大学 横浜市西部病院	長坂谷公園運動広場	4. 5 k m	
横浜西	けいゆう病院	みなとみらいヘリポート	0.6 k m	
	国立病院機構横浜医療センター	消防訓練センター 明治学院大学戸塚グラウンド	0.9 k m 1.4 k m	
	市立大学附属	屋上へリポート	病院屋上	
	市民総合医療センター	清水ヶ丘公園	2. 2 k m	
	横浜市立みなと赤十字病院	屋上へリポート	病院屋上	
横浜南		本牧D突堤グランド	2.3 k m	
	済生会横浜市南部病院	日野中央公園	1.3 k m	
	横浜南共済病院	海の公園多目的広場	2.6 k m	
	横浜市立大学附属病院	横浜ヘリポート	0.5 k m	

- イ 災害時救急病院(災害拠点病院以外で、災害時に負傷者を受け入れる病院)
 - (7) 災害時救急病院は、診療所や医療救護隊による医療提供では対応が困難な中等症の負傷者等を中心に受入れを行います。
- (4) 被災状況を確認し、診療の可否・入院患者の受入れの可否及び受入可能人数等の状況を直ちにEMISに入力します。入力が困難な場合は、その旨を区本部医療調整班に報告します。
- (ウ) 入院患者の安全の確保を行った後、いち早く負傷者等の受入れ態勢を整え、診療を開始(再開)します。その際には「診療中」である旨を地域に伝達するために横浜市共通の目印(旗)を掲出します。

ウ 診療所

負傷者等の受入れが可能な診療所には、「診療中」である旨を地域に伝達するために横浜市共 通の目印(旗)を掲出します。

工 医療救護隊

医療救護隊は、地域防災拠点等の避難所で負傷者等の状況把握とともに、主に軽症者に対する

応急医療を行います。

医療ニーズや医療救護隊数等に応じて、診療場所を固定して行う定点診療と、担当地域内を巡回診療する方式を組み合わせて、地域防災拠点等の避難所で初期医療を提供します。

特に被害が甚大な地域には集中的に医療救護隊を派遣します。

- (ア) 震度6弱以上の地震が観測された場合は、区医師会、区薬剤師会等の協力を得て速やかに医療救護隊を編成します。また、震度6弱未満であっても、負傷者が多数発生しているなど必要があると認める場合は、医療救護隊を編成することができます。
- (イ) 区本部医療調整班は、負傷者の発生状況や医療機関の稼働状況等を十分に把握したうえで、 医療救護隊の活動場所を調整します。
- (ウ) 区本部医療調整班は、市本部医療調整チームに他区からの応援派遣等について要請することができます。
- (エ) 医療救護隊は以下の編成基準に基づき1隊5人程度を基本としますが、職種や人数にこだわらず、状況に応じて臨機応変に構成します。

項目		医療救護隊の編成基準			応急医療等の範囲
地域防災拠点等におい	医師	看護職	薬剤師	業務 調整員	医療救護隊が行う応急医療等の範囲は、原則として次のとおりとする。
て医療提供 を行う医療 救護隊		1~2 人 6 弱以上が に編成しま		1人 と場合は、	1 打撲、挫創、挫傷、熱傷、骨折等 の外傷に対する応急医療 2 内因性疾患に対する応急医療

- (オ) 医療救護隊の参集箇所は、区の指定する参集拠点とします。
- オ 他都市医療救護隊、医療ボランティア等

市本部医療調整チームから指定された他都市医療救護隊等については、区本部医療調整班の指示に基づき地域防災拠点等での定点診療や巡回診療、医療機関への応援等に従事します。

カ 保健活動グループ

区本部医療調整班は保健活動グループを編成し、地域防災拠点等への巡回等により保健活動を 実施します。地域防災拠点等の避難所や在宅の被災者の中の慢性疾患やこころのケア等の医療支 援が必要な対象者を把握し、巡回診療や相談、医療に結びつけるとともに、健康問題発生を防ぐ ための保健指導や予防活動を実施します。

- (ア) 保健活動グループの役割
 - a 避難所や在宅の被災者の巡回健康調査及び保健指導・予防活動
 - b 医療や介護等の支援が必要な被災者への支援策の提供・調整
 - c 被災者の状況分析に基づく応援保健職員派遣調整
 - d 被災者の健康状態と支援実施結果の情報集約・分析・報告
- (イ) 保健活動グループの編成

区役所の保健師、助産師、栄養士、歯科衛生士等の専門職で編成し、グループに統括役の保健師を置きます。ただし、区本部長があらかじめ指名する者は除くほか、災害内容及び被害状況によりグループメンバーを、福祉保健センター長が調整します。

- (2) 急性期、亜急性期及び慢性期以降の医療・保健提供体制
 - ア 区本部医療調整班は、超急性期以降も、区内で編成した医療救護隊のほか、他都市医療救護隊 や多職種の医療支援チーム(歯科診療、こころのケア等)の支援を受けながら、地域防災拠点等 の避難所に対する医療救護・保健活動を継続します。
 - イ 区本部医療調整班は、日本看護協会から派遣され地域防災拠点等の避難所で活動する災害支援 ナース等と連携し、保健や福祉の領域にまたがる医療活動についても対応します。
 - ウ 保健活動グループは、避難所及び在宅の被災者や要援護者の健康管理や疾病予防、福祉保健医療ニーズの把握と対応、精神保健医療チームと協力したこころのケア等を対象者の状態に合わせて提供し、健康被害の最小化に努めます。
 - エ 区本部医療調整班は、他都市医療救護隊等の支援状況に応じて、区内医療関係者が診療所等の 復旧・復興に順次移行できるように配慮します。また、区内医療機関の復旧・復興状況を見極め ながら医療救護隊の活動を徐々に縮小させるなど、区内医療体制を平常時に戻せるように調整を 図ります。

なお、地域防災拠点等の避難所への医療救護活動の多くを、他都市医療救護隊に委ねた場合であっても、区内の医療救護活動に係る総合調整業務は、引き続き、区本部医療調整班が区医師会等の協力を得て実施します。

3 搬送体制等の確保

負傷者等の医療機関への搬送は、救急車や緊急消防援助隊によるほか、区本部や交通部の車両、医療機関の車両、市民の共助を得た搬送等、考え得る全ての手段を講じて行います。

- (1) 地域医療搬送(市内搬送)
 - ア 医療救護隊で対応できない負傷者等は、最寄りの受入可能医療機関に収容します。
 - イ 区内の医療機関が収容能力を超えるなど、負傷者等の搬送先が確保できない場合、区本部医療 調整班は、市本部医療調整チームに搬送先確保を要請します。
- (2) 広域搬送(市外搬送)

災害拠点病院の受入状況や市内医療機関の被災状況に応じて、重症患者を被災地外の医療機関に 搬送する必要がある場合、市本部医療調整チームが対応・対策を講じます。

4 医薬品等の調達・供給体制

医療救護隊が使用する医薬品等は、区役所、休日急患診療所等及び薬局に備蓄した緊急持ち出し医薬品等を使用するほか、これが不足する場合には、市薬剤師会や市内医薬品卸会社との協定に基づき調達します。

- (1) 区役所及び休日急患診療所に備蓄した医薬品等
 - 医療救護隊は区役所及び休日急患診療所等に備蓄した医薬品等を携行し、地域防災拠点等での医療救護活動にあたります。
- (2) 薬局に備蓄した医薬品等
 - 薬局に備蓄した医薬品等は、当該薬局の薬剤師が区本部医療調整班から指示された地域防災拠点等に運搬します。
- (3) 医薬品等不足時の区本部医療調整班の対応
 - ア 医療救護隊が使用する医薬品等の不足が予想される場合は、区薬剤師会の協力を得て不足する 品目の名称・数量を市本部医療調整チームに報告します。
 - イ 被害の著しい区に医薬品等を提供できる場合、区薬剤師会の協力を得て、拠出可能な品目の名 称・数量を取りまとめ、市本部医療調整チームに報告します。
 - ウ 不足する医薬品等は市本部医療調整チームが区本部医療調整班の指定する場所に本市が協定 等を締結する運送業者等の協力を得て運搬します。

医薬品等の提供を受けた区本部医療調整班は、医薬品等の需要状況に応じて地域防災拠点等に 医薬品等を配分します。

(4) 備蓄する医薬品等の種類

項目	医薬品等の種類		備考	
	区 分	医薬品等の種類	1 備蓄医薬品等に不足が生	
区役所、休日急 患診療所等及び 薬局	医薬品	消毒剤、鎮痛剤、抗生物質製剤、局 所麻酔剤、輸液製剤、血管拡張剤、 解熱鎮痛消炎剤、総合感冒剤、慢性 疾患薬等	じる場合、区本部医療調整班 や市本部医療調整チームと の連携により必要量を確保 2 各備蓄場所に備蓄する医	
	医療器具	注射器、輸液用具、縫合止血用具、 固定副子等	薬品等の種別については、別 に定めます。	
	衛生材料	ガーゼ、包帯、絆創膏等		

5 医療情報の提供

(1) 医療機関情報

区本部医療調整班は、市本部医療調整チームと連携し、区内の医療機関の被災状況及び診療可能 状況を把握したうえで、診療可能な科目及び医療機関名等をリスト化し、随時更新します。処方可 能な薬局についても同様に情報集約を行います。リストは地域防災拠点等に掲示するほか、区医師 会、医療救護隊、医療機関等に情報提供します。

(2) 在宅療養患者情報

区本部医療調整班は、保健活動グループ、援護班、医療救護隊、医療機関等から、人工透析・在 宅酸素療法・在宅 I V H 等継続的な医療処置が生命の維持に不可欠な在宅療養中の慢性疾患患者に 関する情報を収集し、市本部医療調整チームに報告します。

6 こころのケア対策等

(1) 早期介入の重要性

震災による近親者の死亡や凄惨な災害現場の目撃等により、被災者は著しい精神的苦痛を受け、 不眠・不安等の様々な心理的反応を起こします。メンタルヘルスに関する正しい情報や、精神保健 医療福祉への受診・相談方法等の情報提供について早急に取り組む必要があります。

(2) こころのケアの実施

ア 精神保健医療相談窓口の設置

区本部医療調整班は、こころのケアを行うため、区役所等に精神保健医療相談窓口を設置します。また、職員のこころのケアについても十分に留意します。

イ こころのケアチーム等による診療

区本部医療調整班は、区災害医療連絡会を通じて、地域における情報を収集するとともに、こ ころのケアチームによる診療活動等について総合調整等を行います。

ウ 市本部医療調整チーム等による支援

市本部医療調整チームは、他都市からのこころのケアチームの受け入れを行うとともに、こころのケアを必要とする区への差配を行います。

7 歯科医療体制

区本部医療調整班は、災害の規模及び負傷者の発生状況に応じて、市本部医療調整班チームに対し、 歯科医療に関する情報収集を行うための情報収集班及び救護のための巡回診療班の出動を要請しま す。

項目	i	編成基準	活動
横浜市歯科医師会による歯科医療体制	2 巡回歯科 歯科医師 1~2人	班(歯科医師2人) 診療班 歯科衛生士 1~3人 歯科技工士等を加え	1 情報収集班 地域の歯科医療機関の被災 状況等の情報収集を行いま す。 2 巡回歯科診療班 地域防災拠点等において、 巡回歯科診療・口腔ケア等を 実施します。

第2節 生活衛生

区本部衛生班は、健康福祉局健康安全班と協同し、感染症や食中毒の発生を未然に防ぐとともに、 市民生活の安全を確保するため、被災地及び避難所等に対して生活衛生に関する活動を行います。

1 生活衛生広報

被災地及び避難所等において生活衛生に関する次の事項について広報を行います。特に、避難所に おいては地域防災拠点運営委員会などを通じて避難者への周知徹底に努めます。

項目	広報内容		
生活衛生広報	1 食品の衛生管理(保存方法・調理方法など食品の取扱方法及び調理者の衛生管理等) 2 飲料水の衛生管理 3 手洗いの励行、手指の消毒 4 トイレ等の衛生管理(消毒方法等) 5 飼育動物の適正飼養(扱い方、糞尿処理等) 6 その他衛生情報(入浴施設情報等)		

2 飲料水及び食品の衛生確保

被災地及び避難所等における飲料水及び食品の衛生確保状況を把握し、実状にあわせた衛生管理指導を実施します。

項目	指導内容		
飲料水及び食 品の衛生管理 指導	 災害応急用井戸の衛生指導(飲用はしない。) 受水槽利用時の衛生指導 食品の衛生監視 (1) 非常給食、弁当の保管状況点検 (2) 弁当類の早期喫食の啓発 (3) 損壊ビル等の悪環境下での営業の衛生確保 (4) 巡回指導の早期実施体制の確保 		

3 感染症の予防

感染症の発生を予防するため、区内の被災状況を把握した上で消毒作業等が必要と判断される場合は、区本部医療調整班及び健康福祉局健康安全班と情報の交換を密に行いながら次の活動を行います。

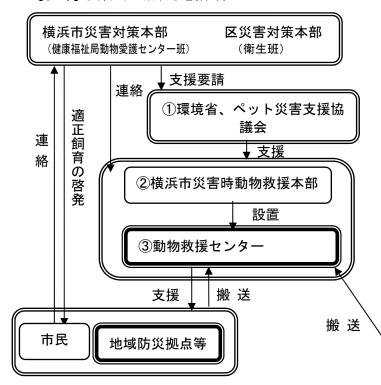
項目	活動内容		
	1 ねずみ族、昆虫等の発生状況の調査・駆除指導又は必要に応じた駆除作業		
感染症の予防	2 トイレ等の衛生指導		
及び消毒	3 感染症発生予防のための消毒指導及び広域的な対応が必要な場合の消毒作業		
	4 防疫用薬剤、防疫用機材等の調達		

4 動物の保護収容

被災地における飼育動物の保護、動物由来感染症の予防、動物による咬傷事故等の予防及び地域防災拠点等におけるペットの適正な飼育のために、公益社団法人横浜市獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等から構成される横浜市動物救援連絡会と連携して次の活動を行います。

項目	活動内容		
	1 飼い主不明動物の保護収容		
	2 負傷動物の保護、治療、一時保管		
	3 継続飼育が困難な動物の一時保管		
動物の保護収	4 行方不明動物に関する情報提供、保護収容動物の返還と譲渡		
容及び適正飼	5 地域防災拠点等におけるペットの適正飼育についての助言		
育指導	6 「地域防災拠点でのペットとの同行避難対応ガイドライン」に基づく飼主及び地域		
	防災拠点運営委員会への助言		
	7 飼育許可を行った特定動物(ニホンザル、ワニガメ、イヌワシなど)の状況確認		
	8 その他、動物に係る相談、助言等		

【参考】災害時の動物救援体制



①一般財団法人ペット災害対策

推進協会

災害時の動物救護活動に対し、支援を行う。

②横浜市動物救援本部

公益社団法人横浜市獣医師会、公益 社団法人日本動物福祉協会横浜支部、 公益社団法人日本愛玩動物協会神奈川 県支所、公益財団法人日本補助犬協会、 NPO 法人神奈川動物ボランティア連絡会、 全日本動物輸入業者協議会、公益財団法人 神奈川県動物愛護協会、一般社団法人全国 ペット協会、健康福祉局動物愛護センター 等からなる横浜市災害時動物救援本部を 設置する。

④動物救援病院

③動物救援センター

横浜市災害時動物救援本部が主体となり、飼い主とはぐれたペットや同行避難が難しいペットの保護収容、移送、保管、返還、譲渡、各種相談受付等を行う。

市内5拠点と土地利用の協定締結

- 1 公益社団法人日本盲導犬協会神奈川訓練センター
- 2 公益財団法人日本補助犬協会
- 3 横浜市動物愛護センター
- 4 平和会ペットメモリアルパーク

④動物救援病院

負傷した飼い主不明のペットは、 市内の動物病院が一時保護、治療な どの支援を行う。

(公益社団法人横浜市獣医師会と協定を締結)

第7章 応援派遣等の対応

第1節 広域応援活動拠点

防衛省、緊急消防援助隊、広域緊急援助隊(警察)の応援部隊が被災地で円滑に救助・救出活動を 行うための施設は、あらかじめ指定した市内 26 の広域応援活動拠点となります。

なお、大規模震災災害派遣命令に基づく派遣における、師団規模の部隊の活動拠点は、三ツ沢公園、 県立保土ケ谷公園及び根岸森林公園のいずれかとします。

第2節 他都市応援職員等の受入体制

区本部長は、他都市応援職員等を円滑に受け入れるほか、効率的な応援活動を行うため、待機場所 として区内に1箇所以上の施設を指定します。

第8章 被災者等の避難対策

人命への危険性が高まる事態が発生した場合、市民の生命と身体を災害から守るため、次により安全かつ迅速に避難活動を実施します。

第1節 避難計画等

1 避難指示等

(1) 基準

避難指示等は、地震発生後の災害の拡大により、住民の生命に危険が切迫し、避難させる必要が 生じた場合に区長(区本部長)が次の基準により実施します。

ア 地震火災の延焼拡大又はガス等の漏洩により、住民、滞在者等の生命に危険が及ぶと区長(区本部長)認めるとき。

イ がけ崩れ等が発生又は発生するおそれがあり、住民、滞在者等の生命に危険があると区長(区本部長)認めるとき。

ウ その他災害の状況により、区長(区本部長)が必要と認めるとき。

(2) 避難指示等の伝達

避難指示等の伝達を行うときは、次により行います。

ア 区本部長及び消防地区本部長は、当該地域の住民に対し、広報車、ハンドマイク等により伝達 するとともに、自主防災組織等の協力を得て組織的な伝達及び避難誘導を行います。

イ 市·区のホームページへの掲載、防災情報Eメール、戸塚区ツイッターにより配信を行います。

- ウ 区本部長は事前登録している聴覚障害者に対し、災害時緊急情報をファクシミリにより配信します。
- エ コミュニティFMのエフエム戸塚から、緊急放送又は区本部からの「緊急割込み放送」により、 区民に伝達します。
- オ 状況に応じて防災スピーカーを用いて、緊急情報を区本部から伝達します。
- (3) 報告の実施

ア 区本部長は、避難指示等を発令したときは、次の報告事項を無線ファクシミリ又は無線ホットラインにより市本部長へ速やかに報告します。 (解除のときも同様に報告します。)

1 避難指示等の発令日時

2 避難の対象地域

報告事項

- 3 避難対象世帯数及び人員数
- 4 収容対象施設(学校名、所在地等)
- 5 その他必要な事項

イ 関係機関への連絡

区本部長は、避難指示等を発令したとき、戸塚警察署等の関係機関に対し、その内容を通報します。

(4) 避難指示等の解除

区本部長は、避難指示等を解除した場合は、直ちにその旨を公示します。

2 警戒区域の設定及び立退き

区本部長は、地震発生後に、二次災害等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、 人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第 63条に基づき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入 りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じます。

第2節 被災者の避難・受入れ

震災により住家を失い又は破損等により居住することができなくなった被災者が避難してきたと きは、次により被災者の受入れを行います。

隣接市(藤沢市、鎌倉市等)等からの避難者については、「横浜市と隣接市の災害時における相互 応援協定」に基づき受入れを行います。

身体障害者補助犬法に基づく「身体障害者補助犬」(盲導犬、聴導犬、介助犬)の同伴・使用については、同法に基づき対応します。

1 被災者の避難・受入れ

(1) 避難所

ア 地域防災拠点(指定避難所)

震災により住家を失い、又は破損等により居住することができなくなった住民が避難生活を行うほか、ライフラインの停止などにより自宅での避難生活が困難となった住民が、物資や情報を入手します。

イ 補充的避難所

避難者数の増加等により、地域防災拠点の収容能力を超える場合には、補充的避難所を開設します。

ウ 福祉避難所

地域防災拠点での避難生活に支援等が必要な要援護者等については、区本部が協定締結した社 会福祉施設等に福祉避難所開設を要請し、区本部長が必要と認めた要援護者等について受入れを 行います。

(2) 避難・受入れ割り当て

避難・受入れにあたっては、原則として、あらかじめ指定した地域防災拠点ごとの区割りに従うが、被害状況に応じて、その他の地域防災拠点でも避難・受入れを行います。

(3) 避難・受入期間

避難・受入期間は、避難者が住宅を修理、新築する等住宅を確保することができるまでの間、又は応急仮設住宅へ入居できるまでの間とします。

- (4) 自宅で被災生活を送る被災者(以下「在宅被災生活者」という。)及び地域防災拠点などの公的 避難所以外で区民が任意に設置した避難場所(車中泊避難を含む。以下「任意の避難場所」という。) で被災生活を送る避難者は、災害等に関する情報や物資を地域防災拠点から入手することを基本と し、その対応については、次のとおりとします。
 - ア 在宅被災生活者及び任意の避難場所に避難した避難者は、地域防災拠点運営委員会又は自治会 町内会等に、被災生活を送っている場所、住所・氏名及びその他必要事項を報告します。
 - イ 在宅被災生活者及び任意の避難場所に避難した避難者は、自ら地域防災拠点に出向き、情報や 物資を入手することを基本とします。
 - ウ 情報や物資の提供が不要になった場合、速やかに、当該地域の地域防災拠点運営委員会にその 旨を連絡します。

2 地域防災拠点の開設及び閉鎖・統合

(1) 開設

市域1箇所以上で震度5強以上の地震(気象庁発表)が発生したときは、全地域防災拠点を開設します。開設にあたっては、拠点動員者、学校連絡調整者及び地域防災拠点運営委員が速やかに地域防災拠点に参集し、施設の安全性を確認した後、避難者の受入れに必要な措置を講じます。

(2) 閉鎖·統合

災害の状況が明らかになる時期(おおむね3日以内)、ライフライン復旧時期、応急仮設住宅整備時期等の段階において、区本部長は各地域防災拠点の避難状況等を考慮し、地域防災拠点の閉鎖・統合・避難者の集約等を決定します。

なお、統合にあわせて普通教室の避難者の体育館への移動など、教育の早期再開を配慮します。 発災後一定時間を経過しても住民の避難がない場合、区本部長は、災害状況を踏まえ、地域防災 拠点の情報伝達及び物資供給拠点としての役割も考慮したうえで、閉鎖について総合的に判断し、 決定します。

(3) 避難者の受入支援

区本部拠点班の職員や地域防災拠点運営委員会だけでは、避難受入体制が不十分である場合、教職員もその役割を担い避難者の受入れに必要な対応を行います。

区本部及び地域防災拠点運営委員会は、被災者の避難・受入れに従事する教職員が「児童生徒の 安全確保」や「教育の早期再開」等の本来業務に復帰できるよう、被害状況を踏まえつつ、避難受 入体制を可能な限り早期に整備します。

(4) 「地域防災拠点」開設・運営マニュアルの作成

地域防災拠点運営委員会は、市が作成する「地域防災拠点」開設・運営マニュアルを基に各拠点 の運営マニュアルを作成し、必要に応じて見直しを行います。

3 教職員における地域防災拠点の開設の対応

(1) 児童生徒在校時(勤務時間内)

地域防災拠点が開設された時点で、「避難支援班」に指定されている教職員は、学校が避難所として円滑に運営されるよう、区本部拠点班の職員や地域防災拠点運営委員会委員との連携を図り、 児童生徒の安全確保に支障を及ぼさない範囲で、運営に携わるものとします。

- (2) 休日・夜間等(勤務時間外)
 - ア 連絡調整者(各学校3名指名)は、いち早く学校に参集し、学校長・副校長が到着するまでの 間、教育委員会事務局や区本部、地域防災拠点運営委員会との連絡調整など地震発生直後の初動 対応を行います。
 - イ 連絡調整者のうち2名は、学校管理者としての体制が整い次第、地域防災拠点の開設・運営に 従事し、その後もその2名については、避難支援班として地域防災拠点運営に従事することを原 則とします。
 - ウ 参集状況に関わらず、速やかに地域防災拠点を開設するために、日頃から地域防災拠点ごとに 具体的な開設・運営マニュアルの整備及び訓練の実施により、誰でも地域防災拠点の開設支援を 行えるようにします。

4 地域防災拠点の管理・運営支援

地域防災拠点の運営は、地域住民による相互扶助によって行うことを基本とし、避難してきた者、全員が協力することとします。

地域防災拠点運営委員会は、避難者の安全及び安心を確保するため、女性、乳幼児、高齢者、障害者、外国人等に配慮した地域防災拠点の運営に努めます。(※「災害時自助共助条例 第15条」)

区本部長は、飲料水、食料、生活必需物資の供給、トイレの確保、避難者の健康状態、ペットの同行避難など被災者や避難生活に係る情報を区本部拠点班から把握し、必要に応じて、速やかに市本部被災者支援チームとの総合的な連絡調整を行います。

(1) 地域防災拠点運営委員会

地域防災拠点運営委員会は、地域住民の参加を中心に行政・学校等の三者で構成し、地域住民・ 行政・学校等のそれぞれの主な役割は、次のとおりとします。

区分	主な役割
地域住民	地域防災拠点の開設及び管理運営、情報の受伝達、救出・救護、食料等物資の配布、 避難所での相互扶助、防犯パトロール、飼い主による同行ペットの飼育管理など
行政	地域防災拠点の開設・運営支援、避難場所の安全性の確保、避難者名簿の管理食料 等物資の確保、医療救護、情報の受伝達、市民生活の自立支援など
学校等 (※)	児童生徒の安全確保、学校施設の管理、教育の早期再開、地域防災拠点の開設・運営 支援など

※ 統廃合によって廃校となった学校(地域防災拠点)の跡地利用施設が引き続き地域防災拠点と して指定された場合は、施設利用者の安全確保、施設の管理などを主な役割とします。

(2) 避難生活の維持、管理

地域防災拠点運営委員会は、安全かつ秩序ある運営の維持に努めるため、次のとおり活動します。

- ア 避難者の誘導、地域防災拠点開設・運営マニュアルに基づく作業分担の割り当て
- イ 負傷者の応急手当、医療機関への誘導
- ウ 防災資機材等を活用した救出・救護
- エ 援護を必要とする避難者(負傷者や高齢者、障害者、乳幼児、児童、妊産婦等)の把握・援護
- オ 仮設トイレの設置、清掃、防疫対策などの環境衛生の維持
- カ 備蓄食料、救援物資等の配布、炊き出し
- キ 地域の被災情報及び生活情報の収集・伝達
- ク 公的避難場所以外での避難者への情報提供、救援物資の要請受付
- ケ 区災害ボランティアセンターとのボランティアの受入調整及び避難地区内のボランティアニー ズの把握、情報提供
- コ 防犯パトロールの実施
- サ 「地域防災拠点におけるペットとの同行避難対応ガイドライン」に基づいた対応
- シ その他必要事項

また、女性、乳幼児、高齢者、障害者及び外国人等に対する配慮すべき項目は次のとおりとします。

		4.チロンフリル・オンフ はいとの歌ロッチロ		
		営委員に女性を入れる、拠点の職員が女性		
	の視点を代弁する等)			
	・ 女性への暴力等を防ぐための防犯の強化			
		夫(男女別の設置、設置場所、設置場所ま		
女 性	での経路、照明等の工夫)			
	プライバシーに配慮した着替えや下系	青を干す場所の確保 		
	・ 女性用物資の女性による配布			
	1	つ確保、保健指導や緊急時の対応、見た目		
	で妊娠しているかわからない妊娠早期の	の妊婦への気づき等)		
	・ 授乳スペースの確保			
乳幼児・	・ 泣き声への対応(専用スペースの確信			
子ども	子どものプレイルームや学習スペーン			
	子どもへの暴力等を防ぐための防犯の	の強化		
	・ 認知症等への配慮	- >		
	・ 生活不活発病(※)の予防、早期発見と対応			
高齢者	・ オムツをしている高齢者への配慮や臭いなどの対応(男女別の専用スペースの			
	確保等)			
	高齢者が孤立しないようにコミュニティスペースの確保			
	・ 障害の特性に配慮したスペースの確保			
	・ 視覚・聴覚・知的障害など障害の特性に応じた情報伝達の対応(音声、文字情			
	報、コミュニケーションボード等)			
	・福祉用具などのニーズの把握			
make the fire	・ 知的障害や発達障害など、個々に応じた行動障害への配慮(周囲の理解、環境			
障害者	の配慮等)			
	障害の特性に応じた配慮	11210ch / 21 ch 1211		
	聴覚・言語障害→情報の確保	視覚障害→行動の支援補助		
		内部障害者→薬の投与や通院治療補助		
	知的障害者→環境の配慮 精神障害者→治療と薬の服用の補助 対象の は、毛管原体のではなると、四四のではなるといる。現代のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本			
	※その他、重複障害の方を含め、個別のニーズに合わせた配慮が必要			
	・ 避難所標識の工夫(ピクトグラム、簡易な日本語等)外国人・ 通訳ボランティアの確保			
外国人				
	・ 日本人との生活習慣の違いへの配慮			

性的少数者	・ 性的少数者のニーズに応じた設備面、運営面での配慮
感染症患者等 感染症患者等	・インフルエンザ等の感染症が、地域防災拠点全体に感染拡大することを防止するため、有症者等の専用スペースやその他の避難者と重ならない動線の確保・地域防災拠点到着時の避難者の健康状態の確認・基本的な感染症対策である手洗いやマスクの着用の徹底・流行している感染症に合わせた対策の実施

※体を動かさない生活が続くことにより、全身の機能が低下して動けなくなる病気

5 補充的避難所の開設及び運営

(1) 開設及び運営

区本部長は、あらかじめ避難所が不足することが明らかな場合、多数の避難者で避難所のスペースが不足した場合又は避難所が機能しない場合等においては、区内の他の公共的施設や民間施設等を補充的な避難所として開設します。この場合、避難所の運営は地域住民による相互扶助によって行うことを基本とし、避難してきた者全員が参加するものとします。その他の必要事項は、地域防災拠点と同様とします。

(2) 対象施設

地区センター等(※「災害時における施設利用の協力に関する協定」を締結した施設)、市立高校、避難所未指定の小中学校、県立高校等の県有施設、民間施設等(別に用途を指定した公共施設は除く。)

(3) 教職員の体制と備蓄品の確保

地域防災拠点に指定されていない区内の市立学校は、緊急の避難所となることが予想されることから、それら学校においては、発災時の教職員の体制づくり及び備蓄品等を整備及び確保します。

第3節 要援護者の避難と援護対策

高齢者、障害者等の被災状況を迅速かつ的確に把握し、避難誘導、救出・救護及び必要な福祉保健サービスの提供等の要援護者対策を実施します。

1 市民、地域等の役割

地域防災拠点や町の防災組織等の自主防災組織は、地域の助け合いを基本として、地域ぐるみで震災から要援護者を守るため、自治会・町内会、民生委員・児童委員、保健活動推進員等地域関係者及び地域住民と連携して安否確認、避難支援等その他必要な援護を行います。

2 援護対策の基本方針

- (1) 医療的ケアが必要と判断される者については、迅速に医療機関と連携し、入院又は健康管理に対する適切な措置を講じます。
- (2) 地域防災拠点又は在宅では、必要なケアができないと判断される者については、福祉避難所での受入れを行います。
- (3) 各種の事務手続を可能な限り簡素化し、必要なサービスを速やかに提供できるよう努めます。
- (4) 高齢者・障害者等の要援護者に対しては、従前のサービスの提供のみではなく、早期に生活全体の安定を図る施策を実施することが必要であり、その視点で幅広く対応します。
- (5) 全体を見据えた長期的、計画的な要援護者対策を実施するとともに、的確な情報を発信し、ボランティア等に協力を求めて、連携協力してきめ細かい援護を展開します。
- (6) 地域防災拠点単位で、要介護状態にならないための取組を行います。

3 援護体制の確保

区本部長は、区本部拠点班、区本部援護班、健康福祉局各班(福祉施設担当)等から要援護者の状況を的確に把握し、速やかに必要な援護を行います。

- (1) 区本部拠点班は、地域防災拠点運営委員会等の協力のもと、要援護者の住所、氏名、健康状態、 傷病の有無その他必要事項を把握し、区本部援護班に報告します。
- (2) 区本部拠点班は、区で保管している災害時要援護者名簿を活用し、地域の自主防災組織等と連携しながら、災害時要援護者の安否確認・状況把握を行います。また、区内の民間福祉事業者に協定等に基づく協力要請を行い、災害時要援護者の安否についての情報を収集します。

4 要援護者の安否確認

震災発生直後の救助・救命期は、地域防災拠点、自主防災組織等と緊密な連携を図り、自主防災組織等に、震災時における災害時要援護者対策の円滑な実施を目的として、保有する「要援護者リスト」を提供し、迅速かつ的確に要援護者の安否確認に精力的に取り組みます。応急復旧期以降においても、安否が確認できない要援護者に関して地域防災拠点や自主防災組織等は自らが把握している「見守り・支えあい」で収集した情報のほか、区・関係機関等からの要援護者情報等あらゆる手段を活用して要援護者の安否確認を行います。さらに、在宅要援護者についても区内の民間福祉事業者の協力を得ながら、安否や状況の把握に努めます。

5 援護の実施

- (1) 地域防災拠点での援護
 - ア 要援護者の特性に応じた配慮・支援の実施 要援護者の特性に応じた配慮・支援に留意する。
 - イ 要援護者の状況把握等

区本部援護班は、地域防災拠点等において、地域から得られた情報等から要援護者の安否確認 を行い、必要な援護策の調整をします。

ウ 巡回健康相談等の保健活動

区本部医療調整班保健活動グループは、巡回等により被災者の保健活動を実施する中で、要援 護者の健康状況、生活状況、環境衛生等を把握し、要援護者が必要とする支援を行います。

福祉避難所での受入れなど介護ケアが、必要と認められる要援護者等については、その状況を 区本部援護班に引継ぎ、介護サービス等が受けられるよう支援を行います。

エ 福祉避難所での受入れが必要な要援護者の把握

区本部援護班は、地域防災拠点での避難生活に支援等が必要な要援護者について把握し、区本 部長に報告します。

オ 要援護者用スペース等の確保

男女別要援護者用スペース及び介護者や介護用資機材のためのスペース確保に努めます。

カ 高齢者へのコミュニティスペースの開放

地域防災拠点となる市立学校等の教室等を活用し、高齢者が自由に会話できるスペースを開放します。

軽度の運動やレクリエーションなどを行うミニデイサービスを地域内の健康増進知識等を身につけた人材を活用して地域防災拠点単位で実施します。

キ 妊産婦・母子の健康維持等

震災によるショックやストレスにより、妊娠中の女性は切迫早産等の危険度が高まることが予想されることから、地域防災拠点運営委員会は別に休息できるスペースを確保し、区本部医療調整班保健活動グループは、健康管理・栄養に関する相談、保健指導等を行うほか、急な分娩・診察に対応できるよう医療機関の診察可能状況を把握し、区本部医療調整班医療救護隊と連携し、必要な医療・保健サービスによる支援策の提供・調整を行います。また、子育て中の父母や乳幼児・児童への支援のため、保健指導や育児相談を行います。

ク その他必要な援護

(2) 在宅の要援護者等への援護

ア 在宅の要援護者の状況把握

区本部援護班は、自治会・町内会、民生委員・児童委員、保健活動推進員等地域関係者及び地域住民等の協力を得て、地域防災拠点に避難していない要援護者の安否確認、状況把握を行います。また、民間福祉事業者からの情報を収集し、在宅要援護者の安否確認及び必要な援護策やサービス提供の支援・調整を行います。

イ 在宅要援護者の支援活動

区本部医療調整班保健活動グループは、在宅要援護者の健康状態、生活状況、環境衛生等の状況を把握し、市本部医療調整チーム等や区本部援護班と連携し、必要な医療・保健・福祉サービスや支援策を提供・調整します。

ウ 可搬式発電機による緊急対応的な電力供給体制の確保

区本部長は、医療的ケアのため、停電時においても電力の供給を必要とする要援護者に対して、

地区センター等で緊急対応的に電力供給を行う体制を整えます。

(3) 各種福祉保健サービス等利用のための支援

区本部援護班は、要援護者や応急仮設住宅入居者の状況を的確に把握したうえで、ケア方針を決定します。また、健康福祉局から民間福祉事業者に協力を要請し、区本部、健康福祉局、民間福祉事業者が連携を図り、要援護者へのホームヘルプサービス、入浴サービス、日常生活用具、補装具の給付等各種福祉保健サービス等利用のための支援を行います。

なお、区内での対応が困難な場合は、区本部長は健康福祉局長に広域的な応援、調整を要請し、 健康福祉局長は必要な連絡調整を行います。

第4節 福祉避難所の開設及び運営

福祉避難所は、高齢者、障害者など地域防災拠点での避難生活上、特別な配慮を必要とする要援護者のための避難所です。協定締結した施設(社会福祉施設等)を福祉避難所として指定しています。

1 福祉避難所の開設及び運営

福祉避難所の施設管理者は、発災後速やかに、福祉避難所として機能させることができるよう必要な措置を講じるとともに、その運営体制を確保します。

(1) 社会福祉施設等(入所、通所型)

社会福祉施設等における福祉避難所の開設及び運営は、施設職員が行います。

なお、福祉避難所の運営に当たって人的スタッフ等が必要な場合は、区本部援護班はボランティア等の受入窓口に協力を要請します。

(2) 市民利用施設

区本部長は、社会福祉施設だけでは要援護者の受入れが十分でないときは、市民利用施設を福祉 避難所として開設し、要援護者を受け入れます。

福祉避難所の開設は、施設職員及び区本部援護班等が連携して行います。

なお、運営については、原則として家族及びボランティア等による自主運営を基本として、区本 部援護班が中心となって、運営を支援するとともに、必要な措置を講じます。

2 受入れの決定

福祉避難所での受入れの決定は、援護の必要性の高い者を優先して、区本部長が決定します。その際、要援護者の必要とする援護の状態に応じて、次の事項に留意し、受入施設を決定します。

- (1) 各施設が保有する専門分野での支援のノウハウを生かすため、老人福祉施設は高齢者を、障害者施設は障害者を、児童施設は児童を受け入れることを原則とします。
- (2) 入所型の社会福祉施設等は、原則として、重度の要援護者を対象とし、受入れにあたっては、緊急入所によるものとします。
- (3) 通所型の社会福祉施設等及び市民利用施設等は、福祉避難所としての受入れを行います。
- (4) 区内の施設だけでは、受入れが困難な場合又は区域外への避難を必要とする場合は、受入施設の調整を健康福祉局地域福祉保健班に要請します。

第9章 警備と交通対策

震災時には、さまざまな社会的混乱や道路交通の混乱などが予測されます。このため、区域における人々の生命、身体及び財産の保護及び各種犯罪の予防検挙、その他公共の安全と秩序を維持して被災地における治安の万全を期することが極めて重要です。

第1節 震災が発生した場合の警備対策

警察は、震災発生に際しては、警備体制を早期に確立し、警察の総力を挙げて人命の安全を第一と した迅速かつ的確な災害警備対策を実施します。

1 戸塚警察署警備本部の設置

- (1) 震災の発生と同時に、戸塚警察署に署長を警備本部長とする「戸塚警察署警備本部」を設置し、 指揮体制を確立します。
- (2) 警備本部は、あらかじめ定められている警備部隊などを直ちに編成し、被害状況に応じて迅速か

つ的確な部隊運用を行い、必要に応じて区本部に所要の要員を派遣するなどして、協力・連携体制 を強化します。

2 災害応急対策の実施

- (1) 情報収集·連絡
- (2) 救出·救助活動等
- (3) 避難誘導等
- (4) 交通規制
- (5) 二次災害の防止のための危険場所等の調査
- (6) 無人化した住宅街、商店街や避難所等の定期的な巡回による社会秩序の維持

第2節 震災が発生した場合の交通対策

警察は、震災発生後、特に初期段階には、救急・救助、消火及び医療救護活動を迅速に行うため、 一般車両の通行禁止・制限や緊急交通路の確保など必要な交通規制を速やかに実施し、緊急通行車両 の円滑な通行の確保及び住民の安全な避難路の確保に努めます。

1 交通規制の実施

(1) 危険防止及び混雑緩和の措置

震災発生時には、被害の状況を把握し、被災地域への車両の流入抑制を行うとともに、必要な交通規制を迅速・的確に実施し、危険箇所の表示、う回路の指示、交通情報の収集及び提供、車両使用の自粛の広報等、危険防止及び混雑緩和のための措置を行います。

(2) 震災発生時の交通規制等

震災発生時の交通規制は、被害の規模、地域の道路状況等によって弾力的に行う必要があるため、 被災地又は被災地周辺地域における交通規制は、時系列別に次により対応します。

ア 被災地域等への流入抑制

震災が発生した直後においては、次により、緊急交通路等の機能を優先的に確保します。

- (ア) 被災地への流入抑制のため、通行禁止区域又は通行制限区域(以下、「通行禁止区域等」という。)を設定し、交通整理又は交通規制を行います。
- (イ) 高速自動車国道及び自動車専用道路については、通行禁止区域等におけるインターチェンジ 等からの流入を制限します。
- イ 緊急交通路確保のための交通規制

震災が発生した直後は、道路交通が混乱し、被害の拡大や二次災害が発生することが予想され、 住民等の安全かつ円滑な避難の確保、負傷者の救出・救護、消防等災害応急対策のための緊急交 通路の確保等が中心となるので、道路交通の実態を把握し、災害対策基本法第76条第1項の規定 に基づき緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限します。

ウ 道路管理者等への通知

イによる通行の禁止又は制限を行う場合、道路管理者及び関係都県公安委員会への通知を速や かに行います。

エ 警察官の措置

通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、 災害応急対策の実施に著しい支障を生じるおそれがあると認めるときは、必要に応じ当該車両そ の他の物件を付近の道路外へ移動させるなどの措置命令を行い、また、自らが措置を行います。

2 交通情報の収集・広報活動

(1) 交通情報の収集

被災地の交通混乱の防止及び緊急交通路確保等の交通対策を迅速・的確に実施するため、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視用テレビカメラ、車両感知器等を活用するほか、警察航空隊との連携により、情報を収集します。

(2) 交通情報の広報

交通規制内容を運転者、地域住民に周知するため、看板、垂れ幕、広報車両、航空機及び現場警察官による広報を積極的に実施します。また、テレビ、ラジオ等の報道機関に情報を提供して周知に努めるほか、必要に応じて市町村の協力を求めます。

第 10 章 緊急輸送対策

震災が発生した場合、人員、物資等の輸送は、応急活動の基幹となるものであり、輸送路と輸送手段が同時に確保されて、初めて効率的で円滑な緊急輸送が可能となります。このため、緊急輸送路(緊急交通路を含む)における道路啓開を最優先に行います。

第1節 輸送路の確保

1 道路の通行機能の確保

道路局は、市本部の道路啓開方針に基づき、土木事務所地区隊に道路啓開を指示するとともに、活動状況をまとめるなど、道路啓開の調整を行います。

(1) 緊急巡回・点検

横浜建設業協会(戸塚区会)防災作業隊(以下「作業隊」という。)は、震度5強以上の地震が発生した場合、緊急輸送路等のあらかじめ定められた路線、区間について巡回し、土木事務所地区隊に被害状況を報告します。土木事務所地区隊は、区民からの通報や作業隊からの報告による緊急輸送路等の重要な被害箇所及び構造物の点検を行います。

(2) 道路被災状況の把握・伝達

土木事務所地区隊は、職員動員時に把握した情報、市民の通報、作業隊の巡回報告、緊急点検、 緊急点検等により被災状況を把握し、道路局(情報収集班)及び区本部に報告します。

(3) 道路啓開の実施

土木事務所地区隊は、市本部の道路啓開方針を最優先とし、緊急輸送路等について、警察、消防等と連携し、作業隊、支援隊の協力を受けて路上障害物の除去、応急的な対策などの道路啓開を行い、原則として2車線の通行帯確保に努めます。

2 河川関係障害物の除去

- (1) 河川・水路のいっ水の防止、護岸等の決壊を防止するため必要と認める場合は、その河川・水路 の維持管理者が障害物の除去等を行います。ただし、人命の救助等緊急の場合、必要の限度におい て、道路局長が、障害物の除去を行います。
- (2) 障害物の除去は、自らの組織、労力、機械器具を用い、又は土木建築業者等の協力を得る等状況を十分考慮して速やかに行います。
- (3) 障害物の除去は、復旧に支障がないよう応急的な措置とします。

第2節 輸送体制の確保

1 輸送の対象人員及び物資

輸送活動を行うにあたっては、安全確保、被害の拡大阻止、災害応急対策の円滑な実施に配慮して行います。

緊急通行車両により輸送する対象は、おおむね次のとおりです。

区分	緊急通行車両により輸送する対象	
第1段階 (発災直後から 2日目までの 間)	 1 救助・医療活動の従事者及び医薬品等の物資 2 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資 3 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガ水道施設保安要員等初動の災害応急対策に必要な人員・物資等 4 医療機関へ搬送する負傷者等 5 緊急輸送に必要な道路輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制に必人員及び物資 	
第2段階 (発災3日目か らおおむね1週 間の間)	1 第1段階の継続 2 食料、水等生命維持に必要な物資 3 傷病者及び被災者の被災地外への輸送 4 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資	
第3段階 (発災からおお むね1週間後)	1 第2段階の継続2 災害復旧に必要な人員3 生活必需品	

2 輸送手段の確保

輸送手段として必要な車両等は、原則として区本部が保有し、又は直接確保できるもの(自動車、バイク、自転車、組み立て式リヤカー等)を第一次的に使用します。不足が生じる場合は、用途、車種、台数、使用期間、引渡し場所、日時等を明示し、市本部物資チームに調達を要請します。

第3節 土木施設の応急対応

震災により、道路、橋りょう、河川等の都市施設が被災したときは、消火、救出救助、物資輸送等の災害応急対策及び市民生活への支障を最小限にとどめるため、速やかに応急復旧を実施します。

1 道路

緊急輸送路の機能回復、機能拡大を目的として応急復旧を行います。

(1) 被災状況の把握

土木事務所地区隊は、道路啓開完了までに確認した情報に加えて応急復旧調査を行い、応急復旧 が必要な箇所及び復旧方法等について道路局に報告します。

(2) 応急復旧計画の策定

道路局は、土木事務所地区隊等から得られた情報を整理検討のうえ、応急復旧に関する方針を策定し、土木事務所地区隊に応急復旧を指示します。

(3) 応急復旧の実施

土木事務所地区隊は、道路局が策定した復旧方針に基づき、応急復旧を行います。

2 河川施設の応急対応

護岸の復旧工事は、河川断面の確保と緊急車両の通行の確保を優先し、河道堆積物の除去、仮設土留めなどの復旧工事を行います。

3 下水道施設の応急対応

(1) 液状化危険区域を中心に、浅く埋設されている管きょや宅地内排水設備では多数の被害が予想されます。地域防災拠点の水洗トイレ機能を優先確保するため、環境創造局下水道管路復旧班と協力業者は、土木事務所地区隊の協力を得て、地域防災拠点から流末の下水道管きょまでの損傷状態を速やかに調査し、閉塞箇所については応急復旧を行います。

なお本業務は、救出救助、物資輸送の妨げとなる下水道施設の撤去等の進捗に応じて実施します。

- (2) その他の管きょ施設の応急復旧作業は、二次災害防止と早期機能回復の観点から、管の破損、土砂流入等による閉そくに伴う排水不良箇所の復旧を優先し、継ぎ手の目地ずれ、マンホール蓋枠のずれ、管体及びマンホール壁体のクラック等については、排水可能な限り二次的のものとして取り扱います。
- (3) 応急復旧方法については、被害状況に応じ、仮設排水管や可搬式エンジンポンプにより排水機能 の確保を図るとともに、道路陥没など崩壊の危険がある箇所についても、二次災害防止処置を行い ます。
- (4) 取付管については、かなりの広範囲にわたって被害を受けるものと予想されるので、震災後、速やかに調査し復旧に努め、早期機能回復を図ります。
- (5) 各家庭の排水設備については、浅く埋設されているため、多数の被害が発生し、災害発生後、トイレの使用が困難となり、市民からの修理依頼が想定されるため、横浜市管工事協同組合などの協力を得て窓口を一元化し、迅速な対応を図ります。

第 11 章 行方不明者の捜索及び遺体の取扱い

第1節 行方不明者の捜索

1 捜索活動

市本部長は、災害のため所在が不明であり、生死が未だ判明しない状態にある者又は死亡の疑いのある者の捜索を警察、横浜海上保安部、防衛省など関係機関の協力を得て遅滞なく実施します。

2 行方不明者の把握

(1) 届出の受理

区本部長は、捜索が必要とされる者の届出窓口を開設し、捜索が必要とされる者の住所、氏名、

年齢、性別、身長、着衣その他の必要事項を聴取し記録します。

(2) 行方不明者の調査

区本部長は、死亡者名簿と避難者名簿の確認や地域防災拠点等における聞き取りを行い、届出のない所在不明者の安否確認を行います。

(3) 行方不明者の確定

区本部長は、警察と相互に行方不明者、避難者、死亡者に関する情報を共有し、協力して突合作業を行い届出の重複や生存者の居場所などの確認を行うとともに、行方不明者数を確定する等、的確な情報の把握に努めます。

3 後方支援活動

- (1) 区本部長は、防災関係機関、町の防災組織、地域防災拠点運営委員会、日赤奉仕団等の自主防災組織の協力を得て、捜索活動のための後方支援活動(警備、交通整理、広報等)を行います。
- (2) 区本部長は、行方不明者の捜索、救出活動又は後方支援活動に関する情報を直ちに市本部に報告するとともに、必要な協力を要請します。

第2節 遺体の取扱い

遺体の取扱いにあたっては、遺族の感情へ十分に配慮するとともに、次により適切に対応します。

1 関係機関との連携

(1) 警察

検視を担当する警察とあらかじめ協議し実施体制等を確立するとともに、平常時から定期的に訓練を実施します。

(2) 葬祭業者

遺体の取扱いは、葬祭業者との協定に基づき、遅滞なく実施します。特に、身元確認の長期化に備え、遺体の腐敗等に配慮した環境を早期に確立します。また、遺体安置場所は葬祭業者と連携して、遺族が身元確認しやすい環境を整備します。

2 遺体安置所

(1) 機能

遺体安置所は震災で亡くなられた遺体を一時保管するだけではなく、遺体情報を検視検案等により確定させ、遺族のもとに引き渡すための機能も有しています。

(2) 施設の指定

項目	内容・条件等	対象施設	
遺体安置所	遺体の安置、検案、遺留品の保管、身元確認、棺等の納棺用品の保管等を行う。		

(3) 遺体安置所の開設・運営

ア 多数の遺体が生じることに備え、警察と協議のうえ、原則として被害の大きな区及び近隣区の スポーツセンターを遺体安置所として早期に開設し、被害が甚大な場合については、既に開設し た遺体安置所に加えて、近隣区にも遺体安置所を開設します。

遺体安置所の開設に当たっては、大型車が横付けできること、電気や多量の水が確保できること、被災者と隔離された場所であること、遺体搬入・安置を1階で行えること等に配慮します。

イ 遺体安置所の開設及び運営は区本部遺体安置所運営班が行い、遺体安置所を開設していない場合は、他区への応援派遣又は他班の支援を行います。

ウ 平時において、戸塚スポーツセンターの施設管理者と協議し、施設状況に応じた指定遺体安置 所の設備、遺体搬入等の動線を確認のうえ、遺体安置所設営マニュアルを作成します。

(4) 遺体安置所に関する情報の収集と一元化

遺体情報は、市本部でも一元的に管理し、早期の身元判明につながるよう、市外からの問合せの対応や市民や各遺体安置所への情報提供を実施します。

(5) 遺体取扱いに必要な物品等の確保

遺体の取扱いにあたっては、施設設営用のブルーシート、検視検案用の机、区切り用つい立、投

光器、非常用バッテリー及び燃料、各種衛生用品、斎場における身元不明遺体引き受けに係る物品 (骨壺等)を事前に用意します。物品の保管方法については、発災後速やかに遺体安置所が設置で きるように、物品管理体制を整えます。また、遺体の洗浄等で多量の水を使用するため、水道局と 協議し、洗浄水の供給体制を確保します。

3 遺体の処理

(1) 遺体の発見と通報

職員は、災害現場から遺体を発見した場合又は遺体発見の連絡を受けた場合は、直ちに所轄の警察署又は直近の警察官にその旨を通報します。

遺体を搬送する必要がある場合は、発見した場所、状況、発見者などを確実に記録しておくものとし、搬送にあたっては関係機関等の協力を得て所持品とともに速やかに実施します。

(2) 遺体の搬送

捜索により発見された遺体は、警察等関係機関と協力し区本部が設置する遺体安置所へ搬送します。

なお、災害が原因で生死不明の状態で発見されるなどで病院へ搬送され、その後病院において死亡が確認された遺体については、遺体安置所へ搬送し、取扱状況及び遺体安置所への搬送の経緯を明らかにしておきます。

(3) 遺体安置所等での取扱い

遺体は警察による検視及び医師による検案を行い、その後遺体の識別及び人道上の見地から必要に応じ、遺体の洗浄、縫合、消毒、一時保存の措置をとり、「死体票」を作成のうえ納棺し、氏名及び番号を記載した氏名札を棺に添付します。

なお、遺体の処置については、専門的な知識が必要であることから、葬祭業者等との訓練や協定の締結などを通じた平常時からの連携を促進し、必要な協力を得られる体制の確保に努めます。納棺用品等の調達については、「災害時における棺等葬祭用品の供給などの協力に関する協定」に基づき、全日本葬祭業協同組合連合会神奈川県葬祭業協同組合及び(一社)全日本冠婚葬祭互助協会に納棺及び納棺用品等必要資材の調達等を要請します。

(4) 身元確認と遺体の引渡し

ア 区本部長は、警察、地元自治会・町内会等の協力を得て、遺体の身元確認と身元引受人の発見 に努め、身元が明らかになった遺体は、警察と相互に協力して遺族又は関係者に引き渡します。

イ 区本部長は、身元不明遺体については、行旅死亡人として遺体及び所持品を写真撮影するとと もに、特徴等を記録し、遺留品を保管します。

ウ 区本部長は、遺体の見分・検視及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体の氏 名等を地域防災拠点等に掲示し、遺族等の早期発見に努めます。

(5) 死亡者数の確定と広報

検視、検案を終えた遺体は死亡者数として計上し、計上に当たっては、市本部、区本部及び警察が情報を相互に共有し確定します。遺体(死亡者)数、死者の氏名、身元不明遺体数等の広報にあたっては、警察と協議のうえ、統一的に行います。

4 火葬

(1) 実施体制

区本部長は、健康福祉局長が実施する火葬のため、遺体取扱施設等から斎場等へ遺体を搬送する場合は、協定に基づき、(一社)全国霊柩自動車協会に霊柩自動車による搬送を要請します。

(2) 火埋葬等に関する手順の明確化

区本部が行う火埋葬許可書証等発行手続きについては、実施手順をマニュアル化し、遺族への相談に迅速に対応できるようにします。また、通常の実施手順に加え、国からの特例措置も想定した災害時用のマニュアルも作成して対応します。

(3) 応急的な火・埋葬

区本部長は、遺族等の引取者がない場合又は遺族等が火・埋葬を行うことが困難な場合は、応急 的措置として、健康福祉局長に火葬及び焼骨の仮収蔵を要請します。

第12章 物資等の供給

市民生活の安定を図るには、飲料水や生活用水の早期供給のための応急給水と食料・生活必需品などの供給や救援物資の受入・配分が不可欠です。

なお、救援物資等については、「横浜市災害時物資受入・配分マニュアル」に基づき、窓口の一元 化を図り対応します。

第1節 飲料水及び生活用水の確保

水道施設が被災し管路による給水が困難なときは、応急的に配水池、災害用地下給水タンク等から 給水を行うとともに、配水池等を取水場所とした給水車等による運搬給水を行います。その後は、管 路の応急復旧や耐震管路の先端に整備した緊急給水栓からの給水により、逐次速やかに復旧工事を行 い各戸給水まで回復させます。また、プールの水、井戸水等も生活用水として活用します。

1 飲料水の確保

- (1) 小雀配水池における応急給水《災害発生直後から給水可能》
 - 小雀配水池(有効貯水量 137,300 m³ 地震時確保水量 13,600 m³) には、応急給水栓を設置し、地域の応急給水に対応します。また、運搬給水のための基地とします。
- (2) 災害用地下給水タンクによる応急給水 《災害発生直後から給水可能》
 - ア 災害用地下給水タンクは、配水管に直結した貯水槽で、普段は配水管の一部として機能していますが、災害時に配水管の水圧が下がると弁が閉まり、貯水槽内に飲料水を確保することができるものです。
 - イ 配水池から離れた地域の応急給水拠点として、戸塚区内には9箇所に設置され、原則として市 民の共助により応急給水装置を設置しますが、状況に応じて、横浜市管工事協同組合が開設の補 助を行います。
- (3) 緊急給水栓による応急給水《おおむね災害発生4日目から給水可能》 緊急給水栓は、地震に強い配水幹線から耐震管路を布設し、その先端に応急給水装置を取り付け て給水する施設で、戸塚区内には28箇所に設置されており、水道局職員が緊急給水栓の立ち上げ を実施します。
- (4) 運搬給水

給水車による運搬給水は、救急告示医療機関・災害拠点病院等を優先し、その次に地域防災拠点への運搬給水を行います。

なお、在宅避難を行い外出の難しい要援護者等への給水は、地域住民やボランティアによる共助で行います。

2 役割分担

水道局が行う応急給水

1 医療機関への給水

救急告示医療機関と災害拠点病院に管路からの直接給水(管路を優先復旧し、復旧した 配水管に応急給水装置を設置して給水)又は配水池から給水車等による運搬給水を行いま す。

- 2 地域防災拠点への給水
 - 地域防災拠点等に、水道局の車載用タンク車等による運搬給水を行います。
- 3 災害時給水所での給水
- (1) 配水池等から応急給水します。
- (2) 災害用地下給水タンクから給水します(市民が、状況に応じて、横浜市管工事協同組合の開設補助を受け、応急給水装置の設置から運用まで中心となって行います。)。
- (3) 発災後おおむね4日目以降、緊急給水栓に順次応急給水装置を設置して給水します(水道局職員及び横浜市管工事協同組合が緊急給水栓に応急給水装置を設置した後は、市民が中心となって運用を行います。)。
- (4) 耐震給水栓の設置された地域防災拠点では、地域防災拠点運営委員等の運用により、 区民への応急給水が行われます。
- 4 その他の給水
- (1) 水道局長は他都市水道事業体、横浜市管工事協同組合、横浜建設業協会、メーター検針・料金整理業務受託事業者(補助的作業)に応援を要請します。応援を受けて、地域防災拠点等に運搬給水します。

(2) 水道局長は、「災害時における飲料水の供給協力に関する協定」に基づき、キリンビール(株)横浜工場に給水車等への飲料水の供給を要請します。

区本部が行う応急給水

- 1 備蓄している水缶詰の配布
- 2 地域防災拠点等で受水槽等に残っている水の給水
- 3 災害用地下給水タンクに応急給水装置の設置・運用を行う市民への支援
- 4 水道局が地域防災拠点に運搬給水を行った後の、避難者等への水の配布
- 5 応急給水場所の広報
- 6 ひとり暮らし高齢者等への運搬給水等の調整(住民、ボランティア等への応援依頼)
- 7 プール及び災害応急用井戸からの直接給水(生活用水として使用する。飲用不可)

災害時の自助、共助、公助による給水の流れ

		災害	災害時に必要とされる水の量		
	給水方法	1~3月目	4~7 日目	8~14月目	
		3リットル/日	10リットル/日	20リットル/日	
地域の備え	個人や企業な どでの水の備 蓄	備蓄による水の確保 (1人9リットル)	「自助」		
	災害用地下給 水タンク	地域の共助による水の確保	「共助」		
	耐震給水栓			「共助」	
区本部が行う応急給水	水缶詰の備蓄 受水槽からの 給水(※1)	→	「公助」		
水道局が行う応急給水	配水池 緊急給水栓		医療機関等(※2) 運搬給水 地域への配水池での 地域への緊急約	給水	

- ※1 残留塩素濃度が一定の基準を満たしている場合は飲料用として活用
- ※2 災害拠点病院、救急告示医療機関、地域防災拠点等

第2節 物資の供給

震災により住家等に被害を受け、食料と自炊手段又は生活必需品を失った被災者に対して、速やかに物資の供給を実施します。

1 供給方法

(1) 発災直後からおおむね3日間

発災直後は、避難所等の被災者のニーズの把握又は、区本部及び避難所等からの物資要請が困難になる可能性があることから、必要物資を被災者に確実に届くようにするため、市本部は要請がなくても必要物資を確保し、避難所に供給します(プッシュ型供給)。

(2) 発災から4日目以降

区本部は、避難所等の被災者ニーズを把握し、必要な物資を市本部に要請します(プル型供給)。

2 供給対象者

物資供給の対象者は、避難所の被災者、住家に被害を受けたことにより食事や生活必需品を確保で

きない者、旅行者、滞在者、災害応急対策に従事する者のほか、区本部長が必要と認める者とします。

3 物資の確保と配分

(1) 非常用備蓄の優先

区民が自ら備蓄している食料等の消費を最優先とします。

(2) 地域防災拠点の備蓄利用

地域防災拠点備蓄庫に備蓄された物資を運営委員会の方針に従い、利用します。

(3) 方面別備蓄庫等からの供給

区本部は、地域防災拠点等の備蓄物資に不足が生じた場合、市本部に対し物資等の供給を要請します。

(4) 物資配布の優先順位

区民は、物資が公平に分配されるよう相互に協力し、優先順位の基本は次のとおりとします。

- ア 要援護者(高齢者、乳幼児、障害者、妊産婦等)及び子ども
- イ 地域防災拠点避難者(自宅で生活できなくなった被災者)
- ウ 任意の避難場所の避難者及び在宅被災生活者
- エ その他 (帰宅困難者等)
- (5) 食料供給の留意事項

ア 誰でもすぐに食べられる物の供給を基本とします。高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要援 護者に配慮した供給を行い、調理を必要としない弁当によることもあります。

イ アレルギー疾患者への対応として、アレルゲンが除去された食品を確保し、他の食料とは分け て備蓄、保管及び供給を行います。

ウ 炊き出しについては、必要に応じて、地域防災拠点運営委員会が行い、区本部長は、状況に応 じボランティア等に協力を要請します。

なお、衛生面に注意するとともに、食器を洗う水の節約のために、食器に食品ラップフィルム 等を張るなど工夫に努めます。

4 備蓄物資が不足する場合の食料の調達

区本部長は、本市の備蓄する食料等が不足する場合は、必要な品目・数量を把握し、市本部物資チームに調達を要請します。

補完的な調達として、区で物資供給の協定を締結している業者や区内に店舗を有する大規模小売業者(大手スーパー等)等から、市が締結した協定に基づき、店頭在庫を調達します。

第3節 救援物資の受入れ・配分

区本部長はボランティア等の協力を得て物資の受入・配分を実施します。また、市本部は締結する 各種協定に基づいた、関係機関への協力要請を実施します。

第 13 章 災害廃棄物等の処理

第1節 基本的な考え方

- 1 災害廃棄物の範囲(災害廃棄物の定義)
- (1) し尿

地域防災拠点等でのくみ取り式仮設トイレなどから発生するし尿

(2) 生活ごみ・避難所ごみ

ア 平時と同様に、日々の生活から発生するごみ

(燃やすごみ、プラスチック製容器包装、缶・びん・ペットボトルなど)

イ 使用済みトイレパック等

(3) 路上廃棄物

発災後の道路啓開に伴う廃棄物

(4) 片付けごみ

被災した建築物内の片付けで発生するごみ

(被災により破損した食器類、蛍光灯など燃えないごみ及び家具・家電類)

(5) 災害がれき

災害により損壊した家屋・事業所等の解体・撤去等に伴って発生する廃棄物 (木くず・コンクリート片・金属くずなど)

2 し尿・ごみの処理

災害廃棄物の中でも、多くの避難者が集まる地域防災拠点等における「し尿」処理は、最も緊急に解決しなければならない重大な問題です。

まずは地域防災拠点の既存トイレを使用することを第一優先とし、地域防災拠点の既存トイレが断水などによって利用できない場合は、既存トイレの便器を活用してトイレパックを使用します。その後、仮設トイレ(くみ取り式又は下水直結式)を設置し、あわせて水洗用水の確保や排水設備の補修等の水洗トイレ機能の確保を行います。し尿の収集は発災2日目以降に地域防災拠点の仮設トイレから開始します。また、発災後は人命に係る応急対策、被災者支援などの災害対応を優先するため、家庭系ごみ(災害ごみを含む。以下同じ。)の収集は発災後72時間以内に開始します。

倒壊にまで至らなかった建物内の片付けに伴って発生する「片付けごみ」(破損した家具や食器等)が、無秩序に排出されると早期の復旧・生活再建の妨げになることから、「燃やすごみ」等とは区別して、収集します。

なお、災害がれきの処理は復旧期に対応します。また、事業系ごみは費用等も含め事業者自らの責任において資源化や環境に配慮した適正な処理を行います。

第2節 トイレ対策

1 地域防災拠点における対応

(1) 学校の既存トイレの使用

学校の使用可能な既存トイレを利用します。また、水道水が使用できなくなった場合で、下水管の損傷が無いときは、プールの水、水再生センター処理水を水洗用水として活用します。破損した排水設備については、民間事業者の協力を得て補修し、利用します。

- (2) 備蓄仮設トイレの設置
 - ア 災害時に下水配管が損傷した場合は、既存トイレの使用を禁止し、備蓄仮設トイレ(くみ取り 式又は下水直結式)を利用します。

なお、くみ取り式と下水直結式の両方の仮設トイレを備蓄している地域においては、し尿収集 業務の効率を考慮し、下水直結式を優先して利用します。

- イ 仮設トイレの設置にあたっては、男女別の設置、設置場所、設置場所までの経路、照明等、女性や子どもへの安全面に留意するほか、女性用トイレを多くする等の配慮を行います。
- ウ 備蓄仮設トイレが設置されるまでの間又はトイレが不足する場合は備蓄トイレパックを利用 します。

備蓄トイレパックは、既存トイレの便器にセットし利用します。和式トイレの便器には備蓄簡易式トイレ便座を設置してトイレパックを利用します(トイレパックは、汚物をビニール袋に入れ、凝固剤で固め燃やすごみとして処理します。)。

エ 備蓄仮設トイレが不足する場合には、区本部からの要請に基づいて資源循環局事務所等に備蓄 されている仮設トイレを配置します。

仮設トイレの清掃管理は地域防災拠点の運営委員会が行います。運営委員会は、トイレの維持管理状況及びトイレ用水の確保状況を把握し、下水管等の清掃必要箇所、トイレ用水必要量を区本部に連絡し、区本部は環境創造局へ報告します。

- オ 備蓄仮設トイレは、地域防災拠点運営委員会が組み立て、設置します。
- カ 仮設レンタルトイレ、トイレパックの配備

配置計画の策定

- ・ 区本部は、各地域防災拠点の避難者の状況及びトイレの使用の可否、水道・ 下水道復旧の見通しを把握し、仮設レンタルトイレの必要台数を市本部物資 チームに報告します。また、仮設レンタルトイレの撤去の要請についても区本 部から市本部物資チームに連絡します。
- ・ 資源循環局は市本部物資チームからの報告を踏まえ配置計画を策定します。
- ・ 資源循環局は仮設レンタルトイレを地域防災拠点へ配置します。機種の選定にあたっては、原則くみ取り式を配置します。また、水道・下水道が復旧したが便器の破損等により、仮設トイレの利用が長期間になることが想定される地域防災拠点等へは水洗式の仮設レンタルトイレを配置することとし、環境創造局へ配管工事及びますへの接続工事を依頼します。環境創造局は、資源循環局からの依頼に基づき工事の手配を行います。

民間事業者・他都市 への協力 要請等 資源循環局は仮設トイレ及びトイレパックの配置を民間事業者へ要請するときは、民間事業者の被害状況・配置可能数を調査し、配置先及び配置数並びに利用できる幹線道路等を連絡します。地域防災拠点等への搬入・設置は民間事業者が行います。

なお、仮設トイレ及びトイレパックが不足する場合は、他都市に協力を要請 します。

2 広域避難場所における対応

広域避難場所が利用される場合には、仮設トイレとして、備蓄している簡易テント、簡易式トイレ 便座を設置し備蓄トイレパックを利用します。

3 帰宅困難者への対応

帰宅困難者の一時滞在施設等の既存トイレが使用できない場合は、当該施設に備蓄しているトイレパックを使用するほか、不足する場合には周辺の帰宅困難者用備蓄庫等からトイレパックを運搬し利用します。

4 し尿くみ取り対策

地域防災拠点のくみ取り作業は発災後2日目から開始します。なお、通常のくみ取り作業は発災後2週間停止します。

第3節 家庭系ごみ対策

発災直後は、被災者支援及び被害情報の収集などの災害対応を基本とするが、発災から 72 時間までには、収集体制を整え順次収集業務を開始します。

1 生活ごみ・避難所ごみの収集

(1) 発災から1か月程度

収集については、「燃やすごみ」を最優先に収集し、次に「プラスチック製容器包装」、「缶・びん・ペットボトル」、「古紙」、「古布」の収集を行います。

なお、粗大ごみの収集は全市において一時停止します。

(2) 発災から1か月程度以降

復旧の進展に伴い、生活ごみ・避難所ごみ(粗大ごみを除く。)の収集が安定した段階で「粗大 ごみ」の収集を実施します。

2 片付けごみの収集

倒壊にまで至らなかった建物内の片付けに伴って発生する「片付けごみ」(破損した家具や食器等)が発災後に大量発生します。早期の復旧・生活再建の観点から、「片付けごみ」の収集は速やかに別途対応する必要があり、過去の災害の状況を振り返ると、片付けごみが燃やすごみ等と混在して排出されたり、道路に放置されたりするなど無秩序に廃棄され、生活衛生環境の悪化だけでなく、収集作業や緊急車両の進入を阻害することが懸念されます。そこで「片付けごみ」は、「生活ごみ」とは区別し、別途収集することとします。

第14章 学校活動と保育

第1節 児童生徒の安全確保

震災が発生した場合、区内の市立学校長は、早期に学校災害対策本部を設置し、初期対応を行います。学校長は教育長からの指示により(指示を受けることが不可能なときは、学校長の判断により)、次の措置を講じます。

1 児童生徒の安全確保

(1) 在校時の対応

ア 学校長は、地震発生後、直ちに、児童生徒の安全確認、被災状況の確認を行い、その状況を教育長及び区本部長に報告します。

- イ 学校長は、地震発生とともに、状況に応じた学校の防災計画に基づいた適切な措置を講ずると ともに、教職員の誘導により児童生徒を校庭、広域避難場所等に避難させるなどの安全確保措置 を講じます。その際、区本部長と緊密な連絡を取るとともに、必要に応じて地域住民の協力を得 るなど安全対策に万全を期します。
- ウ 児童生徒の安全確保ののち、学校長は、児童生徒の預かり、引渡しについては、次のとおりと します。

なお、あらかじめ、各保護者や地域等により、方面別の集団下校等、児童生徒を安全に下校させる取り決め等が交わされている場合はこの限りではありません。

- (ア) 小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校 保護者が学校に引き取りに来るまで学校で預かる(留め置く)こととします。
- (4) 高等学校

あらかじめ、保護者から学校に預かる(留め置く)か、下校させるかの希望を聞き、原則それに従うこととします。

- (2) 在宅時の対応
 - ア 学校長は、動員により参集した教職員に、児童生徒の安全を確認させるとともに、それぞれの被災状況の把握を行い、南部学校教育事務所及び区本部長に報告します。
 - イ 夜間・休日など学校に教職員等がいない時間帯に発災した場合、子どもは親の管理下にあるため、児童生徒の安否確認は地域防災拠点等から情報を得るなどの形で行うこととし、教職員は人員不足が想定される地域防災拠点の運営等を支援します。

2 学校施設の応急復旧

- (1) 学校長は、地震発生後、速やかに、学校施設、設備及び周辺の被害状況等を調査し、被害状況を教育長及び区本部長に報告します。
- (2) 教育長は、危険な校舎等への立入禁止措置等の応急措置を講じるとともに、応急復旧で使用が可能となる箇所及び危険が除去される箇所について、応急復旧工事を行います。 被害の大きい場合、必要に応じて仮設教室等の建設を行います。
- (3) 教育長は、被災校の現地調査を指示し、事態に即応した応急復旧計画を策定します。

第2節 学校教育の再開

1 学校再開準備班の設置

- (1) 学校長は、当該学校が地域防災拠点として開設されたときは、地域防災拠点運営委員会と連携して、児童生徒及び避難者の安全確保にあたります。特に、児童生徒の安全確保としては、放課後児童クラブの実施や児童生徒が安全安心できる場づくり等について、地域防災拠点運営委員会や保護者等と協力して行うものとします。
- (2) 学校長は、教職員をあらかじめ定めた配置につけ、児童生徒の安全確保、避難住民への対応、学校施設の管理、授業の早期再開に向けた活動などの地震防災応急活動を命じます。

なお、教育長は、各学校の被害状況に応じた適切な教職員の配置に努めます。

- (3) 学校長は、児童生徒の学習の場の確保等を円滑に進めるため、学校の早期再開に向けた措置を講じるとともに、地域防災拠点運営委員会に同委員会の必要に応じて学校再開準備班を設置します。その後、学校教育再開に向け可能な限り速やかに準備を開始し、教職員の受入体制の確認や学校・通学路等の安全チェックを行い、学校教育再開時期の目途を立てます。
- (4) 学校教育再開を決定した場合は、あらかじめ定めた情報伝達方法を用いて、児童生徒及び保護者に周知をします。
- (5) 区本部、地域防災拠点運営委員会及び学校は、同運営委員会の体制確保、区本部拠点班等職員の 配備、避難者による運営支援などに積極的に取り組み、教職員が地域防災拠点の運営から教育活動 の再開に向けた準備へと順次移行できるよう、体制を整備します。

2 応急教育の実施

(1) 応急教育を行う場所の確保

学校長は、次のとおり、各学校の実情に応じて、応急教育活動を実施します。

ア 施設の被害が軽微な場合

各学校において、速やかに応急措置をとり、授業を行います。

イ 施設の被害が相当に甚大な場合

残存の安全な教室や特別教室、体育館等の転用により、学級合併授業、一部又は全部の二部授業を行います。

ウ 施設の使用が全面的に不可能な場合

教育委員会と連携し、近隣の安全な学校や公共施設の代替利用又は用地の確保が可能な場合は、 仮設教室の建設を行い、授業を再開します。

(2) 学用品の給与

教育長は、被災した児童生徒に対し、その学習に支障を生じないよう対応します。なお、必要な 教材・学用品については、基本的に通常、学校に備わっている教材等の有効利用により対応します。

(3) 学校給食等の措置

教育活動が実施される等の状況を勘案し、給食実施を準備し、給食再開可能校から逐次給食を実施します。

ア 学校長は、給食再開に備え、給食場、給食用設備、備品等の清掃及び消毒を実施するとともに、 学校医、学校薬剤師、福祉保健センター等に依頼して、給食場、その他の衛生検査、給食従事職 員の健康診断等を行い、衛生管理に万全を期します。

イ 学校長は、再開実施に当たっては、給食従事職員及びパンその他給食物資の納入業者の感染症 の発生状況を調査し、区本部衛生班と連携して防疫対策に万全を期します。

第3節 保育の早期再開

区本部長は、区内の市立保育所施設長(以下「施設長」という。)に対し、保育士をあらかじめ定めた配置につけ、児童の安全確保、施設の管理、保育の早期再開に向けた活動などの応急活動を命じます。

施設長は、地震発生後、速やかに、施設設備及び周辺の被害状況等を調査し、被害状況を区本部長及びこども青少年局長に報告します。

区本部長は、こども青少年局長と協議しながら、発災後の保育の早期再開のため、保育士など職員 の適切な配置に努め、私立保育所の被害状況や、市内の被害状況等から、必要と認められるときは、 代替施設での臨時保育等を検討し、実施します。

第15章 災害ボランティアの活動

第1節 専門的ボランティアの活動

No.	区分	担当部署	受入窓口	対応
1	応急医療・保健・関連を をででである。 をである。 をである。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 で。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 で。 で。 で。 で。 で。 で。 で。 で。 で。 で	医療局(がん・疾病対策課) 健康福祉局 (福祉保健課・こころの健康相談センター・ 高齢健康福祉部・障害 福祉部)	医療局がん・疾病対策 課(市本部医療調整チ ーム)	医療関連については、市本 部医療調整チームが、受入 れ調整を行う。
2	①手話 ②要約筆記通訳 (日本語)	健康福祉局 障害福祉課	健康福祉局 障害福祉課	手話通訳ができるボランティアに協力を依頼する。
3	理容師・美容師	健康福祉局 生活衛生課	健康福祉局 生活衛生課	横浜市理容連合会及び横浜 市美容組合連絡協議会を通 じて、理容師・美容師の受 入調整を行う。
4	①獣医師 ②動物愛護団体等 (ペットの保護収 容・移送等)	健康福祉局 動物愛護センター	健康福祉局 動物愛護センター	横浜市獣医師会等が中心となって運営する横浜市動物 救援本部への獣医師等のペットの医療・飼養関係従事 者の受入調整を行う。
5	児童福祉施設等 (保育士・放課後 キッズクラブ・学 童クラブの専門職 含む。)	こども青少年局 こども家庭課 障害児福祉保健課 保育・教育運営課 放課後児童育成課	こども青少年局 こども家庭課 障害児福祉保健課 保育・教育運営課 放課後児童育成課	原則、国・地方自治体等からの応援で対応する。
6	アマチュア無線技 士等	総務局危機管理室 情報技術課	各区災害対策本部	横浜市アマチュア無線非常 通信協力会を通じて、通信 の協力を依頼する。
7	外国語支援 (通訳・翻訳)	国際局	横浜市外国人震災時 情報センター ※横浜市国際交流協 会(YOKE)内	外国語のできるボランティ アに、通訳・翻訳を依頼す る。

第2節 一般ボランティアの活動

1 ボランティア窓口の設置

区本部長は、震災発生後、ボランティア活動を行う団体等との連絡調整に対応するため、区本部ボランティア班の職員を配置し、ボランティアの対応窓口を設置します。

なお、窓口を設置したときは、区本部長は直ちに市民局長に対応窓口の場所及び連絡先を報告します。

2 区災害ボランティアセンターの設置

区本部長は、震災発生後速やかに、ボランティアを希望する個人・団体等からの問合せに対応する

ため、「区社会福祉協議会」に協力を要請し、災害の状況等によりあらかじめ指定する場所等(横浜市戸塚区福祉保健活動拠点 他)に、「区災害ボランティアセンター」を設置します。

「区災害ボランティアセンター」の運営にあたっては、「とつか災害ネット」等のボランティア団体に協力を要請します。

3 ボランティアの受付及びコーディネート等

ボランティア希望者の受付や被災者からのニーズ等とのコーディネートは、「区社会福祉協議会」と「とつか災害ネット」等のボランティア団体が、区災害ボランティアセンターにおいて実施します。 区本部ボランティア班は、区災害ボランティアセンターの支援の調整や本市及びボランティア双方の活動が円滑に実施されるよう連絡調整を行います。

4 区災害ボランティアセンターの運営

区災害ボランティアセンターの運営は、「区社会福祉協議会」が「とつか災害ネット」等のボランティア団体等と協力し行います。

区本部ボランティア班は、状況に応じて区災害ボランティアセンターに職員を派遣し「区社会福祉協議会」を支援し、区本部との連絡調整にあたります。

項目	内容・条件等	対象施設
区災害ボランティ アセンター	 ボランティアがミーティングや作業等に自由に活用する場所 ボランティア希望者の受付、被災者からのニーズ等とのコーディネートもボランティアが主体となって行います。 (他区災害ボランティアセンターへの支援調整も含む。) 地域防災拠点とも連携し、ボランティアの派遣や情報の受伝達を行います。 	あらかじめ定めた施設等の うち、災害の状況等により区 本部長が指定 【あらかじめ定めた施設】 ・戸塚区福祉保健活動拠点 (フレンズ戸塚) ・明治学院大学横浜校舎

5 ボランティア活動時の保険

災害発生後、災害に関するボランティア活動中に発生した事故に対して補償する保険として、例えば、全国社会福祉協議会の「ボランティア活動保険・天災タイプ」があり、天災(地震・噴火・津波)に起因する被保険者のケガについても補償するため、活動前に社会福祉協議会で加入します。

第16章 ライフライン等の応急・復旧対策

第1節 電気(東京電力パワーグリッド(株))

地震災害により電力施設に被害があった場合は、被害状況を早期に把握して速やかに応急復旧を行い、電力供給施設としての機能を維持します。

項目	主な対応措置
基本方針	1 非常災害対策本部の設置 震災が発生した場合、あるいは発生が予想される場合には、総支社に非常災害 対策本部を、支社に非常災害対策支部をそれぞれ設け、速やかに応急措置を講じ、 施設の機能を維持するとともに、被害の拡大、二次災害の発生を防止します。 2 電力供給継続の原則と危険予防措置 電力需要の実態に鑑み、震災時においても原則として送電継続しますが、円滑 な防災活動を実施するため、警察、消防機関等から要請があった場合には、送電停 止等の適切な危険予防措置を講じます。 3 電力の融通 災害時においても、各電力会社と締結した「全国融通電力受給契約」及び隣接 する電力会社と締結している「二社融通電力受給契約」に基づき、電力の緊急融 通を実施します。 4 関係機関との連携 市(区)災害対策本部への要請に基づき職員を派遣し、防災関係機関との緊密 な連絡調整を行います。
応急対策	1 災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施します。 2 各設備の復旧は、災害状況、被害状況、復旧の難易度を勘案して、電力供給上復旧効果が大きいものから実施します。 3 防災上の重要拠点に対する電力供給は、震災状況、復旧の難易度を勘案し、電力供給上復旧効果が大きいものから復旧を行いますが、原則として人命にかかわる箇所、官公署、報道機関、避難場所その他重要施設に対しては、優先的に送電します。 4 被害の状況等を勘案し、復旧応援隊の編成・出動を実施します。
広報対策	1 電気による二次災害防止の注意喚起を行います。 (1) 避難する際の安全器またはブレーカーの切断 (2) 感電事故の防止(垂れ下がった電線には絶対触れない等) (3) 漏電等による出火防止(冠水した屋内配線、電気機器等は使わない。) (4) 電気器具のコンセントを抜く。 2 被害状況及び復旧見通し等の広報を実施します。
復旧資材の 確保	 1 各事業所においては、予備品、貯蔵品等の在庫量を常に把握しておくとともに、調達を必要とする資材は速やかに確保します。 2 復旧資材の輸送は、原則として予め調達契約をしている請負会社の車両、舟艇、ヘリコプター等により行うが、不足する場合は他業者及び他店の協力を得て輸送力の確保を図ります。 3 災害時においては、復旧資材置場としての用地を確保します。

第2節 ガス (東京ガス㈱)

項目	主な対応措置
基本方針	1 非常事態対策本部・支部の設置 非常事態が発生した場合、非常体制に対応する災害対策組織により、災害対策 活動を行います。 2 関係機関との連携 市(区)本部の要請に基づき、協議のうえ必要に応じて社員を派遣又は通信手 段を活用し、関係機関等との連携を図ります。
応急対策	1 情報の収集 災害が発生した場合、気象庁の発表する情報、ガス施設等被害状況および復旧状況を迅速・的確に把握します。 2 災害時における応急工事 非常事態発生後、可能な限り迅速・適切に施設および設備の緊急点検を実施する とともに、被害状況等を把握し二次災害の発生を防止します。 3 危険予防措置 ガス漏えいにより被害の拡大のおそれがある場合には、避難区域の設定、火気の 使用禁止、ガス供給停止等の適切な危険予防措置を講じます。 4 復旧作業の実施 (1) 製造設備の復旧作業 被害を受けた製造設備は、復旧計画に基づき速やかに復旧します。 (2) 供給設備の復旧作業 供給設備の復旧作業 (公) 供給設備の復旧作業 (公) 供給設備の復旧作業 (公) に万全を期しつつ、次の手順により行います。 ア 高・中圧導管の復旧作業 (①) 区間遮断 ②漏えい調査 ③漏えい箇所の修理 ④ガス開通 イ 低圧導管の復旧作業 (①) 関栓作業 ②復旧ブロック内巡回調査 ③被災地域の復旧ブロック化 (④復旧ブロック内の漏えい検査 ⑤本支管・供給管・灯外内管の漏えい箇所 の修理 ⑥本支管混入空気除去 ⑦灯内内管の漏えい検査および修理 ⑧点 火・燃焼試験(給排気設備の点検) ⑨開栓
広報対策	 1 広報活動 災害発生時には、その直後、ガス供給停止時、復旧作業中、その他必要な場合において、その状況に応じた広報活動を行います。 2 広報の方法 広報については、テレビ・ラジオ・インターネット・新聞等の報道機関を通じて行うほか、必要に応じ直接当該地域へ周知します。また、地方自治体等の関係機関とも必要に応じて連携を図ります。 3 復旧マイマップのホームページの公表ガスの供給の停止状況や復旧の進捗状況を周知します。

第3節 電話(東日本電信電話(株)・(株)NTTドコモ)

項目	主な対応措置
基本方針	 1 災害対策本部の設置 震災が発生した場合、災害対策本部を設置し、速やかに被害状況の把握、重要通信 の確保等の応急措置を講じるとともに、被害の拡大、二次災害の発生を防止します。 2 重要通信の確保 防災機関等にて扱う災害時優先電話の通信を優先的に確保します。 3 関係機関との連携 市災害対策本部に職員を派遣し、防災関係機関等との緊密な連絡調整を行います。
通信の確保 対策	1 NTTの通信設備が被災した場合は、応急用資機材及び災害対策機器(移動電源車、移動無線車、応急ケーブルなど)を配備し、施設の復旧及び通信の確保にあたります。 2 避難場所へ災害時用公衆電話(特設公衆電話)の設置に努めます(東日本電信電話(株))。 3 防災関係機関へ携帯電話の貸出し((株)NTTドコモ) 4 災害救助法が適用される規模の災害等発生時においては、公衆電話の無料化を実施します(東日本電信電話(株))。 5 電気通信設備の点検 (1) 電気通信設備の巡回・点検及び措置 (2) 災害対策用機器及び車両の点検、整備 (3) 資機材の点検、確認及び輸送の確保 6 応急措置 (1) 臨時回線の作成 (2) 中継順路の変更 (3) 規制等そ通確保 (4) 災害時用公衆電話(特設公衆電話)の設置 (5) 災害用伝言ダイヤル「171」、災害伝言版「web171」の開設(東日本電信電話(株)) (6) 災害用伝言板の開設((株)NTTドコモ) (7) 災害用音声お届けサービスの開設((株)NTTドコモ) (8) その他必要な措置
広報対策	 1 災害復旧に対してとられている措置、復旧状況等 2 通信の途絶又は利用制限の状況及びその理由 3 利用制限をした場合の代替となる通信手段 4 利用者への協力のお願い (1) 重要通信の優先について (2) 各家庭等での電話機の点検(地震による揺れで受話器がはずれていないか) (3) 災害用伝言ダイヤルの開設について(東日本電信電話(株)) (4) 災害用伝言板の開設について((株)NTTドコモ) (5) 災害用音声お届けサービスの開設について((株)NTTドコモ) (6) 復旧エリアマップのホームページの公開((株)NTTドコモ) 5 その他必要事項

第4節 電話(KDDI(株))

項目	主な対応措置
基本方針	1 災害対策本部の設置 震災が発生した場合、あるいは発生が予想される場合には、本社内(関東に設置不能の場合、関西に設置)に災害対策本部を、発生地区においては、現地対策室(若しくは現地連絡室)を設け、速やかに被害状況の把握、重要通信の確保等の応急措置を講じるとともに、被害の拡大、二次災害の発生を防止します。 2 重要通信の確保 警察、消防機関等、非常通信を行うことを要する防災関係機関の通信を優先的に確保します。 3 関係機関との連携 市災害対策本部に職員を派遣し、防災関係機関等との緊密な情報連携を図ります。
通信の確保対策	1 固定通信網(局舎、基幹ケーブル等)や移動体通信網(基地局等)の通信設備が被災した場合は、応急用資機材及び災害対策機器(電源車、車載型基地局、可搬型基地局、応急ケーブルなど)を速やかに配備し、施設の復旧及び通信の確保にあたります。 2 災害時に設置される避難場所には、衛星携帯電話や携帯電話等の通信手段確保に努めます。 3 防災関係機関からの要請がある場合は、災害時用の衛星携帯電話・携帯電話の台数確保に努め、可能な範囲で貸出しを実施します。 4 災害救助法が適用される場合は、通信料金(電話・データ通信)の減免や支払期限延長を検討します。 5 電気通信設備の点検 (1) 電気通信設備の巡回・点検及び措置 (2) 災害対策用機器及び車両の点検、整備(燃料の確保、緊急車両手続き実施含む)(3) 資機材の点検、確認及び輸送の確保 6 応急措置 (1) 断線箇所の迂回等経路切り替え実施 (2) トラフィックコントロール(通信規制)による疎通確保 (3) 携帯電話による災害時提供サービスの開設ア 災害用伝言板
広報対策	1 災害復旧に対してとられている措置、復旧状況等 2 通信の途絶又は利用制限の状況及びその理由 3 利用者に対する周知・ご協力のお願い (1) 警察、消防機関等の重要通信の優先について (2) 事業所、各家庭等での電話機器点検実施のお願い(回線・電源等の接続確認) (3) 災害時提供サービス(前述「通信の確保対策」6-(3))の開設について 4 その他必要事項

第5節 電話(ソフトバンク(株))

項目	主な対応措置
基本方針	1 災害対策本部等の設置 震災が発生した場合、あるいは発生が予想される場合には、災害対策本部等の対策 組織を確立して、速やかに被害状況の把握、重要通信の確保等の応急措置を講じると ともに、被災の回復、被害の拡大、二次災害の発生を防止します。 2 重要通信の確保 警察、消防機関等、非常通信を行うことを要する防災関係機関の通信を優先的に確保します。 3 関係機関との連携 必要に応じて市災害対策本部に職員を派遣し、防災関係機関等との緊密な情報連携 に努めます。
通信の確保 対策	1 通信設備が被災した場合は、応急用資機材及び災害対策機器を配備し、施設の復旧及び通信の確保にあたります。 2 防災関係公共機関からの要請がある場合は、災害時用の衛星携帯電話・携帯電話の台数確保に努め、可能な範囲で貸出しを実施します。 3 災害時に設置される避難場所には、携帯電話端末等の通信手段確保に努めます。 4 災害救助法が適用される場合は、通信料金の減免や支払期限延長等を検討します。 5 電気通信設備の点検 (1) 電気通信設備の巡回・点検及び措置 (2) 災害対策用機器及び車両の点検、整備 (3) 資機材の点検、確認及び輸送の確保 6 応急措置 (1) 断線箇所の迂回等臨時回線の作成 (2) トラフィックコントロール (通信規制) による疎通確保 (3) 携帯電話による災害時提供サービスの開設ア 災害用伝言板イ 災害用音声お届けサービス (4) その他必要な措置
広報対策	1 災害復旧に対してとられている措置、復旧状況等 2 通信の途絶又は利用制限の状況及びその理由 3 利用者に対する周知・協力のお願い (1) 重要通信の優先について (2) 事業所、各家庭等での電話機器点検実施のお願い(回線・電源等の接続確認) (3) 災害用伝言板の開設について(ソフトバンク(株)) (4) 災害用音声お届けサービスの開設について(ソフトバンク(株)) (5) 復旧エリアマップのホームページの公開(ソフトバンク(株)) 4 その他必要事項

第6節 放送機関等(㈱)エフエム戸塚・㈱)ジェイコム湘南・神奈川南横浜局)

機関名	災害時の放送
(㈱エフエム 戸塚	 1 社内規定「非常事態対策綱領」に従って、平常時の番組を中断して非常時番組の編成に切り替え放送します。 2 非常事態発生に際して、戸塚区役所と結ぶ災害協力協定に従い戸塚区役所と協議し、提供情報を災害情報番組で放送します。 3 災害情報番組は、緊急事態の内容に応じて、区役所と情報回線を結び、エフエム戸塚の設備「緊急割り込み装置」を使い、区役所から直接放送します。 4 災害情報番組は、ライフラインをはじめ、区民に直接影響する各種情報を放送します。
㈱ジェイコム 湘南・神奈川 南横浜局	 1 通常放送休止社内規定及び、局代表取締役社長またはそれに代わる取締役の判断により、事態に即応した番組編成を行います。 2 取材・放送については、スタッフの安否・体制を確認し、対応規定を定める災害時の重要業務一覧に準じて行うこととし、緊急放送を実施するため、取材人員、編成システム人員をそれぞれ迅速に配置します。 3 情報収集・発信については、区役所情報班との連絡を密にし、区内被害状況はじめ、電気・ガス・水道などのライフライン、鉄道の運行状況といった交通情報などの入手に努め、緊急放送によって区民への注意喚起を行います。この場合、取材可能なものは現地取材を行いますが、困難な場合はテロップ放送・データ放送などにより情報を発信します。 4 戸塚放送センターが被害を受け放送設備が使用不能となった場合は、ジェイコムグループネットワークにより、ジェイコム本部センター設備で文字情報などに編成を切り替えるか、近隣グループ局からの放送により対処します。

第7節 鉄道事業者 (横浜市営地下鉄・東日本旅客鉄道㈱)

鉄道機関の運行規制の内容等

機関名	項目	運転規制の内容、乗務員の対応、その他の措置等		
	運転規制の内容	地震の規模	運転規制の内容(総合司令所長の取扱い)	
		震度 4	1 全列車に 25km/h 以下の注意運転を指示します。 2 乗務員及び駅長の点検結果により、運行に支障がない ことを確認後、運転規制を解除します。	
		震度 5 弱	1 局設置の地震計で震度5弱の地震が発生した場合は、 全列車停止します。 2 震動停止後、各列車の乗務員に先行列車の位置まで、 25km/h以下の注意運転を指示します。 3 乗務員及び駅長の点検結果により、運行に支障がない ことを確認後、運転規制を解除します。	
市営地下鉄		震度 5 強以上	1 局設置の地震計で震度5強以上の地震が発生した場合は、全列車停止します。2 施設区長及び電気区長の点検結果により、運行に支障がないことを確認後、運転規制を解除します。	
35/		※震度5弱以上の緊急 止します。	地震速報(局システム)を受信した場合は、全列車自動停	
	乗務員の対応	 駅間に停止した列車は、総合司令所長から、最徐行による注意運転の指令を受けて最寄り駅に停止させます。 送電停止により駅間に停止した場合、総合司令所長に報告し、指示を受けます。 停電等の理由により、長時間にわたって運転再開不能となった場合で、総合司令所長から、乗客を避難誘導する旨の指令があった時は、乗客を最寄り駅に誘導します。 乗務員は、旅客に対して車内放送等により地震情報と列車の運転状況等を案内し、旅客の動揺、混乱を防止します。 		
JR東日本	運転規制 の内容	1 地震による運転規制 在来線では、一定区間内に地震計を設置して地震が発生したときは、直ちに震度(カイン表示)を測定しています。 (1) 運転士は、列車の運転中に地震を感知したとき、直ちに列車を停止します。 (2) 輸送指令員は、別に定めた運転規制区間と運転規制法(カイン表示により貨物列車は25km/h以下、貨物列車以外の列車は35km/h以下に制限し、又は運転を見合わせます。)により規制します。 (3) 地震計が40カイン以上を検知した場合は、自動的に警報等を乗務員に知らせ、乗務員は直ちに列車を停止させます。 2 列車の運転再開は、地上設備等の巡回により、安全が確認されたのち実施します。		
	乗務員の 対応	 運転中に地震を感知 止させます。 列車を停止させる場 のような場合は進路の 	して、列車の運転が危険と認めた場合は、直ちに列車を停合、その停止位置が築堤、切取り、橋りょう上又は陸橋下安全を確認のうえ、安全と認められる場所に移動させます。 合、総合指令と連絡をとり、その指示を受けます。	

第8節 バス輸送機関

機関名	運転中の対応/応急活動
市営バス 相鉄バス㈱ 神奈川 中央交通㈱ ㈱江ノ電バス 横浜	[運転中の対応] 1 運転士は、地震を覚知したときは直ちに運転を中止し、道路左側の安全な場所に停車させ、エンジンを止め車内乗客に対し、冷静な行動を呼びかけます。 2 バスを停車させる場合、その停止位置がガソリンスタンド、高圧ガス貯蔵所、崖崩れのおそれのある場所、交差点、トンネル、橋の上又は橋の下、急坂、消火栓の周辺、電柱や塀の脇、高圧線の真下その他危険と思われる場所は、極力避けます。やむを得ず車内客を乗せたまま近くに移動するときは、進路の安全を確認のうえ、その旨を乗客に告げます。 3 車両への防災上必要な措置 [応急活動] 震災が発生した場合、被害の状況等により、災害対策本部等の設置及び要員の確保など、あらかじめ各機関で定めている防災体制を早期に確立し、速やかに次の措置を講じて被害の拡大防止に万全を期します。 1 被害状況の把握 2 負傷者の救出救護 3 旅客の安全確保、避難誘導(負傷者、幼児、障害者、高齢者、女性等を優先する。)、混乱防止 4 出火防止及び初期消火 5 車両、駅施設、通信施設、電気設備等の点検、保全及び応急復旧 6 通信による災害情報の緊密化、防災機関との連携 7 応急輸送活動

第17章 災害救助法の適用

第1節 災害救助法

災害救助法は、国の責任において、地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急救助を実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的としています。

市長(市本部長)は、市域の被害が災害救助法の適用基準に該当すると見込まれる場合は、同法に基づく救助実施市の長として、同法の適用を決定及び県知事への要請を行い、必要な救助を実施します。

第2節 災害救助法の適用

1 救助の種類

救助の種類は次のとおりとします。

- (1) 避難場所の設置
- (2) 応急仮設住宅の供与
- (3) 炊き出しその他による食品の給与
- (4) 飲料水の供給
- (5) 被服、寝具その他生活必需品給与又は貸与
- (6) 医療及び助産
- (7) 被災者の救出
- (8) 被災した住宅の応急修理
- (9) 学用品の給与
- (10) 埋葬
- (11) 死体の捜索及び処理
- (12) 障害物の除去

2 災害救助法の適用基準

災害救助法による救助は市域又は区域単位に、原則として同一原因の災害による市又は区の被害が一定の程度に達した場合かつ、被災者が現に救助を要する状態にあるときに行われます。

被害の認定は、災害救助法適用の判断の基礎となるばかりではなく、救助の実施にあたり、その種類、程度及び期間の決定に重大な影響を及ぼします。

そのため、区本部長は、被害の認定にあたっては、消防地区本部等との緊密な連携のもとに、適正に処理をします。

3 救助の実施

- (1) 実施の原則
 - 区本部長は、災害救助法の適用後、同法に基づく救助を実施します。
- (2) 救助の程度、方法及び期間

区本部長は、災害救助法施行令第3条に基づく横浜市災害救助法施行細則第2条の範囲内で救助 を実施します。

- (3) 救助活動の記録及び報告
 - ア 区本部長は、所管する救助の実施状況を定められた書類、帳簿等にとりまとめ、総務局長に報告する。
 - イ 区本部長が行う救助の種類に応じた報告事項は、おおむね次のとおりとします。

避難所の設置	箇所数、受入人員数、既支出額及び今後支出見込額
応急仮設住宅の供与	設置(希望)戸数、完成戸数、既支出額及び今後支出見込額
炊き出しその他による食 品等の給与	箇所数、給食数、給食人員、既支出額及び今後支出見込額
飲料水の供給	対象人員、給水車台数、既支出額及び今後支出見込額
被服、寝具その他生活必 需品の給与又は貸与	主たる品目別給与点数及び給与世帯数、既支出額及び今後支出見込額
医療及び助産	班数、医療機関数、患者数、分娩者数、既支出額及び今後支出見 込額
被災者の救出	救出人員、行方不明者数、既支出額及び今後支出見込額
被災した住宅の応急修理	対象世帯数、既支出額及び今後支出見込額
学用品の給与	小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校別対象者数及び給 与点数、既支出額及び今後支出見込額
埋葬	埋葬数、既支出額及び今後支出見込額
死体の捜索及び処理	死体処理数、既支出額及び今後支出見込額
障害物の除去	対象世帯数、既支出額及び今後支出見込額

第4部 復旧・復興対策

第1章 市民生活の安定・復旧

区本部長は、被災した区民の生活の早期回復と、自力復興を促進するため、所管する業務に関する 問合せ、相談、要望等に対応します。

第1節 被災者の生活援護

各種の支援制度については、平常時から広く市民等に周知するとともに、災害時にも広報手段を活用した「横浜市被災者支援に関する各種制度」を広報し、迅速かつ適切な被災者支援に努めます。

1 生活相談

区本部長(区本部が廃止になったときは区長。以下、本章において同じ。)は、必要に応じて臨時の区民相談室を復旧期(警戒本部又は災害対策本部が廃止となったときを含む。)においても継続して開設し、平常時の広聴機能に加えて、弁護士会、税理士会、司法書士会、宅地建物取引業会等の公益事業関係機関と協力し、被災した区民の生活に係る相談・要望等に対応します。

2 被災者生活再建支援金の支給(被災者生活再建支援法)

区本部長は、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けたものに対して、被災者生活再建支援金を支給します。

3 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給(災害弔慰金の支給等に関する条例)

区本部長は、震災により死亡した市民の遺族に対して災害弔慰金を、また、精神又は身体に著しい 障害を受けた市民に対して、災害障害見舞金を支給します。

4 災害援護資金の貸し付け(災害弔慰金の支給等に関する条例及び貸付制度)

区本部長は、市域において災害救助法による救助が行われた震災により家財等に被害があった者に対して、市条例に基づいて災害援護資金の貸付けを行います。

5 災害見舞金・弔慰金 (横浜市災害見舞金・弔慰金交付要綱)

区本部長は、区内に居住する者及び区内で事業を営む者が災害によって被災した場合で、横浜市災害用慰金の支給等に関する条例が適用されなかったときは、横浜市災害見舞金・弔慰金交付要綱に基づき被災者又はその遺族に対して、見舞金及び弔慰金を交付します。

名称	対象者	種別
災害弔慰金 (条例)	遺族	支給
災害障害見舞金(条例)	精神又は身体に著しい障害を受けた者	支給
被災者生活再建支援金	自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者 (災害救助法施行令第 1 条に該当する被害が発生し た市町村等)	支給
災害援護資金(条例)	家財等に被害のあった者(災害救助法の適用)	貸付
生活福祉資金(貸付制度)	低所得世帯	貸付
横浜市災害見舞金・弔 慰金(要綱)	被災者又は遺族	交付

6 義援金の配分

義援金の配分は、義援金配分委員会が決定し、区本部長は決められた義援金配分基準・方法に基づき、迅速かつ適正に配分します。また、義援金配分窓口は、区本部長が指定する場所とします。

7 市税・保険料・公共料金等の減免・猶予等

災害により被害を受けたとき、所定の申請により、必要があると認められる場合は、市税の減免や、 市税の延滞金の減免、市税の納期限の延長等を受けることができます。

また、災害復旧のための融資手続等を目的とした、納税証明書及び市民税課税(非課税)証明書(所得証明書)等の発行手数料の減免を受けることができます。

- 1 個人市民税(県民税を含む)の減免
- 2 固定資産税及び都市計画税の減免
- 3 市税の延滞金の減免
- 4 市税の納期限の延長
- 5 市税の徴収猶予
- 6 国税の特別措置
- 7 国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料等の徴収猶予等
- 8 国民年金保険料の免除・納付猶予・学生納付特例
- 9 児童福祉施設措置費の減免
- 10 保育所の保育料の減免
- 11 老人ホーム入所に伴う費用徴収
- 12 水道料金等の免除
- 13 公共料金・使用料等の特別措置(水道料金等を除く)
- 14 一般廃棄物処理手数料の減免
- 15 市営住宅使用料の減免
- 16 放送受信料の免除
- 17 住民票の写し、印鑑登録証明書等の交付手数料

第2節 被災者の住宅確保及び応急修理

震災により住家を失い又は破損等により居住することができなくなった被災者のために、住宅の確保又は被災した住宅の応急修理等を行い、住生活の早期回復と安定を図ります。

1 応急仮設住宅の供与

応急仮設住宅の供与方法としては、建設型応急住宅又は賃貸型応急住宅によるものとします。

(1) 執行体制

多岐にわたる業務を調整し円滑に実施するため、関係局から職員を配置した「応急仮設住宅推進室」を設置し、避難者の早期の住宅確保を推進します。

(2) 区本部の役割

区本部は、「応急仮設住宅推進室」と連携し、応急仮設住宅需要の把握、建設型応急住宅候補用地の状況確認、入居者募集と選定、建設型応急住宅の維持管理、入居者支援、退去案内、賃貸型応急住宅の申請受付を行います。

2 入居基準等

(1) 入居対象者

住家が全壊、全焼又は流出した者であって、自らの資力では住宅を確保できない者等

- (2) 入居者の選定
 - ア 建設型応急住宅:高齢者、障害者、妊産婦等の災害時要援護者およびその他の世帯における優 先順位を設定します。また、募集エリアなど、地域レベルのコミュニティや高齢者・障害者が一 定地域の応急仮設住宅に集中しないよう配慮します。
 - イ 賃貸型応急住宅:被災者自らが探すことを原則とします。必要に応じて、物件を自ら探せない 被災者(要配慮者世帯)等に対して、市がマッチングを行います。
 - ウ 公営住宅等の一時提供住宅:対象施設の所管部署の基準によるものとします。

3 入居者支援

応急仮設住宅ならではの生活課題に対応するため、入居後の生活や介護等の支援をはじめ、相談や情報提供に取り組むこととし、地域の実情を把握している区役所と健康福祉局及び建築局は、相互に情報共有を図り、入居者支援に連携して取り組みます。

また、入居者の多様なニーズに対応できるよう、支援には、男女双方の職員が携わるとともに、入 居者による応急仮設住宅のコミュニティ運営への女性参画に配慮します。

4 住宅の応急修理

被災者に対し、速やかに住宅の応急修理・障害物の除去を行うにあたり、区本部長は、住宅の応急 修理(障害物の除去)申込書の配布及び受付を行い、それを建築局長に報告します。

第3節 災害廃棄物 (解体廃棄物) の処理

1 災害により損壊した家屋・事業所等の解体作業等により生ずる解体廃棄物の収集運搬、処理処分 住居家屋や中小事業者

区分	解体作業	収集運搬	処理処分
住居家屋や中小事業者	所有者・管理者	市	市

※ ただし、国からの支援制度が創設された場合は本市が主体となり、解体、運搬、処理、処分に 取り組みます。

第2章 被害認定調査と罹災証明書

区本部長は、「震災時の被害認定(火災を除く)及び罹災証明発行の手引き」に基づき、被害認定調査及び罹災証明の発行を行います。

第1節 被害認定調査

被害認定調査は、発災後、区域全体の被害状況を把握するための初期調査、発災後おおむね4日目 以降から、罹災建物を個々に調査する1次調査、罹災証明書の発行後、被災者から再調査の依頼(再 調査申請書の提出)があった場合に、2次調査を実施します。

1次調査の判定結果(全壊、半壊等)により、各種支援制度の支援内容が異なることから、区本部長は積極的な広報を行い、調査への協力・理解を呼びかけるとともに、公平かつ公正な調査を実施します。

被害認定調査は、次の分担で行います。

区分	担当部署
火災・消火損	消防署
火災以外の被害	区役所

第2節 罹災証明書の交付

罹災証明書は、被害認定調査によって判定した住家の被害程度等について証明するもので、被災者 生活再建支援法に基づく支援金の支給や市税等の減免を受ける場合等に必要となるものです。被災者 から申請があった場合は、「震災時の被害認定(火災を除く)及び罹災証明書発行の手引き」に基づ き、交付します。

第3章 復興対策

横浜市では復興の理念として、「自助」、「共助」、「公助」の連携を図ることにより、地域力を活かした復興を行うこととし、震災復興事業については、都市復興、経済復興、住宅復興、生活・暮らし復興等、市民生活の全てにわたる分野を対象としています。

戸塚区においても、市長を本部長とする震災復興本部と調整を行い、区別整備計画等を策定し、震 災復興事業を進めることとします。

第5部 帰宅困難者対策

第1章 帰宅困難者の安全確保

帰宅困難者対策は、一斉帰宅の抑制、主要駅周辺等における混乱防止、一時滞在施設の確保、帰宅困難者等への支援、帰宅困難者の搬送等、多岐にわたります。また、多数の死傷者・避難者が想定される中にあっては、膨大な数の帰宅困難者等への対応は、行政機関による「公助」だけでは限界があるため、「自助」や「共助」も含めた総合的な対応が不可欠です。

このようなことから、戸塚区では帰宅困難者対策の強化にあたっては、鉄道事業者や駅周辺事業者 及び区内関係機関等と平常時から連携・協働して対策を進めていきます。

第1節 帰宅困難者の発生抑制 (一斉帰宅の抑制)

帰宅困難者等対策は、まず、帰宅困難者等の発生を抑制することが重要になります。このため「むやみに移動を開始しない」という基本原則を啓発するとともに、区内の主な事業所等に対し横浜市の帰宅困難者対策の基本方針である「一斉帰宅抑制の基本方針」の理解と協力を促していきます。

一斉帰宅抑制の基本方針

<基本的考え方>

地震への備えを万全とするためには、「自助」、「共助」、「公助」による総合的な対応が不可欠です。地震発生直後においては、救助・救急活動、消火活動、緊急輸送活動等の応急活動を迅速・円滑に行う必要があります。このため、帰宅困難者等の発生による混乱を防止するための「むやみに移動を開始しない」という基本原則を徹底します。

この基本原則を実効あるものとするため、以下の具体的な取組事項に沿って、各企業等(官公庁や 団体も含む。以下同じ。)は一斉帰宅抑制に努めます。

<具体的な取組>

(従業員等の待機・備蓄)

企業等は、地震発生時において、公共交通機関が運行を停止し、復旧の見通しがないときは、従業 員等の安全を確保するため、従業員等を一定期間事業所内に留めておくよう努めます。

企業等は、従業員等が事業所内に待機できるよう、3日分の必要な水、食料、毛布などの物資の備蓄に努めます。

(大規模な集客施設等での利用者保護)

地震発生時には、大規模な集客施設やターミナル駅等において、多くの帰宅困難者等の発生が予想 されることに鑑み、市区町村や関係機関等と連携し、事業者等は、利用者を保護するため、適切な待 機や誘導に努めます。

(従業員等を待機させるための環境整備)

企業等は、従業員等を一定期間事業所内に留めておくことが可能となるよう、事業所建物の耐震化、 家具類の転倒・落下・移動防止、ガラスの飛散防止など、従業員等が事業所内に安全に待機できる環 境整備に努めます。

(事業継続計画等への位置づけ)

企業等は、BCP(事業継続計画)等において、首都直下地震発生時における従業員等の待機及び帰宅の方針をあらかじめ定めておき、従業員に周知することに努めます。

(安否確認)

企業等は、地震発生時には電話が輻輳することを踏まえ、事業所と従業員間の安否確認方法をあらかじめ定めるとともに、従業員とその家族間においても、複数の安否確認手段(携帯電話災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル 171、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等)を確認し、当該手段を利用するよう周知することに努めます。

(訓練)

企業等は、地震発生時を想定した訓練を定期的に行い、必要に応じて対策の見直しを行うことに努めます。

第2節 一時滞在施設の指定

1 一時滞在施設の指定について

市及び区は、地震により大量の帰宅困難者の発生が予測される区内主要駅等を中心に、帰宅困難者の安全の確保と災害関連情報を提供するための一時滞在施設を指定します。

指定にあたっては、帰宅困難者の受入れを円滑に行うとともに、地域住民が使用する避難場所と 混同しないよう、駅周辺の公的施設及び民間施設等に対し協力をいただきながら拡充を図ります。

◇ 資料編 資料9「帰宅困難者一時滞在施設一覧」参照

2 備蓄品の確保

帰宅困難者向けの水缶、アルミブランケット、トイレパック、保存用ビスケットを、一時滞在施設に備蓄しました。また、戸塚駅周辺施設2箇所に、帰宅困難者用備蓄物資の保管場所を整備しています。

第3節 主要駅等の帰宅困難者対策連絡協議会

1 連絡協議会の設置

区内の主要駅(戸塚駅、東戸塚駅)の鉄道事業者、駅周辺商業施設事業者、帰宅困難者一時滞在 施設管理者、行政等により帰宅困難者対策連絡協議会(以下、「連絡協議会」という。)を設置し、 意見交換等を行い、顔の見える関係を築くとともに、連携・協力し主要駅等における帰宅困難者対 策の強化を図ります。

2 連絡協議会の役割について

(1) 平常時の役割

帰宅困難者対策連絡協議会は、意見交換を行い、顔の見える関係を築くとともに、連携・協力 し主要駅等における帰宅困難者対策の強化を図ります。

(2) 帰宅困難者発生時の役割

ア 区本部避難者・駅対応班は、連絡協議会から公共交通機関の運行状況、駅周辺に滞留している帰宅困難者の状況、震災における被害状況及び一時滞在施設の開設状況等について情報収集を行います。また、各種情報の一元化を行うとともに、連絡協議会と情報共有を図ります。

イ 連絡協議会は、集約された一時滞在施設の開設状況やバス振替輸送の実施状況、鉄道の復旧状況などの関係情報を帰宅困難者等に対し広く情報発信を行います。

第4節 帰宅困難者対応

1 区本部の対応

区本部長は、戸塚駅、東戸塚駅及び駅周辺における混乱を防止するため、区本部避難者・駅対応 班を派遣し帰宅困難者の対応を実施します。 連絡協議会と連携し、駅等周辺の帰宅困難者の状況等を把握するとともに、災害情報等の広報及 び避難誘導等を実施します。一時滞在施設の開設状況や運営状況等を把握し、必要な支援を行いま す。

2 関係機関の対応

(1) 鉄道事業者の対応

鉄道事業者は、利用者の安全確保を図るため、鉄道運行情報等の提供や安全な場所への避難誘導を行うとともに、施設内に待機できる場所の確保が可能な駅においては、帰宅困難者の受入れ等を実施します。また、現地合同本部において実施する徒歩帰宅を支援する情報提供や、一時避難場所や一時滞在施設への案内又は誘導、代替輸送手段等を確保します。

(2) 企業等の事業所の対応

企業等の事業所は、帰宅困難者の発生を抑制するために、事業所等の従業員の施設内待機を図り、災害関連、公共交通機関の運行状況等の情報提供や必要に応じた備蓄物資等の提供を実施します。

また、共助の観点から外部の帰宅困難者(来社中の顧客や施設周辺にいた帰宅困難者)の受入れに努めます。更に、可能な範囲で、被災者支援・復旧活動(特に要援護者の保護等)を実施します。

(3) 一時滞在施設の開設

区本部は、地震により多くの帰宅困難者が発生した場合、安全の確保と災害関連情報の提供のため、事前に指定した施設等に対して、帰宅困難者一時滞在施設の開設を要請します。 なお、区本部と連絡が不能の場合は、施設の判断で開設します。

帰宅困難者一時滞在施設では、帰宅困難者に情報提供を行うとともに、物資提供(水缶、保存 用ビスケット、アルミブランケット)を行います。

一時滞在施設の開設期間の目安は、翌朝までとし、状況に応じて2日目(発災翌日)は区に1 施設程度、3日目以降は市全体でパシフィコ横浜及び横浜アリーナの2施設とします。

3 徒歩帰宅者への支援

徒歩帰宅者の災害時帰宅支援ステーション(水道水、トイレ、災害関連情報の提供等)となっているガソリンスタンドやコンビニエンスストア、ファミリーレストラン等に加え、区本部長は都市部からの徒歩帰宅者の通行が想定される幹線道路沿いに、一時的な休憩場所や災害関連情報を提供するための支援拠点を設置し、徒歩帰宅者の安全な帰宅を支援します。



災害時帰宅支援ステーションステッカー



災害時徒歩帰宅者支援ステーションステッカー

4 帰宅困難者に対する物品や情報提供の支援

- (1) 駅周辺の主要な商業施設では、帰宅困難者一時滞在施設が開設されるまでの間、可能な範囲で帰宅困難者に対する一時的な退避場所の利用や飲食物品の購入支援等を行います。
- (2) 最寄りの帰宅困難者一時滞在施設の情報を検索することができる「帰宅困難者一時滞在施設検索システム(一時滞在NAVI)」等を用いて、一時滞在施設の開設情報を提供します。
- (3) 区ホームページ、ツイッターや防災情報Eメールのほか、エフエム戸塚及びジェイコム湘南・神奈川南横浜局と連携し、ローカルエリア情報をラジオ放送等により提供します。
- (4) 主要駅(戸塚駅、東戸塚駅)となる駅の構内や周辺等において、一時滞在施設の開設状況等の情報を掲出するなどにより、帰宅困難者支援情報を提供します。

第6部 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

第1章 「南海トラフ地震に関連する情報の発表」

南海トラフ地震(駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘 沖までのフィリピン海プレートとユーラシアプレートの境界を震源とする大規模な地震)を対象 として、異常な現象を観測した場合や、地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まってい ると評価した場合などに「南海トラフ地震に関連する情報」が気象庁より発表されます。

第1節 気象庁が発表する南海トラフ地震に関する情報

1 「南海トラフ地震に関連する情報」の名称及び発表条件

「南海トラフ地震に関連する情報」は、以下の2種類の情報名で発表されます。

情報名	情報の発表条件
	・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南
南海トラフ地震臨時情報	海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開
開催トノノ地展 崎 时 目 報	始した場合、又は調査を継続している場合。
	・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合。
	・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の
	推移等を発表する場合。
	・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会
南海トラフ地震関連解説情報	合における調査結果を発表する場合(ただし南海トラフ地
	震臨時情報を発表する場合を除く)。
	※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始
	した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表す
	る場合があります。

2 臨時情報に対応した配備体制

南海トラフ臨時情報が発表された場合の対応は次のとおりとします。

- (1) 市内で地震等が発生している場合
 - 地震や津波が発生している場合又は大津波警報や津波警報・注意報が発表されている場合は、配備基準に基づく体制をとり、災害対応に当たります。
- (2) 市内で地震等が発生していない場合

気象庁が発表する情報に応じて、次表に定める体制とし、必要な人員を配備します。

気象庁が発表する情報	配備体制
南海トラフ地震臨時情報(調査中)	通常体制にて情報収集の実施
南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)	区災害対策本部
南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)	区警戒本部
南海トラフ地震臨時情報 (調査終了)	通常体制

第2章 区の活動体制

第1節 区災害対策本部の設置

区長は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたときは、直ちに区役所内に 区本部を設置します。

区本部長は、区本部が設置されたときは、直ちにその旨を市本部長に報告するとともに、区本部の設置構成機関及び区内の防災関係機関等に通知します。

第2節 区災害対策本部の廃止

巨大地震注意対応(日頃からの地震への備えを再確認する等)の旨が国から発表されたときは、区本部を廃止して区警戒本部へ移行します。

第3節 区警戒本部の設置

区警戒本部長は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたときは、直ちに区 役所内に区警戒本部を設置します。

1 組織構成

区警戒本部長	副区長
構成	区警戒本部長が編成する班及び資源循環局事務所、土木事務所、
	水道局水道事務所及び消防署をもって構成します。

2 区警戒本部会議

区警戒本部会議の開催	区警戒本部長が必要と認める場合は、活動方針の伝達、災害応急
四言双本即云磁切用惟	対策の協議のため、構成員を招集し区警戒本部会議を開します。
職員の派遣	1 区警戒本部長が必要と認める場合は、区警戒本部を構成する資
	源循環局事務所長、土木事務所長、水道局水道事務所長又は消防
	地区本部長は、所属職員の中から情報収集を行う者を指名し、区
	警戒本部に派遣します。
	2 区警戒本部長は、必要に応じて、市警戒本部に職員を派遣し、
	情報を収集します。
関係者の出席	区警戒本部長は必要に応じて区防災対策連絡協議会の構成機関等
	の出席を求めます。

3 主な対応

主な対応	1 区庁舎内に区警戒本部を設置します。	
	2 南海トラフ臨時情報に関する情報収集・伝達	
	3 区警戒本部及び署所の職員配備状況を把握します。	
	4 発災時の対応要領の検討 (区災害対策本部設置準備)	
	5 その他必要な措置	
構成署所等の対応	所管する応急活動の準備を実施するとともに、区警戒本部長の災害応	
	急対策準備の指示又は要請に応じます。ただし、所管局長の命を受け	
	応急活動準備を実施するため区警戒本部長の指示又は要請に応じられ	
	ないときは、区警戒本部長に対し、その旨を通報します。	

4 区警戒本部の廃止

大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う旨が国から発表されたときは、区警戒本部を廃止します。

≪ 戸塚区防災計画(震災対策編)令和4年度版 ≫

発行/横浜市戸塚区役所総務課 〒244-0003 横浜市戸塚区戸塚町 16-17 改定年月日/令和4年8月

